

検 定 業 務 規 程

令 和 8 年 4 月

検定業務規程

昭和43年10月15日制定

[沿革] 平成21年 3月16日全部改正

平成22年11月 1日一部改正(あ)

平成25年 2月25日一部改正(い)

平成26年 1月30日一部改正(う)

平成26年 2月25日一部改正(え)

平成28年 5月13日一部改正(お)

平成29年 4月25日一部改正(か)

令和 3年 3月24日一部改正(き)

令和 7年 7月30日一部改正(く)

令和 8年 4月 1日一部改正(け)

目 次

第1章 総則（第1条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 試験及び検定業務

第1節 型式試験（第2条～第6条）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2節 型式変更試験（第7条）・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第3節 型式適合検定（第7条の2～第19条）・・・・・・・・ 4

第4節 軽微変更（第20条～第21条）・・・・・・・・・・・・ 11

第5節 雑則（第22条～第32条）・・・・・・・・・・・・・・ 12

第6節 不正行為等に対する措置（第32条の2～第36条） 16

附 則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、日本消防検定協会業務方法書（以下「業務方法書」という。）第24条の規定に基づき、日本消防検定協会（以下「協会」という。）が行う検定業務について必要な事項を定める。

第2章 試験及び検定業務

第1節 型式試験

(型式試験の申請)

- 第2条 型式試験を申請しようとする者（以下「型式試験申請者」という。）は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）別記様式第2号に定める型式試験申請書正副各1通に、規則第35条第3項に定める見本（型式試験申請者の名称又はその略称が記載されているものに限る。）及び同条第4項各号に定める書類（以下「見本等」という。）並びに次条に規定する振込用紙の振込票（2以上の申請に係る手数料を一度に振り込む場合にあつては、別記様式第8号の2に定める手数料内訳書に貼付すること。以下同じ。）を添えて、協会（本所型式試験主管課をいう。以下この条、第5条及び第26条において同じ。）に提出するものとする。（い）(j)(き)
- 2 前項の見本等の提出は、原則として、持参するものとする。ただし、あらかじめ、協会が持参することが困難であり、見本等に係る説明の必要がないと認める場合は、郵送等により提出することができる。
- 3 型式試験申請書の種別及び型式欄には、附表第1に掲げる種別及び型式の区分の例により記載するものとする。
- 4 型式試験申請書には、担当者の氏名、所属部署及び連絡先の電話番号が記載されたものを添付するものとする。
- 5 書類は、次表に掲げるところによるほか、次の各号によるものとする。（j)(き)
- (1) 書類は、正副ごとに産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に定める日本産業規格（以下「JIS」という。）P0138のA4の大きさのファイルに一括して編冊すること。（い)(き)
- (2) 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第21条の4第2項の型式承認を受けた型式のうち、法第21条の5又は法第21条の6の規定により当該型式承認の効力が失われていない型式（以下「既承認型式」という。）を有する者に、既承認型式による製品と同一の製品の製造を委託することを前提として型式試験の申請を行う場合の取得しようとする型式（以下「委託型式」という。）に係る型式試験申請書の書類については、設計図、明細書、工場設備概要調書、製造工程概要調書、検定対象機械器具等の技術上の規格に関する社内における検査体制に係る調書（以下「社内検査体制等概要調書」という。）及び社内試験成績表を別記様式第1号に換えることができること。（あ）(い)(き)

区分	部数	備考
設計図	正副各 1 部	見本の形状、構造、材質、成分及び性能（以下「形状等」という。）を明らかにし、J I S Z 8 3 1 0により製図されたもの
明細書	正副各 1 部	別記様式第 2 号の 1 から第 2 号の 1 1 までのもの
工場設備概要調書	正 1 部	別記様式第 3 号の 1 から第 3 号の 3 までのもの（既承認型式と重要でない部分（消火器用消火薬剤等の型式適合検定の手数料の額等を定める件（昭和 5 0 年自治省告示第 2 5 1 号。以下「2 5 1 号告示」という。）二の表の中欄に掲げる部分をいう。以下同じ。）が異なる型式試験（以下「型式変更試験」という。）のうち、既承認型式と同一の設備を使用する場合にあっては、要しない。）
製造工程概要調書	正 1 部	別記様式第 4 号のもの（材料、部品等の受入から完成品の出荷に至るまでの工程のうち、申請に係るものの主要構成部分等の受入、製造、加工、組立等の工程で、製造者自らが重要なものであると判断している工程の概要を明らかにしたもの）
社内検査体制等概要調書	正 1 部	別記様式第 5 号のもの（型式適合検定の申請に係る型式の形状等が型式承認を受けた当該型式の形状等に適合していることの検証等として、最終的な判断に至るまでの工程等で行う検査項目、検査方法、判断基準等の概要を明らかにしたもの）
社内試験成績表	正 1 部	別記様式第 6 号の 1 から第 6 号の 1 2 までのもの
契約書	写 1 部	委託型式の場合に限る。 当該申請者と当該製造者との間の受検業務委託の関係を明らかにした別記様式第 7 号に準じたもの

6 委託型式又は協会が認めた型式に係る見本については、提出しないことができる。

(型式試験手数料の納付) (い)

第3条 型式試験申請者は、型式試験手数料（業務方法書第19条第1項の規定により定める日本消防検定協会認可手数料表による手数料で、日本円に限る。）を原則として指定の振込用紙（別記様式第8号の1）により振り込むものとする。ただし、指定の振込用紙以外の振込用紙で銀行振込を行う場合にあつては、振込人、振込銀行、振込支店、振込日、協会の被振込銀行、被振込支店及び振込金額が明記された用紙を指定の振込票に換えることができる。（い）（う）

（第1次試験）

第4条 協会は、型式試験申請書を受理した場合、法第21条の2第2項に規定する技術上の規格（以下「規格」という。）に基づき第2条第1項の見本等について、別に定める細則（以下「検定細則」という。）に規定する第1次試験における全ての試験項目について、検定細則に規定する方法を用いて試験を行う。この場合において、当該試験については、別に定める試験設備を用いて行うものとする。（あ）（う）（き）

2 協会は、第2条第1項に規定する書類について必要に応じて確認することができる。（き）

3 協会は、第1次試験の結果が良好の場合、第2次試験を実施する旨を型式試験申請者に通知する。ただし、提出された見本等により、第2次試験を行うことができると協会が認める場合にあつては、この限りでない。（き）

4 協会は、第1次試験の実施中に不良事項が見出された場合又は当該試験の実施に著しい支障を及ぼす事項が生じた場合、試験を中止する。ただし、その不良事項が他の試験の続行に支障がなく、第2条第1項に規定する書類の不備その他比較的軽度である事項に該当するものであると認める場合にあつては、この限りでない。（き）

5 協会は、前項により試験を中止した場合、その理由を付して第2次試験を取りやめる旨を型式試験申請者に直ちに通知する。（い）（き）

6 協会は、既承認型式を有する場合における当該既承認型式と提出した型式との相違を明らかにした書類及び見本等により試験する製品又は部品が、既承認型式又は型式試験中の型式の製品若しくは部品と同一のものであると認める場合、第1項の試験項目の一部について、当該型式に係る試験項目のデータを活用することができる。（あ）（い）（き）

7 協会は、型式試験中において、型式試験申請者が当該型式に係る申請の取り下げを行った場合、当該試験を取りやめる。（い）（き）

（第2次試験）

第5条 前条第3項の通知を受けた者は、当該通知がされた日から6月（やむを得ない理由のため、第2次試験の試験期限延期届（別記様式第9号）正1部をあらかじめ協会に提出して、その承認を得た場合にあつては、1年）以内に、希望する日時を希望する日の15日前までに協会に届け出るものとする。（い）（き）

2 協会は、前項の届出を参酌して、試験を実施する日時を指定して連絡する。

3 前項の規定により指定された日時の変更を希望する者は、協会が指定した日の7日前までに、その旨を協会に届け出るものとする。

- 4 第2次試験を受けようとする者は、原則として、規則別表第2に掲げる見本の数量を超える数の見本及び社内検査の結果を記載した書類を工場設備概要調書に記載した受検場所（型式試験申請者が型式適合検定を受けようとする場所であり、規則第34条の5第2項に基づき協会が指定する場所をいう。以下同じ。）に準備するものとする。
（じ）（か）
- 5 第2次試験は、受検場所において次により行うものとする。（じ）
（1）前項の見本について検定細則に規定する方法により試験を行うこと。
（2）附表第2に掲げる検査設備について確認を行うこと。（い）
（3）製造工程及び社内検査体制等の概要について確認を行うこと。（あ）（じ）
- 6 協会は、第1項に規定する期限を経過した場合、第2次試験を取りやめる旨を型式試験申請者に通知する。
- 7 協会は、提出された見本等が既承認型式と同等であると認める場合、第5項各号に掲げる項目の一部について、当該既承認型式に係る項目のデータを活用することができる。

（型式試験結果通知）

第6条 協会は、第2次試験の結果を踏まえた型式試験結果及び意見を型式試験申請者に通知する。

第2節 型式変更試験

（型式変更試験）

第7条 型式変更試験は、前節の規定に準じて行うものとする。

- 2 規則別記様式第3号に定める型式試験申請書の相違点の欄には、変更しようとする既承認型式との相違内容（251号告示に掲げる事項をいう。）を記載するものとする。

第3節 型式適合検定

（型式適合検定の方法）（じ）

第7条の2 型式適合検定の方式は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める方法によるものとする。（き）

- （1）立会型式適合検定 協会があらかじめ認める第2条第1項に規定する書類により製造、検査等が行われた製品について規則第34条の6に規定する方法による型式適合検定をいう。（き）
- （2）データ審査型式適合検定 協会があらかじめ認める第2条第1項に規定する書類により製造、検査等が行われた製品について規則第34条の7に規定する方法による型式適合検定をいう。（き）

（検定計画）

第8条 型式適合検定を申請しようとする者（以下「型式適合検定申請者」という。）は、毎月25日までに、翌月分の型式適合検定受検日希望表（別記様式第10号。以下「受

検日希望表」という。)を協会(本所型式適合検定主管課をいう。以下この条及び第11条において同じ。)に提出するものとする。ただし、事前に1年間又は半年間の受検日希望表が提出されている場合にあつては、この限りでない。

- 2 協会は、受検日希望表を参酌して月ごとに検定計画を作成して、型式適合検定を行う。
- 3 協会は、前項の検定計画が第1項の受検日希望表と異なる場合、速やかに、協会が定めた受検日を型式適合検定申請者に通知する。
- 4 型式適合検定申請者は、やむを得ない理由のため、受検日又は受検数量の著しい変更を希望する場合、受検日の7日前までに、この旨を協会に連絡するものとする。
- 5 型式適合検定申請者は、申請に係る数量について、おそくとも型式適合検定の受検希望日(申請に係る数量に満たない数量で受検して生じた申請残数については、当該申請の最初の受検日とする。)から3月以内に受検するものとする。
- 6 型式適合検定申請者は、やむを得ない事情のため前項の規定による受検ができない場合、当該申請について第25条の規定による取り下げの届出を行うものとする。

(型式適合検定の申請)

第9条 型式適合検定申請者は、規則別記様式第7号に定める型式適合検定申請書正副各1通(当該申請者が副本の返却を求めない場合にあつては、正1通。)に次条に規定する振込用紙の振込票を添えて、協会(立会型式適合検定の受検場所が本州のうち、京都府、滋賀県及び三重県(警報設備の場合にあつては、京都府、滋賀県、奈良県及び和歌山県)以西の地域(以下「大阪支所管内」という。))にある者は、大阪支所。以下第15条、第16条、第18条、第20条、第23条、第28条及び第30条において同じ。)に検定日の5日前までに提出するものとする。ただし、規則第39条ただし書の電磁的方法により型式適合検定の申請(以下「電子申請」という。)を行う場合にあつては、協会が指定する方法による。(あ)(い)(じ)(え)

- 2 型式適合検定申請書は、次によるものとする。
 - (1) 種別及び型式欄には、型式承認を受けた種別及び型式を記載すること。
 - (2) 型式適合検定申請書は、型式番号ごとに作成すること。ただし、第14条第2項第1号アのただし書により一括して1ロットとすることができる型式で、種別、手数料単価及び受検日が同一である場合にあつては、種別ごとに作成することができる。
 - (い)
 - (3) 型式適合検定申請書を前号のただし書により作成する場合にあつては、当該申請書の型式番号を備考欄に記載するか又は別紙とすることができること。(い)
 - (4) 1回の受検に申請する数量は、原則として、型式番号ごとに附表第3に掲げる数量以上とし、かつ、確実に受検できる数量とすること。
 - (5) 合格証票類取扱特例規程を適用している場合にあつては、備考欄に適用している方式及び方式ごとの受検数量を記載すること。(え)
 - (6) 立会型式適合検定にあつては、備考欄に検査のきびしさを記載すること。(じ)
 - (7) 第2条第5項第2号及び第30条第1項の規定による契約書により型式適合検定受検業務を委託した場合における型式適合検定申請者は、当該委託者(第27条第1項の規定による代理人を含む。)とすること。(あ)(じ)

(型式適合検定手数料の納付) (い)

第10条 型式適合検定申請者は、型式適合検定手数料(業務方法書第19条第1項の規定により定める日本消防検定協会認可手数料表による手数料で、日本円に限る。)を原則として指定の振込用紙(別記様式第8号の1)により振り込むものとする。ただし、指定の振込用紙以外の振込用紙で銀行振込を行う場合にあっては、振込人、振込銀行、振込支店、振込日、協会の被振込銀行、被振込支店及び振込金額が明記された用紙を指定の振込票に換えることができる。(じ)

(受検場所、検査設備、製造工程又は社内検査体制等の変更)

第11条 型式適合検定申請者は、第2次試験において確認を受けた工場設備概要調書に記載した受検場所又は従前の型式適合検定を受けた場所を移転、増設若しくは廃止しようとする場合、受検場所変更届(別記様式第11号)正1部に次の各号に掲げる書類1部を添えて、あらかじめ、協会に提出するものとする。ただし、変更内容が受検場所詳細図に記載された検査設備等のレイアウト変更等であって、協会が型式適合検定の実施に支障がないものと認めるものについては、変更後に届け出ることができる。(い)

(1) 移転又は増設の場合にあっては、工場設備概要調書、製造工程概要調書、社内検査体制等概要調書、受検できる検査項目表及び未処理状況明細書(合格証票類の数、未処理件数及び個数を明らかにしたものをいう。以下同じ。)(あ)

(2) 廃止の場合にあっては、未処理状況明細書

2 型式適合検定申請者は、第2次試験において確認を受けた検査設備(附表第2のうち○印を付したものを)を改造、取替え又は増設しようとする場合、検査設備変更届(別記様式第12号)正1部を協会に提出するものとする。(い)(き)

3 型式適合検定申請者は、第2次試験において確認を受けた製造工程又は社内検査体制等の概要を変更しようとする場合、製造工程・社内検査体制等変更届(別記様式第13号)正1部を協会に提出するものとする。(あ)(い)(じ)

4 協会は、提出された変更届について調査又は確認を行い、その結果を通知する。この場合において、協会は、調査等に必要な資料の提出を要求することができる。

5 第2項及び第3項の規定は、当該各項の規定により承認を受けた検査設備を改造等する場合又は製造工程若しくは社内検査体制等の概要を変更する場合について準用する。(あ)(じ)

6 委託型式に係る受検場所変更届、検査設備変更届又は製造工程・社内検査体制等変更届の提出は、当該委託型式を受託している者が受託している型式(以下「受託型式」という。)に係る当該変更届の際に委託型式の型式番号を記載することにより、届出を行ったものとみなすことができる。(あ)(い)

(受検者の整備事項)

第12条 型式適合検定申請者は、検査設備を附表第2に掲げるものと同等以上の性能となるように維持整備するものとする。(い)

- 2 型式適合検定申請者は、原則として、受検日前までに実施した受検品の社内検査等の結果を記載した書類を受検日当日に用意するものとする。(あ)
- 3 型式適合検定申請者は、第21条第2項及び第26条第1項の規定により返却された書類を編冊し、整備するものとする。
- 4 型式適合検定申請者は、適正、かつ、能率よく受検するために受検場所の整備に努めるものとする。
- 5 受検場所における受検品は、検定合格品、未受検品、第7項の別に準備する製品及びその他の製品と明確に識別し、整然と配列するものとする。
- 6 受検品には、抜き取りが円滑に行えるように整理番号等を表示するものとする。ただし、箱等に梱包された状態の受検品にあつては、当該箱等に表示をすることができる。(い)
- 7 型式適合検定申請者は、検査によって破壊される試料の数と不合格判定数未満の数を合計した数を上限とする数の製品(申請に係る数量の製品と同一の原材料、部品、製造工程、検査工程及び時期により製造されたもの。以下「予備品」という。)を、申請に係る数量の製品とは別に準備し、受検品に加えて受検することができる。(あ)(じ)

(立会型式適合検定の受検品等の確認) (い)

第13条 立会型式適合検定における受検品等の扱いは、次のとおり行うものとする。

(い)(じ)

- (1) 受検品に係る型式及び数量が申請されたものであるかを確認すること。(い)
- (2) 別記様式第16号に定める型式適合検定申請整理表・受検成績履歴表(電子申請を行う場合にあつては、協会が別に定めた様式。以下「履歴表」という。)に受検数、予備品の数、抜取検査の試料の大きさ等の内容を適正に記載すること。(じ)
- (3) 協会は、受検品の全ての型式ごとに、少なくとも一個を任意に抽出(次条第2項第3号により試料として抽出された型式に係るものの抽出を除く。)し、受検品が当該型式に係るものであるかについて、外観及び表示を確認すること。この場合において、欠点、不良等が見出された場合には、検査における欠点として取り扱わないこと。(い)(じ)(き)
- (4) 協会は、前条第1項の検査設備について、附表第2に掲げるものと同様以上の性能を有すること及び使用可能な状態に維持されていることを必要に応じて確認すること。(い)(じ)
- (5) 協会は、前条第2項に規定する書類について、社内検査体制等概要調書に基づき作成されていることを必要に応じて確認すること。(き)

(立会型式適合検定の検査方法) (い)

第14条 立会型式適合検定は、種別、型式、検査項目数量及び検査のきびしさに応じて規則第34条の6に規定する型式適合検定抜取検査方式に基づく検定細則で定める方法により行うものとする。(い)

- 2 抜取検査は、次の各号に掲げる手順により行うものとする。
 - (1) ロットは、受検場所ごとに次により構成されていること。

ア 1ロットは、1型式の製品で構成されていること。ただし、同一又は類似の製品であって、同一の製造工程及び検査工程によるものとして協会が支障ない型式と認めた製品については、2以上の型式の製品を一括して1ロットとすることができる。

イ 原則として、同一の時期に製造された製品ごとに構成されていること。(い)

ウ 同一ロットとして一括することができる型式については、検定細則の規定によること。

エ ロットの取扱いは、受検者の希望によらないものであること。

(2) 検査のきびしさは、次によること。

ア 高水準品質Ⅱ検査、高水準品質Ⅰ検査、標準品質検査、品質水準強化Ⅰ検査及び品質水準強化Ⅱ検査の5段階とすること。

イ 検査のきびしさの切替えは、検定細則に規定する手順により行うこと。(い)

ウ 標準品質検査の適用を標準とすること。ただし、協会が型式適合検定申請者の社内検査体制等（製造工程、検査工程等における社内検査を含む。）により検査のきびしさを標準品質検査で実施することが適切でないとする場合においては、品質水準強化Ⅰ検査又は品質水準強化Ⅱ検査を適用することができる。(あ)

(3) 試料の抽出は、ロットごとに受検品の型式番号、数量等の確認を行った後、検定細則に規定する抜取表に掲げるロットの大きさごとの通常検査及び少数検査に必要な数をJIS Z 9031の乱数表、正20面体乱数サイ又はその他協会が認めたものを用いて行うこと。

(4) 抽出した試料の管理は、原則として、次によること。

ア 一連番号を付すこと。

イ 通常検査及び少数検査の対象となった旨の印その他識別できる記号を付すこと。

ウ 抽出した試料には、必要に応じて、容易に触れることができない封印等を行うことができること。

エ 抽出した試料は、指示された場所に明確に配置すること。

(5) ロットの取り扱い、検査項目、検査手順その他立会型式適合検定に必要な事項については、検定細則の規定によること。(い)

3 協会は、必要があると認めた場合、検定細則で定めるところにより協会が保有する検査設備（附表第2のうち◎印を付したもの）を使用して型式適合検定を行うことができる。この場合において協会は、事前に受検者に連絡するものとする。(き)

(立会型式適合検定の可否の判定等) (い)

第15条 検定員は、検定細則に規定する立会型式適合検定におけるすべての検査項目が終了した時、立会型式適合検定の可否の判定を、原則として、当該立会型式適合検定を実施した場所において、次の各号により行う。(う)

(1) ロットの可否の判定は、検定細則の規定により行うこと。

(2) 欠点の区分は、その欠点の重要度に応じて次のように分類すること。

ア 致命欠点 人体に障害を及ぼすおそれのあるもの又は機器等の基本的機能を果たさないもの

- イ 第1欠点 致命欠点に該当しない機器等の機能に重大な支障を生じるおそれのあるもの
- ウ 第2欠点 致命欠点及び第1欠点に該当しないもので機器等の機能に支障を生じるおそれのあるもの、機器等の構造が型式承認を受けたものと異なるもの（機能に支障を生じるおそれのないものに限る。）又は使用に際し機器等の機能に支障を生じるおそれのある表示に誤りのあるもの（j）
- エ 第3欠点 致命欠点、第1欠点又は第2欠点に該当しない軽微な支障のあるもの
- (3) 各検査項目における欠点区分に応じた欠点の内容は、検定細則の規定によること。
- (あ)
- (4) 合格品質限界（以下「AQL」という。）の指定は、検定細則の規定によること。
- 2 立会型式適合検定で合格したロットの処置は、次の各号により行うものとする。
- (1) 欠点が見出された試料又はロット中の製品については、予備品と取り替えるか又は調整若しくは修理して良品とすること。
- (2) 前号において予備品がない場合又は修理若しくは調整が不能である場合は、当該試料を不合格品とすること。（あ）(i)
- (3) 欠点が見出された場合（機能に影響を及ぼす欠点が見出された場合、同一の内容の欠点が継続的に見出された場合等で協会が指定するものに限る。）、型式適合検定申請者は、当該欠点に関しての再発防止対策について記載した不適合改善方法書（別記様式第14号）を当該ロットの次回受検前までに協会に提出すること。（い）
- 3 立会型式適合検定で不合格になったロットの処置は、次の各号により行うものとする。
- (1) 不合格となった原因を調査すること。
- (2) 型式適合検定申請者は、不合格となった原因、不良事項に対する改良処置、不合格となったロットの処置方法及び再発防止対策について記載した不合格改善方法書（別記様式第15号）を当該ロットの次回受検前までに協会に提出すること。（い）
- 4 協会は、提出された不適合改善方法書又は不合格改善方法書を審査して、その結果を型式適合検定申請者に通知する。
- 5 協会は、同一ロットにおいて、不適合改善方法書又は不合格改善方法書が頻繁に提出される場合、必要に応じて型式適合検定申請者に不適合改善方法書又は不合格改善方法書の書類の他に次の各号に掲げる事項を記載した文書を、当該ロットの次回受検前までに協会に提出するよう求めることとし、当該者はこれに従うものとする。（い）
- (1) 既に提出した不適合改善方法書又は不合格改善方法書に対する適切性、妥当性、有効性等を評価した事項（い）
- (2) 前号を踏まえた不良事項、原因に対する改良処置（社内検査方法を含む。）等の再発防止対策に関する事項（い）
- (3) 他の同一種別の型式に係る製造方法、検査方法等への影響の有無に関する事項（い）
- (4) 不良品の市場流出の有無に関する事項（い）
- 6 協会は、前項の文書を審査して、その結果を型式適合検定申請者に通知する。（い）
- 7 協会は、前項の審査を行うために必要がある場合、前項の文書を提出した型式適合検定申請者に連絡のうえ、その受検場所に立ち入って調査を行うものとする。（い）

(データ審査方式の申請、審査等) (j)

第15条の2 規則第34条の7のデータ審査方式申請者は、データ審査方式申請書(規則別記様式第1号の12)正1部に、データ審査型式適合検定責任者選任届(別記様式第16号の2)及び未処理状況明細書各正1部を添えて協会に提出しなければならない。
(き)

- 2 協会は、前項の書類及び検定細則で規定する品質管理方法書について調査し、その結果を審査するものとする。
- 3 協会は、前項の結果をデータ審査方式申請者に通知するものとする。
- 4 データ審査型式適合検定責任者は、協会が別に定めるところにより、データ審査型式適合検定責任者講習を受講し、登録を受けなければならない。
- 5 データ審査型式適合検定の申請、方法、判定等については、検定細則で定めるところによるものとする。

(データ審査型式適合検定の実施状況等の調査) (j)

第15条の3 協会は、データ審査型式適合検定の実施状況及び前条第2項に係る事項等データ審査型式適合検定に関する事項の実施状況を確認するため、検定細則に定めるところにより定期的に受検場所における調査を実施するものとする。

(立会型式適合検定への移行) (j)

第15条の4 協会は、データ審査型式適合検定において検定細則に定める型式適合検定の移行要件に該当する場合、立会方式による型式適合検定に移行することができるものとする。

(型式適合検定の保留)

第16条 協会は、検査設備が不良等のため当該検定日中に型式適合検定が完了しないと認める場合又は第12条第2項の書類が用意されない場合若しくは当該書類を確認の結果、内容に不備等があると認められる場合、当該ロットの型式適合検定を保留する。この場合において、型式適合検定申請者は、保留となった原因、検査設備の改善その他再発防止対策についての報告を文書により協会に提出するものとする。(い)

2 協会は、前項に規定する再発防止対策の実施状況を確認する必要があると認める場合、型式適合検定申請者に連絡の上、受検場所等における確認を行うものとする。(い)

3 第1項の規定により保留したロットの型式適合検定は、検査設備の改善その他再発防止対策の措置が完了した旨の報告を受けた後に、新たなロットとして行うものとする。この場合における検査のきびしさは、保留前の検査のきびしさと同様にするものとする。
(い)

(合格の表示)

第17条 協会は、第15条第1項又は第15条の2第5項に基づく検定細則の規定により合格と判断された製品について、附表第4に掲げる方法により合格の表示を行う。た

だし、次条第1項の規定により協会が認めた場合にあつては、受検前に合格証票類を製品に貼付等しておくことができる。(j)

- 2 合格証票類の貼付等は、直接、製品本体に行うものとする。ただし、協会は、製品に貼付等された銘板等が容易に剥がれないもの又は剥がれても再使用ができないものと認めた場合、合格証票類の銘板等への貼付等を行うことができる。
- 3 協会は、第1項ただし書の規定に係る製品が第15条第1項又は第15条の2第5項に基づく検定細則の規定により不合格と判断した場合、原則として、当該不合格品に付した合格証票類をはぎ取り又は明瞭に消印する。(j)
- 4 型式適合検定に合格した製品で協会が指定したその構成部品には、附表第5の表示を行うものとする。

(合格証票類の取扱いの特例)

第18条 協会は、型式適合検定申請者が別に定める合格証票類取扱特例規程に適合していると認めた場合、合格証票類の取扱いの特例を認めることができる。

- 2 協会は、前項の規定により合格証票類の取扱いの特例を認めた型式適合検定申請者に対して、その管理状況について、随時検査することができる。
- 3 協会は、合格証票類の取扱いの特例を認めた型式適合検定申請者の合格証票類に係る管理状況が適正でないと認める場合又は型式適合検定申請が適正に行われなかった場合（長期の申請残を常に生じる場合等）、合格証票類の取扱いの特例を取り消すことができる。(i)
- 4 型式適合検定申請者は、合格証票類の取扱いの特例に係る管理を行うために必要な事項を変更する場合、速やかに協会に届け出るものとする。
- 5 型式適合検定申請者は、合格証票類に係る不具合、支障等が見出された場合、直ちに協会に届け出るものとし、協会の指示に従うものとする。

(立会型式適合検定結果の確認) (i)(j)

第19条 検定員及び型式適合検定申請者（型式適合検定申請者により型式適合検定立会責任者に委任された場合は、その者を含む。）は、型式適合検定終了後、履歴表に記載された事項について、相互確認の上、署名又は押印を行うものとする。(i)(j)

- 2 型式適合検定申請者は、前項の履歴表の写を編冊して受検場所に当該履歴表が必要と認められるまでの間保存し、かつ、適正な管理を行うものとする。(a)
- 3 型式適合検定申請者は、協会の連絡簿を受検場所に保管するものとする。

第4節 軽微変更

(軽微変更)

第20条 既承認型式の形状等について、機能に影響を与えない部分（型式試験又は型式変更試験に該当するものを除く。）の変更であつて、かつ、当該型式と同一と見なせる形状等の変更（以下「軽微変更」という。）をしようとする者は、軽微変更届（別記様式第17号）及び当該変更に係る設計図等1部並びに必要な応じて見本を、当該変更日

前までに協会に提出するものとする。この場合において、委託型式に係る軽微変更については、受託型式に係る軽微変更届に委託型式番号を記載することにより行うことができる。

- 2 軽微変更のうち、附表第6に掲げる事項に該当する事項を変更しようとする者は、前項の規定にかかわらず、当該変更する製品に係る受検日以前までに受検場所において提出することができる。
- 3 型式適合検定申請者は、軽微変更に伴い工場設備概要調書、製造工程概要調書又は社内検査体制等概要調書の記載事項の変更を要する場合、当該軽微変更を行う前に第11条に規定する変更届を協会に提出するものとする。(あ)

(軽微変更の審査)

第21条 協会は、提出された軽微変更届について、審査する。この場合において、前条第2項の規定により提出された軽微変更届が、軽微変更の範囲に該当することの判断が困難なときは、当該変更届を持ち帰り審査を行うことができる。

- 2 協会は、審査の結果、提出された軽微変更届に係る変更事項が、軽微変更の範囲の事項に該当すると判断する場合にあっては軽微変更届の協会審査結果欄に承認した旨を、軽微変更の範囲以外の事項に該当する場合又は規格に適合しないこととなると判断する場合にあっては軽微変更届の協会審査結果欄に承認しない旨を付記して返却する。(あ)(イ)

第5節 雑則

(疑義の照会)

第22条 申請者は、型式試験、型式変更試験又は型式適合検定に係る申請手続、試験結果、軽微変更その他について生じた問題、疑問等について、協会に説明を求め、又は文書により照会することができる。(き)

- 2 申請者は、第4条第5項に規定する通知に不服がある場合、協会の試験等苦情処理委員会に文書で申立することができる。(き)

(事故発生報告)

第23条 型式承認を受けた者は、検定対象機械器具等について第2項に定める不具合(以下この条において単に「不具合」という。)若しくは第3項に定める事故(以下この条において単に「事故」という。)が発生した場合又はそれらの情報を入手した場合、速やかに当該検定対象機械器具等の種別、型式、型式番号、数量及び不具合又は事故の内容を協会に報告するものとする。ただし、委託型式において、不具合又は事故が発生した場合等にあっては、委託型式の受託されている者が当該種別等の内容を協会に報告することができる。

なお、不具合又は事故について、複数以上の事例が発生等した場合には、直ちに報告するものとする。(い)(イ)

- 2 不具合とは、次に掲げるものをいう。(イ)

- (1) 製品の使用に伴い生じたもののうち、次のいずれかに該当する製品の設計、製造等に起因するものであって、経年劣化、設置、保守、環境若しくは偶発故障の要因によって生じたものでないことが明らかなもの
 - ア 製品の基本的機能を果たさないもの
 - イ 製品の機能に支障を生じたもの又は使用に際し製品の機能に支障を生じる表示があるもの
 - (2) 製品の構造が型式承認されたものと異なるもの
 - (3) 第1号に規定する不具合のおそれのあるもの
- 3 事故とは、消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）第2条第5項に規定する製品事故と同程度のもので、製品の使用に伴い生じた事故のうち、次のいずれかに該当するものであって、製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故以外のもの（製品の欠陥によって生じた事故、製品の欠陥によって生じたか不明な事故、事故原因が製品に起因する可能性が少しでも存在している事故又は事故原因に不明な点がある事故）をいう。（j）
- (1) 使用者、利用者等の生命又は身体に対する危害が発生した事故
 - (2) 製品が滅失し、又はき損した事故であって、使用者、利用者等の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのあるもの
- 4 第1項の報告を行った者は、不具合又は事故が発生した原因に関する調査（同一又は類似の製品への影響を含む。）並びに同様の不具合又は事故の発生及び拡大を防止するための必要な措置を行い、その結果を文書により協会に提出するものとする。（i）（j）
- 5 協会は、第1項の規定による報告（消防機関、消費者等から提供される検定対象機械器具等に係る不具合又は事故の情報を含む。）の内容を確認する必要があると認めるときは、当該検定対象機械器具等に係る型式承認を受けた者に連絡の上、その製品の受検場所等に立ち入って調査を行うことができる。（i）（j）（k）
- 6 協会は、第1項の報告、第4項の文書又は前項の消防機関、消費者等から提供される検定対象機械器具等に係る不具合又は事故の情報の内容が、重大かつ緊急性を有すると認める場合において、当該検定対象機械器具等に係る型式承認を受けた者に連絡の上、当該検定対象機械器具等の種別、型式及び不具合又は事故の内容その他当該検定対象機械器具等の必要な事項を消防機関等に情報提供することができる。（i）（j）（k）
- 7 協会は、型式承認を受けた者から検定対象機械器具等の回収に関する報告を受けた場合、遅滞なく、その旨を、消防庁に報告するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該検定対象機械器具等に係る型式承認を受けた者に連絡の上、当該回収を行う検定対象機械器具等の種別・型式、理由その他必要な事項を協会のホームページ等に掲載することができる。（i）（j）（k）

（検定業務の確認）

第24条 協会は、検定業務の実施状況を確認する事項を定め、これに基づいて立会型式適合検定等の抜打確認を定期的又は必要に応じ、実施するものとする。

（型式試験申請等の取り下げ）

第25条 型式試験申請、型式変更試験申請又は型式適合検定申請を取り下げ又は振り替えようとする者は、当該申請の取下届（別記様式第18号又は別記様式第19号）正副各1部を協会（受検場所が大阪支所管内にある型式適合検定申請書については、大阪支所。以下この条及び第27条において同じ。）に提出するものとする。（い）（え）（き）

2 協会は、前項の届出が提出された場合、調査を行い、試験又は型式適合検定に着手していない申請に係る取下届にあつては手数料を還付する旨、既に試験又は型式適合検定に着手している申請に係る取下届にあつては手数料を還付しない旨、振り替えができる取下届にあつてはその旨の通知を行う。

3 第18条第1項の規定により合格証票類の取扱いの特例を受ける型式適合検定申請に係る第1項の取り下げについては、取り下げに相当する数量の合格証票類を取下届に添えるものとする。

4 第1項の振り替えは、当該振り替えに係る申請手数料が同額で、かつ、同種の申請の場合、行うことができるものとする。この場合において、第18条第1項の規定により合格証票類の取扱いの特例を受ける型式適合検定申請に係る振り替えにあつては、振り替えに係る数量が同じものに限る。

（書類及び見本の返却）

第26条 協会は、型式試験申請又は型式変更試験申請の際提出された書類のうち副本を当該型式に係る型式承認を受けた場合、申請者に返却する。

2 申請者は、協会から試験が終了した旨又は取下届を受理した旨の連絡を受けた場合、見本を速やかに引取るものとする。（あ）

（申請等の委任）

第27条 申請者は、型式試験申請、型式変更試験申請、型式適合検定申請、データ審査方式申請書又はこの規程に定める届出を代理人に委任する場合、あらかじめ、委任状（別記様式第20号）1部を協会に提出するものとする。（じ）

2 申請者は、前項に定める委任状に記載している事項に変更を生じた場合、遅滞なく、変更後の委任状1部を協会に提出するものとする。（あ）

3 代理人が提出する申請書又は届出書には、申請者及び申請代理人のそれぞれの住所及び氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）を併記するものとする。なお、申請者が法人で法人内部の者を代理人とする場合、代理人の役職を記載すること。（き）

（氏名等の変更の届出）

第28条 型式試験申請者は、氏名（法人にあつては、名称又は代表者の氏名）又は住所を変更した場合、遅滞なく、規則別記様式第6号に準じた届出書1部に事実を証する書面を添えて協会に提出するものとする。この場合において、型式承認を受けた者にあつては、総務大臣に提出した当該変更届出書の写1部により行うことができる。

（検定手数料の過誤納）

第29条 申請者は、過誤納した検定手数料の還付を受けようとする場合、過誤納金還付届（別記様式第21号又は別記様式第22号）1部を協会に提出するものとする。

2 協会は、検定手数料について過不足を確認した場合、この旨を当該申請者に連絡する。

（あ）

3 前項の連絡を受けた申請者は、検定手数料の超過の場合にあつては過誤納金還付届1部を、不足の場合にあつては不足金振込届（別記様式第23号）1部に第10条に規定する振込用紙の振込票を添えて、協会に提出するものとする。（あ）

（型式適合検定受検業務の委託）（い）

第30条 型式適合検定申請者は、型式適合検定受検品の受検準備から第19条第2項に係る履歴表の管理までの業務（この条において「受検業務」という。）を委託しようとする場合、受検業務委託の関係を明らかにした契約書（別記様式第7号に準じたものとし、同様式中の第3条第2項及び第3項並びに第4条を除くこと。）写1部を協会に提出するものとする。（あ）（い）

2 型式適合検定申請者は、前項に定める契約書に記載している事項に変更を生じた場合、遅滞なく、変更後の契約書写1部を協会に提出するものとする。

（検定等を行う場所の特例）（き）

第31条 規則第39条の2に定める災害その他やむを得ない事由等があり協会が指定した場所以外の場所において試験、型式適合検定その他の検定に必要な業務（以下「検定等」という。）を行う場合については、この規程に定めるところによるほか、次の各号によるものとする。（き）

（1）協会が指定した場所以外の場所において検定等を受けようとする者（以下「特例希望者」という。）は、型式試験を申請する際（型式が承認されたものにあつては、受検場所変更届等の提出の際）にあらかじめ、協会と旅費等の必要な経費の支払い方法その他必要な事項を内容とする契約（別記様式第24号に準じたもの）を締結すること。（き）

（2）特例希望者は、検定等の実施日の10日前までに、協会が定める本邦の地域内の場所以外の場所において検定等を行う場合の旅費その他必要な経費の算定基準により計算した旅費その他必要な経費を協会に納入すること。

2 この章の規定は、本邦の地域内の場所以外の場所において検定等を行う場合について準用する。この場合において、第5条第1項中「15日前」とあるのは「30日前」と、同条第3項中「7日前」とあるのは「15日前」と、第8条第1項中「毎月25日」とあるのは「毎月1日」と、同条第4項中「7日前」とあるのは「15日前」と、第9条第1項中「検定日の5日前」とあるのは「検定日の10日前」と読み替えるものとする。（い）

（外国検査機関の検査データの受入れ）

第32条 業務方法書第21条に規定する外国検査機関に係る取扱いによる外国検査機関の検査データの受入れについては、別に定めるものとする。

第6節 不正行為等に対する措置（き）

（不正行為により型式試験を受けたときの措置）（き）

第32条の2 協会は、型式試験申請者が不正の手段により型式試験（型式変更試験も含む。この条において同じ。）を受けたと認める場合、当該不正に係る型式試験を受けた者に対して資料の提出若しくは報告を求め、又は当該者に連絡の上、その事業所等に立ち入って調査を行うことができる。（き）

2 協会は、前項の規定に基づき報告等を求めた場合、同項の不正に係る型式試験を受けた者に対し、次に掲げる事項に関する対策を講ずるよう求めることとし、当該者は、これらの内容を文書で協会に提出するものとする。（き）

(1) 不正に対する原因究明（き）

(2) 前号を受けた再発防止対策の実施（き）

3 協会は、前項に規定する対策の実施状況を確認するために必要がある場合、第1項の不正に係る型式試験を受けた者に連絡の上、その事業所に立ち入って調査を行うことができる。（き）

（型式適合検定時における不正行為に対する措置）

第33条 協会は、型式承認を受けた者が不正の手段により型式適合検定を受検していると認めた場合、直ちに型式適合検定を中止するとともに、当該不正に係る製品を型式適合検定に不合格したものとして処理するものとする。

2 前項の不合格として処理する対象は、同項の不正の手段により型式適合検定を受検した製品と同一のロットのもの全てとする。（き）

3 協会は、第1項の不正の確認を行うために必要がある場合、当該不正に係る型式承認を受けた者に対して資料の提出若しくは報告を求め、又は当該者に連絡の上、その事業所等に立ち入って調査を行うことができる。（き）

4 協会は、第1項の規定に基づき型式適合検定を中止した場合、同項の不正に係る型式承認を受けた者に対し、次に掲げる事項に関する対策を講ずるよう求めることとし、当該者は、これらの内容を文書で協会に提出するものとする。（き）

(1) 不正に対する原因究明

(2) 前号を受けた再発防止対策の実施

(3) 品質管理体制の確立

5 協会は、前項の対策が十分であると認めるまでは、第1項の不正に係る型式承認を受けた者に対して行う全ての型式適合検定を停止することができる。（き）

6 協会は、第4項に規定する対策の実施状況を確認するために必要がある場合、第1項の不正に係る型式承認を受けた者に連絡の上、その事業所に立ち入って調査を行うことができる。（き）

7 協会は、第4項に掲げる事項に関する対策が十分であると認めた場合、第1項の不正に係る型式承認を受けた者に対し、型式適合検定を再開する旨を通知する。

- 8 前項による通知後、第1項の不正に係る型式承認を受けた者に対し型式適合検定を実施する場合、型式適合検定における検査のきびしきは「品質水準強化Ⅱ検査」を適用する。ただし、「品質水準強化Ⅱ検査」の適用は、不正の手段により型式適合検定を受けた製品と同一のロットに限り適用し、その他のものについては、型式適合検定停止前の検査のきびしさを適用することができる。(い)(き)
- 9 協会は、第4項の対策を求めた場合において、当該検定対象機械器具等に係る型式承認を受けた者に連絡の上、当該対策を求めた検定対象機械器具等の種別・型式、理由その他必要な事項を協会のホームページ及び検定協会だよりに掲載することができる。(い)(き)

(不正行為により型式適合検定に合格したときの措置)

- 第34条 協会は、型式承認を受けた者が不正の手段により型式適合検定に合格したと認める場合、法第21条の8第2項の規定に基づき当該不正に係る製品の型式適合検定の合格の決定を取り消すとともに、当該型式承認を受けた者に対し、当該製品の出荷、販売等の停止を求めるものとする。(い)
- 2 前項の型式適合検定の合格の決定の取消しの対象は、同項の不正の手段により型式適合検定を受検した製品と同一のロットで型式適合検定に合格したもの全てとする。(き)
 - 3 協会は、第1項により合格の決定を取り消した製品のうち当該型式承認を受けた者が所有権を有しているものについて、当該者に合格の表示を除去させ、又はこれに消印を付させることができる。(き)
 - 4 協会は、第1項の不正の確認を行うために必要がある場合、同項の不正に係る型式承認を受けた者に対して資料の提出若しくは報告を求め、又は当該者に連絡の上、その事業所等に立ち入って調査を行うことができる。(き)
 - 5 協会は、第1項の規定に基づき型式適合検定の合格の決定を取り消す場合、同項の不正に係る型式承認を受けた者にその理由を付してこれを通知する。
 - 6 協会は、第1項の規定に基づき型式適合検定の合格の決定を取り消した場合、遅滞なく、その旨を、理由を付して総務大臣に報告するものとする。(い)
 - 7 協会は、第1項の規定に基づき型式適合検定の合格の決定を取り消した場合、同項の不正に係る型式承認を受けた者に対し、次に掲げる事項に関する対策を講ずるよう求めることとし、当該者は、これらの内容を文書で協会に提出するものとする。
 - (1) 不正に対する原因究明
 - (2) 前号を受けた再発防止対策の実施
 - (3) 品質管理体制の確立
 - 8 協会は、前項の対策が十分であると認めるまでは、第1項の不正に係る型式承認を受けた者に対して行う全ての型式適合検定を停止することができる。(き)
 - 9 協会は、第7項に規定する対策の実施状況を確認するために必要がある場合、第1項の不正に係る型式承認を受けた者に連絡の上、その事業所に立ち入って調査を行うことができる。(き)
 - 10 協会は、第7項に掲げる事項に関する対策が十分であると認めた場合、第1項の不正に係る型式承認を受けた者に対し、型式適合検定を再開する旨を通知する。

- 11 前項による通知後、第1項の不正に係る型式承認を受けた者に対し型式適合検定を実施する場合、型式適合検定における検査のきびしきは「品質水準強化Ⅱ検査」を適用する。ただし、「品質水準強化Ⅱ検査」の適用は、不正の手段により型式適合検定を受けた製品と同一のロットに限り適用し、その他のものについては、型式適合検定停止前の検査のきびしさを適用することができる。(い)(き)
- 12 協会は、第7項の対策を求めた場合、当該検定対象機械器具等に係る型式承認を受けた者に連絡の上、当該対策を求めた検定対象機械器具等の種別・型式、理由その他必要な事項を協会のホームページ及び検定協会だよりに掲載することができる。(い)(き)

(不良品流出時の措置)

第35条 協会は、型式適合検定に合格した製品のうち、経年劣化又は偶発故障の要因によって生じたものでない不良品（以下この条において「不良品」という。）が市場に流出した場合又は流出するおそれがあると認める場合（以下「不良品流出等の場合」という。）、当該製品の型式承認を受けた者に対し、当該製品の出荷、販売等の停止を求めることができる。(じ)(え)(き)

- 2 前項の出荷、販売等の停止の対象は、同項の不良品に係る製品の型式とする。(じ)
- 3 協会は、第1項の不良品の流出等に係る原因の確認をするために必要がある場合、同項の型式承認を受けた者に対して資料の提出若しくは報告を求め、又は当該者に連絡の上、その事業所等に立ち入って調査を行うことができる。(じ)(き)
- 4 協会は、第1項の規定に基づき出荷、販売等の停止を求める場合、同項の型式承認を受けた者にその理由を付してこれを通知する。(じ)
- 5 協会は、第1項の規定に基づき出荷、販売等の停止を求めた場合、同項の型式承認を受けた者に対し、市場に流出した不良品の回収、交換等必要な措置を求めることができ、当該者はこれに従うものとする。(じ)(き)
- 6 協会は、第1項の規定に基づき出荷、販売等の停止を求めた場合、同項の型式承認を受けた者に対し、次に掲げる事項に関する対策を講ずるよう求めることとし、当該者は、これらの実施内容を文書で協会に提出するものとする。(じ)
 - (1) 不良品の流出等に係る原因究明 (じ)
 - (2) 前号を受けた再発防止対策の実施
 - (3) 品質管理体制の確立
- 7 協会は、前項の対策が十分であると認めるまでは、第2項の型式に係る型式適合検定を停止するものとする。ただし、第1項の不良品が製品の機能に支障を生じないことが明らかなものその他協会が型式適合検定を停止する必要がないと認めたものにあつては、この限りでない。(じ)(か)
- 8 協会は、第6項に規定する対策の実施状況を確認するために必要がある場合、第1項の型式承認を受けた者に連絡の上、その事業所に立ち入って調査を行うことができる。(じ)(き)
- 9 協会は、第6項の対策が十分であると認めた場合、第1項の型式承認を受けた者に対し、第7項の規定により停止している型式適合検定を再開する旨を通知する。(じ)

- 10 前項による通知後、第1項の型式承認を受けた者に対し型式適合検定を実施する場合、型式適合検定における検査のきびしきは、型式適合検定停止前に適用されていた検査のきびしさから二段階きびしくした検査（型式適合検定停止前に、立会型式適合検定における「品質水準強化Ⅱ検査」及び「品質水準強化Ⅰ検査」を適用していた場合にあっては、「品質水準強化Ⅱ検査」で行う。）を適用する。（い）（じ）（き）
- 11 協会は、第6項の対策を求めた場合において、必要があると認めるときは、当該検定対象機械器具等に係る型式承認を受けた者に連絡の上、当該対策を求めた検定対象機械器具等の種別・型式、理由その他必要な事項を協会のホームページ及び検定協会だよりに掲載することができる。（い）（じ）（き）
- 12 協会は、不良品流出等の場合において、当該不良品の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、試験方法、検査設備その他の事項を見直し、必要な措置を行うものとする。（い）（じ）

（消防庁への報告）

- 第36条 協会は、第23条第1項の不具合又は事故、第32条の2第1項の不正、第33条第1項の不正、第34条第1項の不正若しくは前条第1項の事実又は製品の回収等に関する情報を確認した場合、速やかに消防庁に報告するものとする。（い）（じ）（き）

附 則

- 1 この規程は、昭和43年12月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に型式試験、型式変更試験、個別検定又は補正試験を申請しているものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に試験を申請している型式に係る製造工程概要調書及び社内試験体制等概要調書の提出については、改正後の検定業務規程第2条第5項の規定の例により、平成21年10月1日までの間に提出するものとする。
- 3 この規程施行の際、現に型式承認を受けている型式及び試験が終了し型式承認を受けていない型式に係る製造工程概要調書及び社内試験体制等概要調書については、改正後の検定業務規程第2条第5項の規定の例により、平成21年10月1日までの間に提出するものとする。この場合において、製造工程概要調書及び社内試験体制等概要調書の提出により適用する検査のきびしさを調整する必要があるものにあつては、調整を行うものとする。
- 4 この規程施行の際、現に個別検定を行っている型式に係る社内試験結果の提出については、改正後の検定業務規程第12条第2項の規定にかかわらず、平成21年10月1日までの間においては、当該受検品に係る形状等を確認した旨の書類、社内試験結果の概要の書類等の提出をもって足りるものとする。

- 5 この規程施行の際、現に改正前の検定業務規程第17条の2第1項の特例を受けている者は、改正後の検定業務規程第18条第1項の規定にかかわらず、平成21年12月31日までの間は、なお従前の例による。
- 6 この規程施行の際、現に個別検定を行っているロットに係る検査のきびしさについては、「なみ検査」又は「生産数量の少ないものに適用するなみ検査」で行っているものについては「標準品質検査」、「特別ゆるい検査Ⅰ」で行っているものについては「高水準品質Ⅱ検査」、「ゆるい検査」で行っているものについては「高水準品質Ⅰ検査」、「きつい検査」で行っているものについては「品質水準強化Ⅰ検査」又は「AQLを一段あげたきつい検査」で行っているものについては「品質水準強化Ⅱ検査」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 7 この規程施行の際、現に「特別ゆるい検査Ⅱ」で個別検定を行っているロットに係る検査のきびしさについては、「高水準品質Ⅱ検査」を適用するものとする。
- 8 この規程施行の際、第6項の規定により「標準品質検査」、「高水準品質Ⅰ検査」、「品質水準強化Ⅰ検査」又は「品質水準強化Ⅱ検査」とされたロットについては、この規程施行前における受検実績を検査のきびしさの切り替えに用いることができるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成22年11月1日から施行する。ただし、附表第2の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の検定業務規程第2条の規定により提出されている社内試験体制等概要調書は、この規程による改正後の検定業務規程第2条に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に型式試験又は型式変更試験を申請しているものについては、なお従前の例による。
- 3 この規程施行の際、現に個別検定を申請しているものについては、第16条の立会型式適合検定の申請とみなす。
- 4 この規程施行の際、現に協会に個別検定に係る受検業務を委託契約等した旨の書類を提出したものにあっては、型式適合検定に係る受検業務を委託等しているものとみなすことができる。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。ただし、改正後の第15条の2第4項の規定は、平成26年3月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に型式試験、型式変更試験又は型式適合検定を申請している消防用ホース、結合金具及び漏電火災警報器については、当該申請に対して第25条に規定する取下届を提出するものとする。

- 3 平成25年8月21日付け消防許第695号により認可された住宅用防災警報器の検定移行型式に関わる試験の適用がされ、かつ、当該試験の結果により型式承認された住宅用防災警報器に係る型式適合検定の検査のきびしきは、当該住宅用防災警報器が受託評価業務規程（平成25年9月25日一部改正）に基づく直近の型式適合評価において適用されていた検査のきびしさを適用するものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日より施行する。ただし、検定業務規程の一部を改正する規程（平成26年1月30日）の一部を改正する規定は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月25日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に型式試験又は型式変更試験を申請しているものについては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附表第1（第2条関係）（イ）（ク）

種別及び型式の区分の例

種別	型式
小型消火器	<p>① 水（浸潤剤等入り） ○1（蓄圧式、鉄製） ② 酸アルカリ ○1（破びん式、鉄製） ③ 強化液 ○1（蓄圧式、鉄製） ④ 化学泡 ○1（転倒式、鉄製） ⑤ 機械泡 ○1（水成膜又は合成界面）（CO₂ 加圧式、鉄製） ⑥ ハロン1011 ○1（蓄圧式、黄銅製） ⑦ ハロン2402 ○1（蓄圧式、黄銅製） ⑧ ハロン1211 ○kg（蓄圧式、鉄製） ⑨ ハロン1301 ○kg（鉄製） ⑩ 二酸化炭素 ○kg（鉄製） ⑪ 粉末（Na） ○kg（CO₂ 加圧式、鉄製） ⑫ 住宅用強化液 ○1（蓄圧式、鉄製） ⑬ 交換式強化液 ○1（蓄圧式、鉄製）</p> <p>自動車用は、上記の容量又は質量の次に（自動車用）と記入し、背負式、車載式又は据置式にあつては、（ ）に背負、車載又は据置と頭書すること。</p> <p>再利用消火薬剤を充てんするものにあつては、（再利用消火薬剤）を末尾に追加すること。</p>
大型消火器	<p>小型消火器の①～⑬のうち②及び⑫を除いたものについて（ ）に車載と頭書すること。</p> <p>再利用消火薬剤を充てんするものにあつては、（再利用消火薬剤）を末尾に追加すること。</p>
消火器用消火薬剤	<p>① 消火器用水（浸潤剤等入り） ② 小型消火器用酸アルカリ（外筒剤○g、内筒剤○ml） ③ 消火器用強化液 ④ 大型消火器用化学泡（外筒剤○kg、内筒剤○kg） ⑤ 消火器用機械泡（水成膜又は合成界面） ⑥ 消火器用ハロン1011 ⑦ 消火器用ハロン2402 ⑧ 消火器用ハロン1211 ⑨ 消火器用ハロン1301 ⑩ 消火器用粉末（K）</p> <p>再利用消火薬剤にあつては、（再利用消火薬剤）を末尾に追加すること。</p>
泡消火薬剤	<p>たん白泡 ○%（○℃～○℃）</p>

	合成界面活性剤泡 ○% (○℃~○℃)
	水成膜泡 ○% (○℃~○℃)
	水成膜泡 (大容量泡放水砲用) ○% (○℃~○℃)
差動式スポット型感知器	1種 (○V、○mA) 非防水型、普通型、再用型、警報機能付
差動式分布型感知器	1種 (○V、○mA) 非防水型、普通型、再用型、空気管式
定温式スポット型感知器	1種 (○V、○mA)・公称作動温度○℃ 防水型、耐酸型、再用型、連動型警報機能付
定温式スポット型感知器 (○信号)	1種 (○V、○mA)・公称作動温度○℃ 2種 (○V、○mA)・公称作動温度○℃ 防水型、耐アルカリ型、再用型
定温式感知線型感知器	1種 (○V、○mA)・公称作動温度○℃ 非防水型、普通型、非再用型
熱複合式スポット型感知器	差動式 1種 (○V、○mA) 定温式 1種 (○V、○mA)・公称作動温度○℃ 非防水型、普通型、再用型
補償式スポット型感知器	1種 (○V、○mA)・公称定温点○℃ 防水型、普通型、再用型
熱アナログ式スポット型感知器 (試験機能付)	(○V、○mA)・公称感知温度○℃~○℃ 防水型、普通型、再用型
イオン化式スポット型感知器	1種 (○V、○mA)・蓄積型 (公称蓄積時間○秒) 非防水型、普通型、再用型
イオン化式スポット型感知器 (○信号)	1種 (○V、○mA)・非蓄積型 2種 (○V、○mA)・蓄積型 (公称蓄積時間○秒) 非防水型、普通型、再用型

光電式スポット型感知器	1種 (AC〇V、〇mA)・非蓄積型 非防水型、普通型、再用型、散乱光式、無線式 (発信用)、外部電源方式
光電式スポット型感知器 (試験機能付)	1種 (〇V、〇mA)・蓄積型 (公称蓄積時間〇秒) 非防水型、再用型、散乱光式、特定小規模施設用連動型警報機能付、電池方式 (兼用非常電源)
光電式スポット型感知器 (〇信号及び試験機能付)	1種 (〇V、〇mA)・非蓄積型 2種 (〇V、〇mA)・非蓄積型 3種 (〇V、〇mA)・蓄積型 (公称蓄積時間〇秒) 非防水型、普通型、再用型、散乱光式
光電式分離型感知器	1種 (〇V、〇mA)・蓄積型 (公称蓄積時間〇秒)・公称監視距離〇m～〇m 非防水型、普通型、再用型、減光式、送光部電源 (〇V、〇mA)
光電式分離型感知器 (〇信号)	1種 (〇V、〇mA)・蓄積型 (公称蓄積時間〇秒)・公称監視距離〇m～〇m 2種 (〇V、〇mA)・非蓄積型・公称監視距離〇m～〇m 非防水型、普通型、再用型、減光式
煙複合式スポット型感知器	イオン化式1種 (〇V、〇mA)・非蓄積型 光電式1種 (〇V、〇mA)・非蓄積型・散乱光式 非防水型、普通型、再用型
イオン化アナログ式スポット型感知器	(〇V、〇mA)・公称感知濃度〇%/m～〇%/m 非防水型、普通型、再用型
光電アナログ式スポット型感知器 (試験機能付)	(〇V、〇mA)・公称感知濃度〇%/m～〇%/m 非防水型、普通型、再用型、散乱光式
光電アナログ式分離型感知器	(〇V、〇mA)・公称感知濃度〇%～〇%・公称監視距離〇m～〇m 非防水型、普通型、再用型、減光式、送光部電源 (〇V、〇mA)
熱煙複合式スポット型感知器	差動式1種 (〇V、〇mA) イオン化式1種 (〇V、〇mA)・非蓄積型 非防水型、普通型、再用型

紫外線式スポット型感知器	屋外型 (○V、○mA)・公称監視距離○m～○m・視野角○度 非防水型、普通型、再用型、汚れ監視型
赤外線式スポット型感知器	屋外型 (○V、○mA)・公称監視距離○m～○m・視野角○度 非防水型、普通型、再用型、CO ₂ 共鳴放射式、ゆらぎ式
紫外線赤外線併用式スポット型感知器	屋外型 (○V、○mA)・公称監視距離○m～○m・視野角○度 非防水型、普通型、再用型、CO ₂ 共鳴放射式、ゆらぎ式
炎複合式スポット型感知器	紫外線式 (○V、○mA)・赤外線式 (○V、○mA)・公称監視距離○m～○m・視野角○度 屋外型、非防水型、普通型、再用型、CO ₂ 共鳴放射式、ゆらぎ式
P型○級発信機	屋内型 (○V、○mA)
T型発信機	屋内型 (○V、○mA)
M型発信機	屋内型 (○V、○mA)
中継器	直流○V、外部配線抵抗○Ω、無線式 (受信用・発信用)
中継器 (アナログ式及び遠隔試験機能付)	交流○V、外部配線光損失○dB 公称受信温度 ○℃～○℃ 公称受信濃度 (スポット型) ○%/m～○%/m 公称受信濃度 (分離型) ○%～○%
中継器 (アナログ式、蓄積式及び自動試験機能付)	交流○V、外部配線抵抗○Ω / 外部配線光損失○dB 公称蓄積時間○秒～○秒
○型○級受信機	交流○V、外部配線抵抗○Ω・○Ω、無線式 (受信用)
○型○級受信機 (2信号式、蓄積式及び自動試験機能付)	交流○V、外部配線光損失○dB、公称蓄積時間○秒～○秒

○型○級受信機（蓄積式及び遠隔試験機能付）	交流○V、外部配線抵抗○Ω／外部配線光損失○dB、公称蓄積時間○秒～○秒
R型受信機	交流○V、外部配線抵抗○Ω
R型受信機（2信号式、蓄積式及び遠隔試験機能付）	交流○V、外部配線抵抗○Ω、公称蓄積時間○秒～○秒
R型受信機（アナログ式、蓄積式及び自動試験機能付）	交流○V、外部配線抵抗○Ω、公称蓄積時間○秒～○秒 公称受信温度 ○℃～○℃ 公称受信濃度（スポット型）○%/m～○%/m 公称受信濃度（分離型）○%～○%
M型受信機	交流○V、外部配線抵抗○Ω
G型受信機	交流○V、外部配線抵抗○Ω
GR型受信機	交流○V、外部配線抵抗○Ω
GR型受信機（2信号式、蓄積式及び遠隔試験機能付）	交流○V、外部配線抵抗○Ω、公称蓄積時間○秒～○秒
GR型受信機（アナログ式、蓄積式及び自動試験機能付）	交流○V、外部配線抵抗○Ω、公称蓄積時間○秒～○秒 公称受信温度 ○℃～○℃ 公称受信濃度（スポット型）○%/m～○%/m 公称受信濃度（分離型）○%～○%
イオン化式住宅用防災警報器	外部電源方式、1種（AC○V、○mA）
	電池方式、2種（DC○V、○mA）
光電式住宅用防災警報器	外部電源方式、1種（DC○V、○mA）、連動型、自動試験機能付、公称音圧○dB

	電池方式、2種（DCOV、mA）、自動試験機能付
定温式住宅用 防災警報器	外部電源方式（DCOV、mA）、自動試験機能付、公称音圧〇dB、 周囲温度範囲（〇℃～〇℃）
	電池方式（DCOV、mA）、耐食型、無線式、連動型、 自動試験機能付
閉鎖型スプリ ンクラーヘッ ド	1種可溶片型CO又はFO、呼称〇（標準r2.8、上向き）
	1種可溶片型CO又はFO、呼称〇（標準r2.6、上向き）
	2種バルブ型CO又はFO、呼称〇（標準r2.3、下向き）
	2種可溶片型CO又はFO、呼称〇（側壁、上向き）
	1種バルブ型CO又はFO、呼称〇（小区画、下向き）
	1種可溶片型CO又はFO、呼称〇K〇（水道連結、下向き）
	1種可溶片型CO又はFO、呼称〇（標準r2.6、下向き、カバー 付）
	1種可溶片型CO又はFO、呼称〇K〇（水道連結、下向き、接点付 カバー付）
流水検知装置	湿式K80、自動警報弁型150（10K、縦）
	湿式K50、作動弁型40（10K、縦）
	乾式100（16K、横）
	予作動式、開閉型150（10K、縦横両用）
一斉開放弁	加圧型50（〇〇K、横）
	減圧型80（〇〇K、横）

	電磁型 100 (〇〇K、縦)
	電動型 200 (〇〇K、縦横両用)
金属製避難はしご	固定はしご (横棧収納式 (縦棒 1 本式))
	固定はしご (下部折りたたみ式)
	固定はしご (下部伸縮式)
	立てかけはしご (単一式)
	立てかけはしご (伸縮式)
	立てかけはしご (折りたたみ式)
	つり下げはしご (伸縮式)
	つり下げはしご (折りたたみ式)
	つり下げはしご (ワイヤーロープ式)
	つり下げはしご (チェーン式)
	ハッチ用つり下げはしご (伸縮式)
	ハッチ用つり下げはしご (折りたたみ式)
	緩降機
固定式 (最大使用荷重 2400N、2 人用)	

附表第2（第5条、第11条、第12条及び第13条関係）（あ）（い）（う）（え）（き）（く）

受検者の備えるべき検査設備

種別	品目	性能	数量		
各種別に共通	関係法令	関係規格及び関係 J I S を含む	1 式		
	乱数表	J I S Z 9 0 3 1 又はその他協会が認めたもの	1 部		
	温湿度計		1 個		
消 火 器	各消火器 共通	※はかり	ひょう量：計量物質量の約 1. 5 倍	1 台	
		※寸法測定器	ノギス、ねじゲージ、深さゲージ、マイクロメーター、内パス、外パス、直尺及び巻尺	1 式	
		メスシリンダ	容量：1 0 0 ml 及び 1, 0 0 0 ml	各 1 個	
		※水圧試験機	当該消火器の耐圧試験圧力の 1. 5 倍の加圧ができるもの	1 台	
		※圧力計	耐圧用 最高目盛：当該消火器の耐圧試験圧力の 1. 5 倍 閉そく圧力用（化学泡に限る。） 最高目盛：当該消火器の閉そく圧力の 1. 5 倍	各 1 個	
		※ストップウォッチ	6 0 秒又は 3 0 秒計、最小目盛：1 / 5 秒	1 個	
		照明器具	当該消火器の内部点検に適したもの	1 式	
		反射鏡	当該消火器の内部点検に適したもの	1 個	
		拡大鏡	倍率（長さ）：約 5	1 個	
		※振動試験機（自動車用に限る。）	当該消火器の軸線方向、消火器の取付面に垂直な方向及び軸線方向に垂直で取付面に平行な方向について、全振幅 2 mm で毎分 2, 0 0 0 回の振動ができるもの	1 式	
		※回転計（自動車用に限る。）	指示式	1 個	
		水及び強化液	※温度計	測定範囲：- 3 0 ℃ ~ + 5 0 ℃、最小目盛：1 ℃	1 個
			気密試験槽（蓄圧式に限る。）	当該消火器を浸せる大きさのもの	1 個
安全弁作動試験機	当該消火器に使用する安全弁の作動を確認できるもの		1 個		
温水槽	加圧用ガス容器を浸せる大きさのもの		1 個		
※比重浮ひょう	当該薬剤の比重測定に適したもの、最小目盛：0. 0 0 2		1 個		

	ガラス製円筒	比重測定に適した大きさのもの	1個
	※pH試験器	JISZ8802に準じて測定できるもの	1式
	冷却容器	当該薬液の凝固点測定に適したもの	1個
	試験管	φ18mm	2個
酸アルカリ	※pH試験器	JISZ8802に準じて測定できるもの	1式
	※温度計	測定範囲：0℃～+50℃、最小目盛：1℃	2個
	メスシリンダ	容量：50ml、100ml及び200ml	各1個
	※比重浮ひょう	当該薬液の比重測定に適したもの、最小目盛：0.002	1個
	ガラス製円筒	比重測定に適した大きさのもの	1個
	ビーカー	放射液を採取し、pH測定に適したもの	10個
化学泡	気密試験槽	当該消火器の内筒試験に適した大きさのもの	1個
	放射泡量試験器	小型消火器用：φ400mm×700mm	1個
		大型消火器用：φ560mm×900mm	必要数
	※圧力計	最高目盛：当該消火器の放射圧力の1.5倍、最小目盛：0.05MPa以下	1個
		測定範囲：0MPa～2.5MPa、最小目盛：0.05MPa以下	1個
安全弁作動試験機	当該消火器に使用する安全弁の作動を確認できるもの	1式	
機械泡	※温度計	測定範囲：-20℃～+50℃、最小目盛：1℃以下	1個
	気密試験槽（蓄圧式に限る。）	当該消火器を浸せる大きさのもの	1個
	放射泡量試験器（目盛付窓付のもの）	小型消火器用（61未満のもの）：φ300mm×700mm	1個
		小型消火器用（61以上のもの）：φ400mm×700mm	1個
		大型消火器用：φ560mm×900mm	必要数
	温水槽	加圧用ガス容器を浸せる大きさのもの	1個
	ガラス製円筒	外観及び比重測定に適した大きさのもの	3個
	※pH試験器	JISZ8802に準じて測定できるもの	1式
冷却容器	当該薬剤の凝固点測定に適したもの	1個	

ハロゲン 化物（液 体）	気密試験槽	当該消火器を浸せる大きさのもの	1 式	
	加圧機	当該消火器の耐圧試験圧力まで加圧できる不燃性ガス又は空気によるもの	1 式	
	※圧力計（蓄圧式消火器に限る。）	最高目盛：当該消火器の最大圧力の 1.5 倍	1 個	
	※比重浮ひょう	当該消火薬剤の比重測定に適したもの、最小目盛：0.002	1 個	
	※温度計	測定範囲：-20℃～+50℃、最小目盛：1℃（アルコール）	3 個	
	ガラス製円筒	比重測定に適した大きさのもの	2 個	
	試験管	φ 18 mm	10 本	
	冷却容器	-20℃まで冷却できるもの	1 式	
	試薬	J I S K 1 4 2 2（1985）に定めるもの	1 式	
	ビーカー	容量：200 ml	2 個	
	試験片	1 mm×10 mm×150 mmの磨いた銅片及び鉄片	各 2 個	
ハロゲン 化物（液 化 ガ ス）・二 酸 化 炭 素・粉末	温度計	測定範囲：0℃～+50℃、最小目盛：1℃（アルコール）	1 個	
	温水槽	当該消火器を浸せる大きさのもの	1 個	
	安全弁作動試験機	当該消火器に使用する安全弁の作動を確認できるもの	1 式	
	冷却容器（ハロゲン化物に限る。）	当該消火器ごと冷却して、充てん薬剤を補収できるもの	1 式	
	ビーカー（ハロゲン化物に限る。）	容量：100 ml	2 個	
	加圧機（蓄圧式粉末に限る。）	当該消火器の耐圧試験圧力まで不燃性ガス又は空気により加圧できるもの	1 式	
	ふるい及び受け皿（粉末に限る。）	J I S Z 8 8 0 1（1994）の呼び寸法 38 μm、75 μm 及び 180 μm のふるい並びに受け皿	1 式	
ふるい振盪機（粉末に限る。）	ふるい及び受け皿を取り付けられるもの	1 台		
消 火 用 消 火 薬 剤	消火薬剤 共通	※ストップウォッチ	60 秒又は 30 秒計、最小目盛：1/5 秒	1 個
		ビーカー	当該消火薬剤試験に適したもの	1 式
		メスシリンダ	当該消火薬剤試験に適したもの	1 式
		※はかり	当該消火薬剤試験に適したもの、ひょう量：計量物の約 1.5 倍	1 式

	※温度計	当該消火薬剤試験に適したもの	1式
	※比重浮ひょう	当該薬剤の比重測定に適したもの、最小目盛：0.002	1個
水及び強化液	※pH試験器	JISZ8802に準じて測定できるもの	1式
	冷却容器	当該薬液の凝固点測定に適したもの	1式
酸アルカリ	※pH試験器	JISZ8802に準じて測定できるもの	1式
	酸アルカリ消火器	当該薬剤を使用するもの（検定合格品）	2個
	※圧力計	測定範囲：0MPa～2.5MPa、最小目盛：0.05MPa	1個
化学泡	放射泡量試験器	小型消火器用：φ40mm×700mm	1個
		大型消火器用：φ560mm×900mm	必要数
	※圧力計	測定範囲：0MPa～2.5MPa、最小目盛：0.05MPa	1個
	B火災試験模型	当該消火器の消火能力に適した大きさのもの	1式
	化学泡消火器	標準容器 外筒液量：7.2l～7.3l 内筒液量：1.31±0.02l 全容量：10.35l～10.45l	3個
	遠心分離器	沈殿管2個架、沈殿管（容量：10ml、最小目盛：0.1ml）	1個
機械泡	※pH試験器	JISZ8802に準じて測定できるもの	1式
	※粘度計	JISK2283に準じて測定できるもの	1式
	※流動点測定器	JISK2269に準じて測定できるもの	1式
	※沈殿量測定器	JISK2503に準じて測定できるもの	1式
	※表面張力計	JISK2241に準じて測定できるもの	1式
	放出泡量試験器 （目盛付き窓付き）	小型消火器用（6l未満のもの）：φ300mm×700mm	1個
		小型消火器用（6l以上のもの）：φ400mm×700mm	1個
		大型消火器用：φ560mm×900mm	必要数
	B火災試験模型	当該消火器の消火能力に適した大きさのもの	1式
機械泡消火器	当該薬液を使用するもの（検定合格品）	2個	

	耐火性試験器	点火器：φ 50 mm×長さ 250 mmのアスベストを巻いたもの	1 個
		燃焼皿：φ 178 mm×深さ 50 mm×高さ 165 mm	1 個
	水成膜試験器（水成膜に限る。）	φ 114 mm×130 mmの容器（120 mm×130 mm、円錐金網、平織非鉄金網 80メッシュ）	1 個
ハロゲン化物（液体）	試験管	φ 18 mm	10 本
	金属試験片	1 mm×10 mm×150 mmのよく磨いた銅片及び鉄片	各 2 個
	温水槽	当該容器を浸せる大きさのもの	1 個
	試薬	J I S K 1 4 2 2 （ 1 9 8 5 ）	1 式
	蒸留器	J I S K 2 2 5 4	1 式
	冷却容器	- 20℃まで冷却できるもの	1 個
ハロゲン化物（気体）	ガスクロマトグラフ	当該薬剤の純分測定に適したもの	1 式
	酸分及び遊離ハロゲン測定器	J I S K 1 5 1 8 （ 1 9 7 8 ） に準じて測定できるもの	1 式
	蒸発残分測定器	J I S K 1 5 1 8 （ 1 9 7 8 ） に準じて測定できるもの	1 式
	水分測定器	J I S K 1 5 1 8 （ 1 9 7 8 ） に準じて測定できるもの	1 式
	冷却容器	当該薬剤試験に適したもの	1 式
粉末	ふるい及び受け皿	J I S Z 8 8 0 1 （ 1 9 9 4 ） の呼び寸法 38 μm、75 μm及び 180 μmのふるい並びに受け皿	1 式
	ふるい振盪機	ふるい及び受け皿を取り付けられるもの	1 台
	粉末消火器	検定細則で定める消火薬剤に該当する標準容器	2 個
	B 火災試験模型	当該標準容器の消火能力に適した大きさのもの	1 式
	○含水率測定器	当該薬剤の含水率測定に適したもの	1 式
泡消火薬剤	※ストップウォッチ	60 秒又は 30 秒計、最小目盛：1 / 5 秒、積算計付	必要数
	※温度計	測定範囲：- 30℃～+ 50℃、最小目盛：0. 5℃	5 個
	※はかり	ひょう量：計量物質量の 1. 5～2. 0 倍、最小目盛：ひょう量の 1 / 50 以下	1 式
	メスシリンダ	容量：計量物容量の 1. 5～2. 0 倍、最小目盛：容量の 1 / 50 以下	1 式

※比重測定装置	当該泡消火薬剤の比重測定に適したもの	1式
○※粘度測定装置	当該泡消火薬剤の粘度測定に適したもの	1式
○※流動点測定装置	当該泡消火薬剤の流動点測定に適したものの	1式
○※水素イオン濃度測定装置	ガラス電極pH計（標準液を含む。）	1式
遠心分離器	遠心分離用目盛試験管（100ml）付き	1式
※低高温恒温槽	使用温度範囲：-40℃～+80℃、当該泡消火薬剤の変質試験を行うに適した大きさのもの	1式
○※引火点試験器	ペンスキーマルテンス（JISK2802（1974）に準じたもの）	1式
○※表面張力計（水成膜泡消火薬剤に限る。）	デュヌイ式表面張力計又は同等以上のもの	1式
○◎標準発砲ノズル	規格別図に規定するもの	1式
ポンプ	発砲試験又は消火試験測定に適したもの（加圧式耐圧密封容器を用いるものにあつては、不活性ガス圧力であってもよい。）	1式
水槽	発砲試験又は消火試験測定に適した水量以上のもの（加圧式耐圧密封容器を用いてもよい。）	1式
ホース	発砲試験又は消火試験測定に適したもの	1式
○泡収集容器（大容量泡放水砲用泡消火薬剤を除く。）	内容積：1,400ml 内容積：約200l（合成界面活性剤泡消火薬剤に限る。）	2個
○泡コンテナ（大容量泡放水砲用泡消火薬剤に限る。）	規格別図に規定するもの	2個
泡収集容器架台（大容量泡放水砲用泡消火薬剤に限る。）	規格別図に規定するもの	1個
泡コレクター（大容量泡放水砲用泡消火薬剤に限る。）	規格別図に規定するもの	1式
○標準発砲装置（合成界面活性剤泡消火薬剤に限る。）	規格別図に規定するもの	1式
※風速計	標準発砲装置内の風速測定に適したもの	1式
※マノメータ	精度：0.1mmAq	1式
○火災模型	規格別図に規定するもの	1式

○火災模型（合成界面活性剤泡消火薬剤に限る。）	2 m × 2 m × 0.3 m、φ 1.43 m × 0.3 m、平織 10 メッシュ金網衝立付き	1 式
○A火災模型（合成界面活性剤泡消火薬剤に限る。）	規格別図に規定するもの、平織 10 メッシュ金網衝立付き	1 式
点火器	規格別図に規定するもの	1 式
耐火性試験用ポット （大容量泡放水砲用泡消火薬剤に限る。）	規格別図に規定するもの	1 式
計算機	発泡倍率、水の還元時間測定等速やかに計算できる簡易なもの（換算表でもよい。）	1 式
金属試験片	約 75 mm × 約 12 mm × 約 1 mm J I S G 3 1 4 1 に適合する S P C C J I S H 3 1 0 0 に適合する C 2 8 0 1 P J I S H 4 0 0 0 に適合する A 5 0 5 2 P	1 個
ねじ口角形びん	容量：120 ml	1 式
○※化学天びん	ひょう量：200 g、最小目盛：1 mg	1 式
○吸光光度計（たん白泡消火薬剤に限る。）	鉄分含有量測定に適したもの	1 台
試験菅	φ 18 mm	1 式
ビーカー	容量：100 ml、200 ml 及び 500 ml	1 式
三角フラスコ	容量：100 ml、200 ml 及び 500 ml	1 式
メスフラスコ	容量：1 l 及び 25 ml	1 式
メスピペット	容量：10 ml、5 ml 及び 1 ml	1 式
ビューレット	容量：50 ml、最小目盛：0.1 ml	1 式
合成海水試薬	M g C l ₂ · 6 H ₂ O : 1 級試薬 C a C l ₂ · 2 H ₂ O : 1 級試薬 N a C l : J T 専売事業本部精製品 N a ₂ S O ₄ : 1 級試薬	1 式
分析用試薬	金属腐食、金属塩含有量、測定に必要な試薬特級試薬又は特級相当品	1 式
水成膜試験器（水成膜泡消火薬剤に限る。）	① φ 114 mm × 130 mm、非鉄金属容器 ② φ 120 mm × 130 mm、円錐金網、平織非鉄金網 80 メッシュ ③ プロパントーチ	1 式

		※圧力計	圧力範囲及び最小目盛については測定目的及び精度に合わせる	1式	
		※基準分銅式標準圧力計	ラムシリンダー表示量：0.05MPa、分銅表示量：0.01MPa、測定最高圧力：1MPa	1式	
火災報知設備、中継器及び受信機に共通		※寸法測定器	ノギス、マイクロメータ等	1式	
		拡大鏡	倍率（長さ）：約5	1個	
		反射鏡	歯科用平面歯鏡	1個	
		※ストップウォッチ	60秒又は30秒計、最小目盛：1/5秒	必要数	
		※絶縁抵抗計	定格電圧：500V、許容誤差：±5%	1個	
		※絶縁耐力試験器	当該絶縁耐力試験に適したもの、許容誤差：±2.5%	1個	
		検電器	当該絶縁耐力試験に適したもの	1個	
		回路計	JISC1202A級	1個	
火災報知設備	感知器	各型式に共通	感度試験室	①有害な振動又は衝撃を受けないもの ②窓、出入口等から進入する風、日光等により影響を受けないもの ③感度試験器の上端と天井面が1.2m以上離れているもの（階段上昇試験器の場合に限る。）	
			冷却ファン	大きさ：300mm	必要数
			※騒音計	JISC1509-1のA特性時間重み付サウンドレベルメータの規定に適合するもの又はこれと同等のもの	1個
			防水試験器（防水型に限る。）	当該防水試験に適したもの	1式
			※棒状温度計（防水型に限る。）	当該防水試験に適したもの	必要数
	差動式及び補償式スポット型	○階段上昇感度試験器	温度の変動：±1℃、風速（ピラム式の場合は100mの平均値）の変動：規格の風速値の±5cm/s、附図第5	1式	
		○直線上昇感度試験器	附図第6	1式	
		○※指示温度計	応答時間：指示温度計を含めて5秒以下、許容誤差：±1℃	2個	
		※棒状温度計	当該感度試験に適したもの、最小目盛：0.1℃	必要数	
		※風速計	測定範囲：0.5m/s～1.0m/s	1個	
		作動表示器	当該感度試験に適したもの	1式	

	※電圧計・電流計	0.5級	必要数
	電圧調整器	当該感度試験に適したもの	必要数
定温式・熱アナログ式	○定温式感度試験器	公称作動温度の125%のときの許容誤差：±2%、風速（ピラム式の場合は、100mの平均値）の変動：規格の風速の±10cm/s、同時に試験できる数量：スポット型にあつては5個以上、感知線型にあつては10試料以上、附図第7	1式
	○連続応答性試験器（アナログ式に限る。）	当該連続応答性試験に適したもの	1式
	○記録装置（アナログ式に限る。）	連続応答性試験器の気流温度と感知器の出力との関係が記録できるもの	1式
	※抵抗測定器（感知線型に限る。）	ホイートストンブリッジ	1個
	※棒状温度計	当該感度試験に適したもの、最小目盛：0.1℃	必要数
	※風速計	測定範囲：0.5m/s～1.0m/s	1個
	作動表示器	当該感度試験に適したもの	1式
	電圧調整器	当該感度試験に適したもの	1個
	※電圧計・電流計	0.5級	必要数
	差動式分布型（空気管式）	○リーク抵抗試験器	附図第8
○等価容量試験器		附図第9	1式
○接点間隔試験器			1式
差動式分布型（熱電対式・熱半導体式）	○熱起電力測定器	当該感熱部の試験に適したもの	1式
	○検出器作動試験器	当該検出部の試験に適したもの	1式
	※抵抗測定器	ホイートストンブリッジ	1個
熱複合式スポット型	○階段上昇感度試験器	温度の変動：±1℃、風速（ピラム式の場合は、100mの平均値）の変動：規格の風速の±5cm/s、附図第5	1式
	○直線上昇感度試験器	附図第6	1式

	○定温式感度試験器	公称作動温度の125%のときの許容誤差：±2%、風速（ピラム式の場合は、100mの平均値）の変動：規格の風速値が±10cm/s、同時に試験できる数量：5個以上、附図第9	1式
	○※指示温度計	応答時間：指示温度計を含めて5秒以下、許容誤差：±1℃	2個
	※棒状温度計	当該感度試験に適したもの、最小目盛：0.1℃	必要数
	※風速計	測定範囲：0.5m/s～1.0m/s	1個
	作動表示器	当該感度試験に適したもの	2個
	※電圧計・電流計	0.5級	必要数
	電圧調整器	当該感度試験に適したもの	2個
イオン化式スポット型の性能を有するもの	○煙感度試験器	当該感度試験の煙濃度が出せるもの、0.2m/s～0.7m/sの風速が出せるもの、附図第10	1式
	○※平行板濃度計	附図第11	1式
	○※自動温度調節器	400℃を測定できるもの、時定数：指示温度計を含めて10秒以下、許容誤差：±5℃	1個
	○記録装置（アナログ式に限る。）	煙濃度と感知器の出力との関係が記録できるもの	1式
	※風速計	測定範囲：0.2m/s～5.0m/s	1個
	※電圧計・電流計	0.5級	必要数
	作動表示器	当該感度試験に適したもの	1式
	放射線測定器	α線を検出できるもの	1個
光電式スポット型の性能を有するもの	○煙感度試験器	当該感度試験の煙濃度が出せるもの、0.2m/s～0.7m/sの風速が出せるもの、附図第10	1式
	○光学濃度計	投光部ランプ（自動車用電球12V、15Wスタンレー電気製） 受光部受光素子（セレン光電池φ45mm森理化学研究所製A45G/NB又は視感度に近いフォトダイオード）	1式
	※デジタル電圧計	分解能：DC0.001mV	1個
	○※自動温度調節器	400℃を測定できるもの、時定数：指示温度計を含めて10秒以下、許容誤差：±5℃	1個

	○外光試験器	5, 000 Lxの照射ができるもの	1式
	○記録装置（アナログ式に限る。）	煙濃度と感知器の出力との関係が記録できるもの	1式
	※風速計	測定範囲：0.2 m/s～1.0 m/s	1個
	※照度計	5, 000 Lxを測定できるもの	1式
	※電圧計・電流計	0.5級	必要数
	作動表示器	当該感度試験に適したもの	1式
	※校正用光学フィルタ	400λmμ、550λmμ及び700λmμの光線で測定したときの減光率が5%、15%、30%のもの	1式
光電式分離型の性能を有するもの	○外光試験器	5, 000 Lxの照射ができるもの	1式
	○記録装置（アナログ式に限る。）	減光率と感知器の出力との関係が記録できるもの	1式
	感知器取付台	当該感度試験に適したもの	1式
	作動表示器	当該感度試験に適したもの	1式
	※電圧計・電流計	0.5級	必要数
	※減光フィルタ	当該感度試験に適したもの	1式
	○距離換算用減光フィルタ	当該感度試験及び連続応答性試験に適したもの	1式
	○感度試験用減光フィルタ	当該感度試験に適したもの	1式
	○連続応答性試験用減光フィルタ（アナログ式に限る。）	当該感度試験に適したもの	1式
	※照度計	5, 000 Lxを測定できるもの	1式
煙複合式スポット型	○煙感度試験器	10%～50%及び1%/m～50%/mの濃度並びに0.2 m/s～0.7 m/sの風速が出せるもの、附図第10	1式
	○光学濃度計	投光部ランプ（自動車用電球12V、15Wスタンレー電気製） 受光部受光素子（セレン光電池φ45mm 森理化学研究所製A45G/NB又は視感度に近いフォトダイオード）	1式
	※デジタル電圧計	分解能：DC0.001mV	1個
	○外光試験器	5, 000 Lxの照射ができるもの	1式
	※校正用光学フィルタ	400λmμ、550λmμ及び700λmμの光線で測定したときの減光率が5%、15%、30%のもの	必要数

	気流試験器	5.0 m/s の風速が出せるもの	1 式
	○※平行板濃度計	附図第 1 1	1 式
	○※自動温度調節計	400℃を測定できるもの、時定数：指示温度計を含めて10秒以下、許容誤差：±5℃	必要数
	※風速計	測定範囲：0.2 m/s～5.0 m/s	1 個
	※照度計	5,000 Lx を測定できるもの	1 式
	※電圧計・電流計	0.5 級	必要数
	作動表示器	当該感度試験に適したもの	必要数
	放射線測定器	α線を検出できるもの	1 個
熱煙複合式スポット型	○階段上昇感度試験器（差動式に限る。）	温度の変動±1℃、風速（ピラム式の場合は、100mの平均値）の変動：規格の風速値の±5cm/s、附図第5	1 式
	○直線上昇感度試験器（差動式に限る。）	附図第6	1 式
	○定温式感度試験器（定温式に限る。）	公称作動温度の125%のときの許容誤差：±2%、風速（ピラム式の場合は、100mの平均値）の変動：規格の風速値の±10cm/s、同時に試験ができる数量：5個以上、附図第7	1 式
	○煙感度試験器	10%～50%及び1%/m～50%/mの濃度並びに0.2m/s～0.7m/sの風速が出せるもの、附図第10	1 式
	○光学濃度計（光電式に限る。）	投光部ランプ（自動車用電球12V、15Wスタンレー電気製） 受光部受光素子（セレン光電池 φ45mm 森理化学研究所製A45G/NB又は視感度に近いフォトダイオード）	1 式
	※デジタル電圧計（光電式に限る。）	分解能：DC0.001mV	1 個
	○※平行板濃度計（イオン化式に限る。）	附図第11	1 式
	○※指示温度計（差動式に限る。）	時定数：指示温度計を含めて5秒以下、許容誤差：±1℃	1 個
	※風速計	当該感度試験及び気流試験に適したもの	1 個
	※棒状温度計	当該感度試験に適したもの、最小目盛：0.1℃	必要数
		作動表示器	当該感度試験に適したもの

	※電圧計・電流計	0.5級	1個
	電圧調整器	当該感度試験に適したもの	必要数
	○※自動温度調節器	400℃を測定できるもの、時定数：指示温度計を含めて10秒以下、許容誤差：±5℃	1個
	放射線測定器（イオン化式に限る。）	α線を検出できるもの	1個
	○外光試験器（光電式に限る。）	5,000Lxの照射ができるもの	1式
	※照度計（光電式に限る。）	5,000Lxを測定できるもの	1式
	※校正用光学フィルタ（光電式に限る。）	400λmμ、550λmμ及び700λmμの光線で測定したときの減光率が5%、15%、30%のもの	1式
	気流試験器	5.0m/sの風速が出せるもの	1式
紫外線式の性能を有するもの	マイクロバーナー等	炎の長さ3cm～10cmの範囲で調整できるもの	1個
	感知器取付台	当該感度試験に適したもの	1式
	○外光試験器	当該外光試験に適したもの	1式
	※電圧計・電流計	0.5級	必要数
	作動表示器	当該感度試験に適したもの	1式
	角度測定器	最小目盛：1度以下	1個
	寸法測定器	直尺又は巻尺	1個
	○◎標準感知器	感知器と同一の検出回路を用いたもの、感度試験において感知器の受光量が測定できるもの	必要数
	※照度計	20,000Lxを測定できるもの	1式
	火皿	当該感度試験に適したもの	必要数
赤外線式の性能を有するもの	マイクロバーナー等	炎の長さ3cm～10cmの範囲で調整できるもの	1個
	○チョッパ	当該感度試験器に適したもの	1式
	感知器取付台	当該感度試験に適したもの	1式
	○外光試験器	当該外光試験に適したもの	1式
	※電圧計・電流計	0.5級	必要数
	作動表示器	当該感度試験に適したもの	1式

		角度測定器	最小目盛1度以下	1個
		寸法測定器	直尺及び巻尺	1個
		○◎標準感知器	感知器と同一の検出回路を用いたもの、感度試験において感知器の受光量が測定できるもの	必要数
		※照度計	20,000Luxを測定できるもの	1式
		火皿	当該感度試験に適したもの	必要数
	発信機	作動表示器	当該発信機の試験に適したもの	1式
	発信機	※保護板破壊試験器	20N及び80Nの荷重がかけられるもの	1個
中継器		作動表示器	当該中継器の試験に適したもの	1式
		※電圧計・電流計	0.5級	必要数
		電圧調整器	当該中継器の試験に適したもの	必要数
		回路別試験器	同上	1式
受信機		※電圧計・電流計	0.5級	必要数
		電圧調整器	当該受信機の試験に適したもの	1個
		回路別試験器	同上	1式
		※騒音計	JIS C 1509-1のA特性時間重み付サウンドレベルメータの規定に適合するもの又はこれと同等のもの	1個
住宅用防災警報器	各型式に共通	感度試験室	①有害な振動又は衝撃を受けないもの ②窓、出入口等から進入する風、日光等により影響を受けないもの	
		冷却ファン	当該試験に適したもの	必要数
		※騒音計	JIS C 1509-1のA特性時間重み付サウンドレベルメータの規定に適合するもの又はこれと同等のもの	1個
		※寸法測定器	ノギス、マイクロメータ等	1式
		拡大鏡	倍率(長さ):約5	1個
		反射鏡	歯科用平面歯鏡	1個
		※ストップウォッチ	60秒又は30秒計、最小目盛:1/5秒	必要数
		※絶縁抵抗計	定格電圧:500V、許容誤差:±5%	1個
		※絶縁耐力試験器	当該絶縁耐力試験に適したもの、許容誤差:±2.5%	1個

	検電器	当該絶縁耐力試験に適したもの	1個
	回路計	J I S C 1 2 0 2 A 級	1個
	※交流電圧・電流計	精度階級：0.5級	必要数
	※直流電圧・電流計	精度階級：0.5級	必要数
	電圧調整器	当該試験に適したもの	1個
イオン化式の性能を有するもの	○煙感度試験器	当該感度試験の煙濃度が出せるもの、0.2 m/s ~ 0.7 m/s の風速が出せるもの、附図第10	1式
	○※平行板濃度計	附図第11	1式
	○※自動温度調節器	400℃を測定できるもの、時定数：指示温度計を含めて10秒以下、許容誤差：±5℃	1個
	※風速計	測定範囲：0.2 m/s ~ 5.0 m/s	1個
	放射線測定器	α線を検出できるもの	1個
	気流試験器	5.0 m/s の風速が出せるもの	1式
光電式の性能を有するもの	○煙感度試験器	当該感度試験の煙濃度が出せるもの、0.2 m/s ~ 0.7 m/s の風速が出せるもの、附図第10	1式
	○光学濃度計	投光部ランプ（自動車用電球12V、15Wスタンレー電気製） 受光部受光素子（セレン光電池 φ45mm 森理化学研究所製A45G/NB又は視感度に近いフォトダイオード）	1式
	※デジタル電圧計	分解能：DC0.001mV	1個
	○※自動温度調節器	400℃を測定できるもの、時定数：指示温度計を含めて10秒以下、許容誤差：±5℃	1個
	○外光試験器	5,000Lxの照射ができるもの	1式
	※風速計	測定範囲：0.2 m/s ~ 1.0 m/s	1個
	※照度計	5,000Lxを測定できるもの	1式
	※校正用光学フィルタ	400λμm、550λμm及び700λμmの光線で測定したときの減光率が5%、15%、30%のもの	1式
定温式の性能を有するもの	○定温式感度試験器	81.25℃のときの許容誤差：±2℃、風速（ピラム式の場合は、100mの平均値）の変動：規格の風速の±10cm/s、同時に試験できる数量は5個以上、附図第7	1式

	※棒状温度計	当該感度試験に適したもの、最小目盛： 0. 1℃	必要数
	※風速計	測定範囲：0. 5 m/s～1. 0 m/s	1個
閉鎖型スプリ ンクラーヘッ ド	管用テーパーねじリ ングゲージ	呼びR 1 / 2、R 3 / 4、J I S B 0 2 0 3（外国規格によるものにあつては、 これに準ずるもの）	必要数
	※マイクロメーター	測定範囲：0 mm～2 5 mm、最小目盛： 0. 0 1 mm、精度：±0. 0 0 5 m	1個
	※ダイヤルゲージ （0. 0 1 mm目盛マ グネチックベース 付）	測定範囲：5 mm、J I S等級1級、 指示の安定度：0. 3目盛以下、 モドリ誤差（max）：0. 0 0 3 mm、 広範囲行き精度（max）：0. 0 1 mm、 狭範囲行き精度（max）：0. 0 0 8 mm	必要数
	※ノギス	測定範囲：0 mm～1 5 0 mm、精度：1 / 2 0 mm	1個
	※ストップウォッチ	6 0秒又は3 0秒計、最小目盛：1 / 5 秒、積算計付	必要数
	※分銅式標準圧力計	測定範囲：0. 0 5 MPa～3. 5 MPa	1式
	※水銀封入ガラス二 重管温度計	測定範囲：申請者の各ヘッドの標示温度 に合わせて決定、最小目盛：0. 1℃	必要数
	○※設計荷重試験機	力量計（最小目盛：2 0 N、当該ヘッド の試験荷重の1. 5倍以上の荷重が加え られるもの） ダイヤルゲージ（マグネチックベース 付、最小目盛：0. 0 1 mm）	1式
	○※フレーム引張試 験機	力量計（最小目盛：2 0 N、当該ヘッド の試験荷重の1. 5倍以上の荷重が加え られるもの）、荷重速度は特に規定しな いができるだけ徐々に加えるように考慮 されたもの、フレーム変位測定には0. 0 1 mm目盛ダイヤルゲージが使用され たもの	1式
	※作動温度試験機	液槽の容積：8個以上の試料が入るも の、液温を均一にするための攪拌機が設 けられたもの、温度計（二重管温度計 （水銀）が使用されたもの）、1目盛の 値：0. 1℃	1式
○※作動試験機（グ ラスバルブを使用す るヘッドに限る。）	①熱気流試験槽（大きさ：0. 1 8 m ³ 以 上、熱源から試験試料までの距離：3 0 cm以上、温度及び作動状況を外部から観 察できるもの） ②ヘッドの取付角度が鉛直方向から4 5 度の範囲で調整できるもの ③温度が点火後1分以内に3 0 0℃以上 となるもの	1式	

	④ヘッドから0.1MPaで放水できるもの（水道連結型のものにあつては、最低放水圧力の作動試験に適したもの）	
○※水撃試験機	規格に規定された性能を有するピストンポンプを使用したもの、取付試料：8個以上が同時に試験ができるもの、圧力計（最高目盛：試験圧力の約1.5倍のもの）	1台
○※静水圧試験機	空圧による試験を行うものにあつては、水面に対しておおむね45度の角度にヘッドを取り付け、水中で試験のできる設備及び真空槽内1個以上の水圧試験のできる設備、取付試料：20個以上のもの、圧力計（最高目盛：試験圧力の約1.5倍のもの）	必要数
○※放水量試験機	加圧送水装置（圧力に脈動の少ないもの） 整流筒（規格別図1に適合したもの） 圧力計（測定範囲：0MPa～0.4MPa、 最小目盛：0.01MPa、精度±0.005MPa） 質量法で行う場合の規定 計量秤（測定範囲：0kg～200kg、 最小目盛：0.2kg） 容積法で行う場合の規定 容積：200l、精度：2.01 水道連結型のものにあつては、最低放水圧力における放水量の測定に適したもの	1式
発信機能確認用表示器（接点付カバー付のものに限る。）	カバーが離脱した旨の信号を表示できるもの	1式
発信機能確認用治具（接点付カバー付のものに限る。）	カバーが離脱していない状態において、離脱した旨の信号を発することの確認に適したもの	1式
外周比較用表面粗さ標準片	JISB0659（1996）に適合したもの	1個
手鏡	必要な大きさ	1個
計算機		1個
拡大鏡	倍率（長さ）：約5	1個
流水検知装置	○機能試験装置 警報装置（指定標準回路を有するもの） 加圧送水装置（圧力：1MPa、流量：1,000l/min） 作動用放水口（附図第12） 不作動用放水口（附図第13） 大流量用放水口（附図第14）	1式

		圧力計（最高目盛：試験圧力の約1.5倍のもの）	
	メスピペット	内径80以下のもの（最小目盛：0.01ml、容量：1ml） 内径80を超えるのもの（最小目盛：0.02ml、容量：2ml又は3ml）	1式
	耐圧力試験装置	装置（当該流水検知装置の耐圧力試験圧力の1.5倍以上の加圧ができるもの） 圧力計（最高目盛：試験圧力の約1.5倍のもの）	1式
	※ストップウォッチ	60秒又は30秒計、最小目盛：1/5秒、積算計付	2個
	※寸法測定器	ノギス、ねじゲージ、深さゲージ、内パス、外パス、マイクロメーター、直尺、巻尺等	1式
	反射鏡	当該装置の内部を点検できるもの	1個
	温度計	測定範囲：0℃～50℃、最小目盛：1℃	1個
	※分銅式標準圧力計	測定範囲：0MPa～3.5MPa	1台
一斉開放弁	○※作動試験装置	加圧送水装置（圧力：1MPa、流量：1,000l/min、二次側調圧装置付にあっては、当該作動試験が実施できるもの） 制御入力用放水口（附図第12） 流量測定用放水口（附図第14） 圧力計（最高目盛：試験圧力の約1.5倍のもの）	1式
	メスピペット	内径80以下のもの（最小目盛：0.01ml、容量：1ml） 内径80を超えるのもの（最小目盛：0.02ml、容量：2ml又は3ml）	1式
	※耐圧力試験装置	装置（当該一斉開放弁の耐圧力試験圧力の1.5倍以上の加圧ができるもの） 圧力計（最高目盛：試験圧力の約1.5倍のもの）	1式
	※ストップウォッチ	60秒又は30秒計、最小目盛1/5秒、積算計付	2個
	※寸法測定器	ノギス、ねじゲージ、深さゲージ、内パス、外パス、マイクロメーター、直尺、巻尺等	1式
	反射鏡	当該装置の内部を点検できるもの	1個
	温度計	測定範囲：0℃～50℃、最小目盛：1℃	1個
	※分銅式標準圧力計	測定範囲：0MPa～3.5MPa	1台

金属製避難はしご	各はしごに共通	○はしご操作台	規格第9条第1項の試験に適したものの、はしごの長さに相当する高さを有するもの	1式
		○※縦棒及び横棧強度試験装置	規格第8条第1項及び同条第2項の試験に適したものの、試験荷重の約1.5倍の容量をもつもの	1式
		○※限界ゲージ	当該はしごの横棧間隔、縦棒間隔等の寸法測定用	1式
		※寸法測定器	ノギス(500mm)、直尺、巻尺等	1式
		※トルク試験機	40N・m	1個
		拡大鏡	倍率(長さ):約5	1個
		計算機		1個
	固定はしご	○※直角荷重試験装置(収納式に限る。)	規格第8条第3項の試験に適したもの	1式
	立てかけはしご	○※水平荷重試験装置	規格第8条第4項の試験に適したもの	1式
	つり下げはしご	○※つり下げ金具強度試験装置	規格第9条第2項の試験に適したもの	1式
		※突子強度試験装置	規格第9条第3項の試験に適したもの	1式
		○※ハッチ用はしご強度試験装置(ハッチ用つり下げはしごに限る。)	規格第8条第5項の試験に適したもの(附図第15による試験器具及び重り。なお、重りは当該試験器具を含めて、1,000N及び2,000Nとなるもの)	必要数
	緩降機	○※限界ゲージ	当該緩降機の寸法測定用	1組
※寸法測定器		ノギス(200mm)、直尺、巻尺等	1式	
※ストップウォッチ		60秒又は30秒計、最小目盛:1/5秒	1個	
拡大鏡		倍率(長さ):約5	1個	
計算機			1個	
○※強度試験装置		規格第4条第4項第6号及び第8条の試験に適したものの、ベルト、調速器、調速器の連結部、リング、緊結金具、ロープ等の強度試験が行えるもの	1式	
○降下試験装置		規格第9条の試験に適したものの、降下の有効高さ:15m、雨天でも試験できるもの	1式	

備考1 この表中計量法に基づき検定を受けるべきものは、すべて検定合格品であること。

- 2 この表中○印を付した検査設備は、第11条第2項による検査設備変更届を要するものであることを示す。
- 3 この表中※印を付した検査設備は、第12条第1項に基づき適時校正を行う必要があるものであることを示す。(あ)
- 4 この表中◎印を付した検査設備は、必要に応じ協会で性能の確認を行うものであることを示す。(き)
- 5 校正が必要な検査設備については、その校正方法、校正の有効期限及び校正状態の識別を含む校正手順を定め、当該手順書及び校正記録を維持すること。
(い)(き)

附表第3（第9条関係）（い）（じ）










1回の型式適合検定最低受検個数

種別		1回の最低受検個数	
消火器	車載式	2個	
	手さげ式	50個	
	背負式	30個	
消火器用 消火薬剤	大型消火器	水（浸潤剤等入り）	30個
		強化液	30個
		化学泡	30個
		機械泡	30個
		ハロン1011	20個
		ハロン2402	20個
		ハロン1211	20個
		ハロン1301	20個
		粉末	30個
	小型消火器	水（浸潤剤等入り）	500個
		酸アルカリ	300個
		強化液	300個
		化学泡	500個
		機械泡	500個
		ハロン1011	100個
ハロン2402	100個		
ハロン1211	100個		
ハロン1301	100個		
粉末	100個		
泡消火薬剤		250個	
火災 報知 設備	感知器	差動式スポット型	50個
		差動式分布型	50個
		定温式感知線型	1,000m
		定温式スポット型	50個
		熱複合式スポット型	50個
		補償式スポット型	50個
		熱アナログ式スポット型	50個
		イオン化式スポット型	50個
		光電式スポット型	50個（減光式のものにあ っては、25個）
		光電式分離型	25個
		煙複合式スポット型	50個（減光式のものにあ っては、25個）
		イオン化アナログ式スポット型	50個
		光電アナログ式スポット型	50個（減光式のものにあ っては、25個）
		光電アナログ式分離型	25個
熱煙複合式スポット型	50個（減光式のものにあ っては、25個）		
赤外線式スポット型	10個		
紫外線式スポット型	10個		

	紫外線赤外線併用式スポット型	10個
	炎複合式スポット型	10個
	発信機	10個
中継器		25回線分以上になる個数 (10個以上となる場合は 10個)
受信機		1個(P型、G型及びGP 型にあっては25回線分以 上となる個数(5個以上と なる場合5個))
住宅用防災警報器		50個
閉鎖型スプリンクラーヘッド		50個
流水検知装置		5個(内径が150mmを超 えるものにあっては1個、 内径100mm以上150mm 以下のものにあっては2 個)
一斉開放弁		5個(内径が150mmを超 えるものにあっては1個、 内径100mm以上150mm 以下のものにあっては2 個)
金属製避難はしご	固定はしご	10個
	立てかけはしご	10個
	つり下げはしご	10個
緩降機		5個

附表第4（第17条関係）（い）（う）（お）（け）

合格の表示の様式、表示方法、表示位置


種 別	表示の様式	表示方法	表 示 位 置
消 火 器		証票の貼付	合格表示欄（本体に1箇所）
消 火 器 用 消 火 薬 剤		押印	合格表示欄（収納袋（2以上の収納袋等に分納するものは、それぞれの収納袋等）に1箇所）
泡消火薬剤		押印	合格表示欄（封紙等に1箇所）
火 災 報 知 設 備		証票の貼付	製造銘板の直近又は本体の見やすい位置に1箇所 なお、感知線型のもので、感知部が断続しているものにあつては、25m 又はその端数ごとに1箇所、感知部が連続しているものにあつては、100m 又はその端数ごとに1箇所
		印字	製造銘板の直近又は本体の見やすい位置に1箇所 なお、感知線型のもので、感知部が断続しているものにあつては、25m 又はその端数ごとに1箇所、感知部が連続しているものにあつては、100m 又はその端数ごとに1箇所
		証票の貼付	製造銘板の直近又は本体の見やすい位置に1箇所
中 継 器		証票の貼付	製造銘板の直近又は本体の見やすい位置に1箇所
受 信 機		証票の貼付	製造銘板の直近又は本体の見やすい位置に1箇所
住 宅 用		証票の貼付	製造銘板の直近又は本体の見やすい位置に1箇所

防 災 報 警 器		印字	製造銘板の直近又は本体の見やすい位置に1箇所
閉鎖型スプリンクラーヘッド		証票の貼付	フレーム又は本体に1箇所
		印字	フレーム又は本体に1箇所
流水検知装置		刻印	製造銘板の直近の平らな部分に1箇所
一斉開放弁		刻印	製造銘板の直近の平らな部分に1箇所
金属製避難はしご		証票の貼付	製造銘板の直近に1箇所
緩降機		証票の貼付	合格表示欄（本体に1箇所）

備考 証票に付す記号は、アルファベットとし、消火器、火災報知設備の感知器及び発信機、中継器、受信機、住宅用防災警報器並びに金属製避難はしごにあつては1,000万枚、閉鎖型スプリンクラーヘッド及び緩降機にあつては100万枚ごとに順次AからZまでを表示する。以後繰り返すものとする。

附表第 5 (第 17 条関係)

構成部品の表示及び表示箇所

様 式	表 示 箇 所
	平らな部分に 1 箇所

附表第6（第20条関係）（い）（じ）

軽微変更事項

種別	例示事項		
共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示事項の表示位置 2 社名表示（型式承認に係る社名が変更となった場合に限る。） 3 規定の表示項目以外の表示内容 		
消火器	<ol style="list-style-type: none"> 1 本体容器 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本体容器板厚の増加（本体容器の容量が変わらないこと。） (2) 高圧ガス取締法に適合している二酸化炭素の本体容器の形状、寸法又は充てん比（基準のガス量が変わらないものに限る。） (3) 耐食塗装の色又は防錆加工法（主成分を明記した成分表を付すこと。） 2 本体容器以外 <ol style="list-style-type: none"> (1) ホースの製造者（形状及び寸法が変わらないこと。） (2) ホースの色（主成分を明記した成分表を付すこと。） (3) ノズル又はホーンの寸法（内面の寸法が変わらないこと。） (4) ろ過網の材質（既承認と同一の場合に限る。） (5) 液面の表示法（材質、形状、接合方法等） (6) 安全栓の樹脂部分の表示内容 (7) 指示圧力計（受託評価適合品であって使用圧力範囲が同じもの。但し、ブルドン管の材質は、充てん薬剤に対する耐腐食性が同等以上のもの。） (8) 加圧用ガス容器の形状、寸法又は充てん比（加圧用ガス容器は、受託評価適合品であって、基準のガス量が変わらないこと。） 		
消火器用消火薬剤	<p>容器の製造者</p>		
泡消火薬剤	<ol style="list-style-type: none"> 1 容器の追加（既承認と同一の場合に限る。） 2 容器の製造者 		
火災報知設備	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50px; text-align: center; vertical-align: middle;">感知器</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 部品の取付方法（ボルト、ナットの形状又は製造者の変更、端子の変更） 2 電気部品で次に掲げる事項（定格、型式又は製造者の変更） <ol style="list-style-type: none"> (1) 電球（既承認の部品で承認された定格の範囲内で使用する場合に限る。） (2) 定格が使用条件に合う部品（抵抗、コンデンサ、コイル、I C ソケット、ヒューズ） (3) 既承認のものと同等の形状、構造、材質及び性能を有する部品（端子、コネクタ） 3 部品（電気部品を除く。）で次に掲げる事項（形状、構造又は材質 </td> </tr> </table>	感知器	<ol style="list-style-type: none"> 1 部品の取付方法（ボルト、ナットの形状又は製造者の変更、端子の変更） 2 電気部品で次に掲げる事項（定格、型式又は製造者の変更） <ol style="list-style-type: none"> (1) 電球（既承認の部品で承認された定格の範囲内で使用する場合に限る。） (2) 定格が使用条件に合う部品（抵抗、コンデンサ、コイル、I C ソケット、ヒューズ） (3) 既承認のものと同等の形状、構造、材質及び性能を有する部品（端子、コネクタ） 3 部品（電気部品を除く。）で次に掲げる事項（形状、構造又は材質
感知器	<ol style="list-style-type: none"> 1 部品の取付方法（ボルト、ナットの形状又は製造者の変更、端子の変更） 2 電気部品で次に掲げる事項（定格、型式又は製造者の変更） <ol style="list-style-type: none"> (1) 電球（既承認の部品で承認された定格の範囲内で使用する場合に限る。） (2) 定格が使用条件に合う部品（抵抗、コンデンサ、コイル、I C ソケット、ヒューズ） (3) 既承認のものと同等の形状、構造、材質及び性能を有する部品（端子、コネクタ） 3 部品（電気部品を除く。）で次に掲げる事項（形状、構造又は材質 		

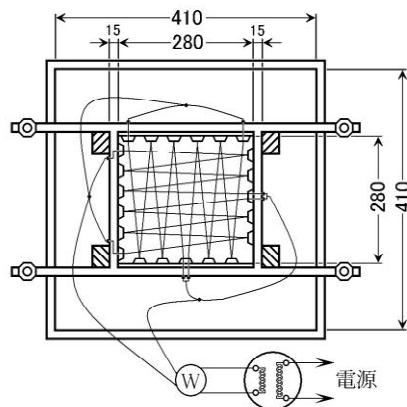
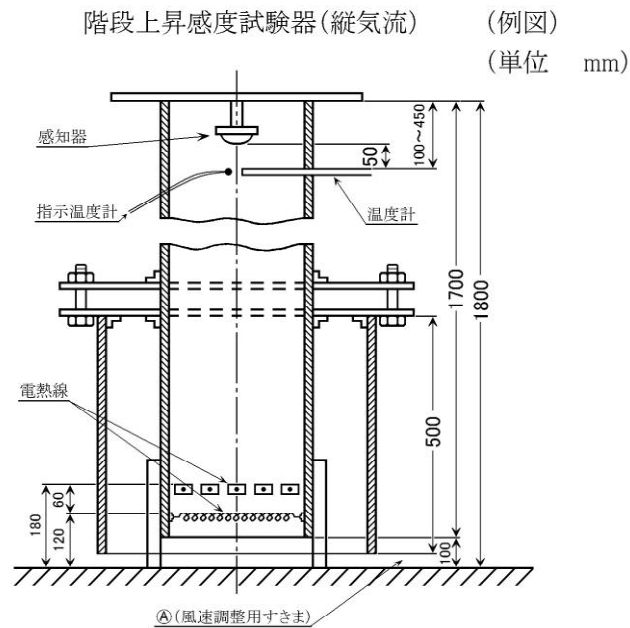
	<p>の変更)</p> <p>(1) プリント回路基板の材質 (既承認と同一の場合に限る。)</p> <p>(2) 変更前と同等の形状、構造、材質及び性能を有する部品 (基板、放熱器、シールド)</p> <p>4 ノイズ対策を目的とする部品 (抵抗、コンデンサ、インダクタ、バリスタ、ツェナーダイオード、ラインフィルタ、サージアブソーバ、アレスタ) の追加又は変更</p>
<p>発信機</p>	<p>1 部品の取付方法 (保護板の取付方法は、既承認の場合に限る。)</p> <p>2 電気部品で次に掲げる事項 (定格、型式又は製造者の変更)</p> <p>(1) 既承認の部品で承認された定格の範囲内で使用する部品 (電球、LED、送受話器)</p> <p>(2) 定格が使用条件に合う部品 (抵抗、コンデンサ、コイル、ICソケット、ヒューズ)</p> <p>(3) 既承認のものと同等の形状、構造、材質及び性能を有する部品 (端子、コネクタ、電話ジャック)</p> <p>3 部品 (電気部品を除く。) で次に掲げる事項 (形状、構造又は材質の変更)</p> <p>(1) 既承認の部品 (承認された条件の範囲内で使用する場合に限る。) にあつては、次に掲げる事項</p> <p>ア 屋外型の外箱の材質</p> <p>イ 屋内型の外箱の構造又は材質</p> <p>ウ プリント回路基板の材質</p> <p>(2) 変更前と同等の形状、構造、材質及び性能を有する部品 (部品取付板、基板、放熱器、シールド板)</p> <p>(3) 端子、ヒューズホルダ又はランプソケット</p> <p>4 ノイズ対策を目的とする部品 (抵抗、コンデンサ、インダクタ、バリスタ、ツェナーダイオード、ラインフィルタ、サージアブソーバ、アレスタ) の追加又は変更</p>
<p>中継器及び受信機</p>	<p>1 部品の取付方法 (ボルト、ナットの形状又は製造者の変更、端子の変更)</p> <p>2 外箱の構造 (本体部と操作部に分離)</p> <p>3 電気部品で次に掲げる事項 (定格、型式又は製造者の変更)</p> <p>(1) 既承認の部品で承認された定格の範囲内で使用する部品 (電球、スイッチ)</p> <p>(2) スイッチ (既承認のものを使用条件及び性能が同等)</p> <p>(3) 定格が使用条件に合う部品 (抵抗、コンデンサ、コイル、ICソケット、ヒューズ)</p> <p>(4) 既承認のものと同等の形状、構造、材質及び性能を有する部品 (送受話器 (ジャック式、フック式相互の変更を含む)、変圧器の取付金具、ヒューズホルダ、端子、端子台、コネクタ、プリンタ)</p> <p>4 予備電源用蓄電池の変更 (既承認又は受託評価適合品で同一の回路電圧及び容量の場合に限る。)</p> <p>5 ノイズ対策を目的とする部品 (抵抗、コンデンサ、インダクタ、</p>

	バリスタ、ツェナーダイオード、ラインフィルタ、サージアブソーバ、アレスタ) の追加又は変更
住宅用防災警報器	<ol style="list-style-type: none"> 1 部品の取付方法 (ボルト、ナットの形状又は製造者の変更、端子の変更) 2 電気部品で次に掲げる事項 (定格、型式又は製造者の変更) <ol style="list-style-type: none"> (1) 電球 (既承認の部品で承認された定格の範囲内で使用する場合に限る。) (2) 定格が使用条件に合う部品 (抵抗、コンデンサ、コイル、I Cソケット、ヒューズ) (3) 既承認のものと同等の形状、構造、材質及び性能を有する部品 (端子、コネクタ) 3 部品 (電気部品を除く。) で次に掲げる事項 (形状、構造又は材質の変更) <ol style="list-style-type: none"> (1) プリント回路基板の材質 (既承認と同一の場合に限る。) (2) 変更前と同等の形状、構造、材質及び性能を有する部品 (基板、放熱器、シールド) 4 ノイズ対策を目的とする部品 (抵抗、コンデンサ、インダクタ、バリスタ、ツェナーダイオード、ラインフィルタ、サージアブソーバ、アレスタ) の追加又は変更
閉鎖型スプリングラヘッド	<ol style="list-style-type: none"> 1 取付ねじ (外国規格のねじを J I S 規格に変更する等) 2 加工方法 (切削加工をプレス加工に変更する。(黄銅板及び流水部を除く)) 3 次に掲げる表示内容又はデザイン <ol style="list-style-type: none"> (1) 凹表示を凸表示に変更 (2) 刻印による表示をレーザー加工による表示に変更 (3) 感熱部 (ヒューズブルリンク) の温度識別のための区分記号等の追加、変更 4 装飾プレートの取付溝の形状 5 接着剤挿入口の追加又は形状変更
流水検知装置	<ol style="list-style-type: none"> 1 耐食加工の追加、変更 (外面に限る。) 2 表面処理の追加、変更 (外面に限る。) 3 寸法公差 (小さくする場合に限る。) 4 接続フランジの外周を切削加工から黒皮に変更 5 次に掲げる部品の形状、寸法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 圧カスイッチのケースの形状、材質 (2) フランジ面のパッキン溝の追加、変更、廃止 (3) 排水プラグ、圧力計配管等取付けボスの追加、変更 (4) 弁蓋の形状変更 (肉厚が減少しないものに限る。) 6 銘板の取付け方法 7 凹表示を凸表示に変更 8 合格刻印又は構成部品の合格表示の位置 9 合格刻印台座

	10 本体に配管で接続する構成部品又は本体を変更することなく直接接続する構成部品（既承認の排水弁又は試験弁に限る。）
一斉開放弁	<ol style="list-style-type: none"> 1 耐食加工の追加、変更（外面に限る。） 2 表面処理の追加、変更（外面に限る。） 3 寸法公差（小さくする場合に限る。） 4 接続フランジの外周を切削加工から黒皮に変更 5 次に掲げる部品の形状、寸法 <ol style="list-style-type: none"> (1) フランジ面のパッキン溝の追加、変更、廃止 (2) 排水プラグ、圧力計配管等取付けボスの追加、変更 (3) 弁蓋の形状変更（肉厚が減少しないものに限る。） 6 銘板の取付け方法 7 凹表示を凸表示に変更 8 合格刻印の位置 9 合格刻印台座
金属製避難はしご	<ol style="list-style-type: none"> 1 つり下げはしご <ol style="list-style-type: none"> (1) 緩降装置用ワイヤーの末端の処理 (2) 緩降装置のカバーの形状又は材質 2 立てかけはしご 下部支持点の滑り止めの構造又は材質 3 固定はしご 建物に固定するためはしごに付加された取付金具の形状
緩降機	<ol style="list-style-type: none"> 1 ねじ止め部分のゆるみ止めの方法 2 防食処理方法（既承認のものに限る。） 3 調速器 <ol style="list-style-type: none"> (1) カバーの材質又は形状（既承認のものに限る。） (2) ロープの案内ローラの材質（既承認のものと同最大使用荷重、ロープの長さ及び材質が既承認のものと同である場合に限る。） 4 緊結金具の材質又は形状（最大使用荷重が既承認のものと同以下である場合に限る。） 5 リールの材質及び形状

附図第 1 から附図第 4 まで削除 (j)

附図第 5



備考 1 電熱線は、赤熱させないこと。

(例) $\phi 0.8 \text{ mm} \times 3 \text{ m}$ のニクロム線を $\phi 4 \text{ mm}$ の心棒に巻いて作ったもの 5 本を直列接続したもの 2 組を並列接続する。

このような 2 群をそれぞれ上段及び下段に相互交差するように作り、これら 2 群を並列接続して使用する。

2 風速の調節は、隙間 (A) を加減して行う。

ただし、風速調整用ファンを設けたものにあつては、当該ファンにより調整する。

3 本試験器の下半部を埋込むようにしてよい。

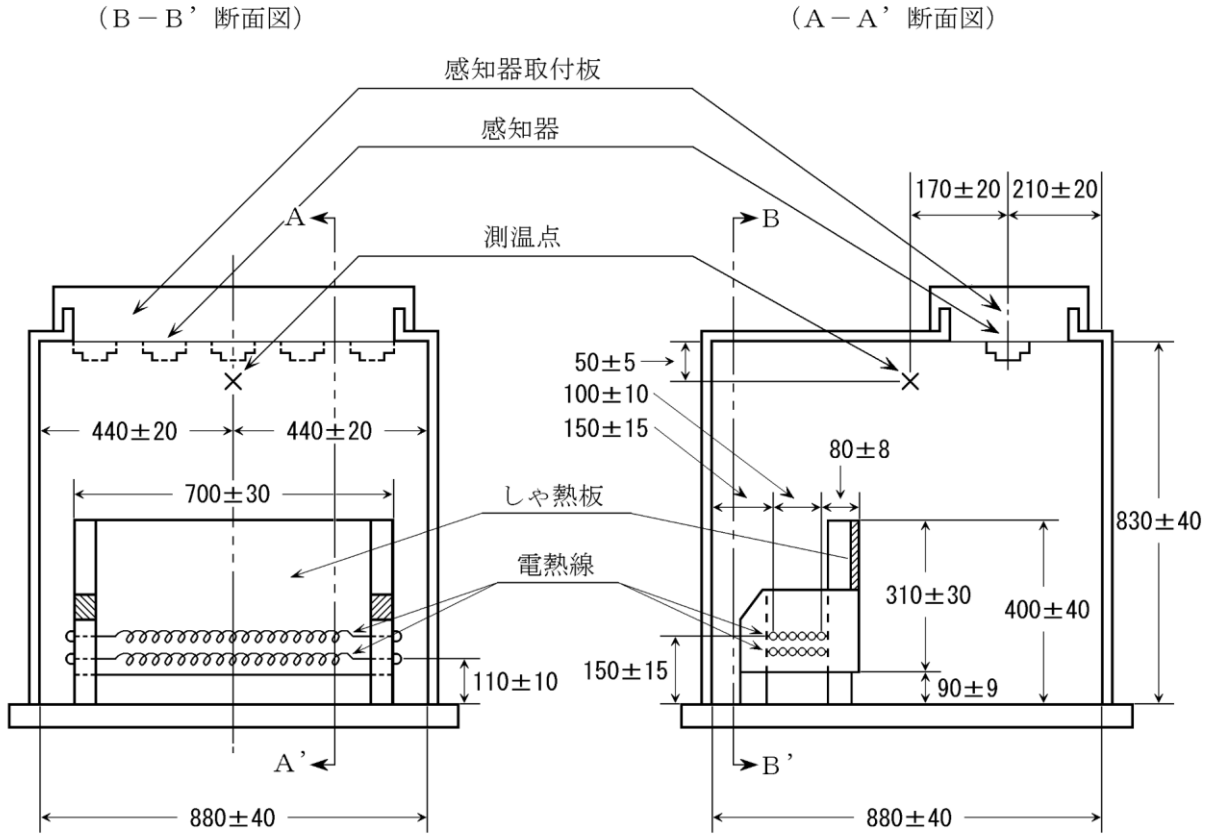
4 電熱線を支持する部分は、鉄板等で作り本試験器を焼損しないようにすること。

5 所要電力 (例) 温度差 30deg、風速 85cm/s のとき、2kW~2.5kW

附図第 6

直線上昇感度試験器 (例図)

(単位 mm)



備考 1 電熱線は赤熱させないこと。

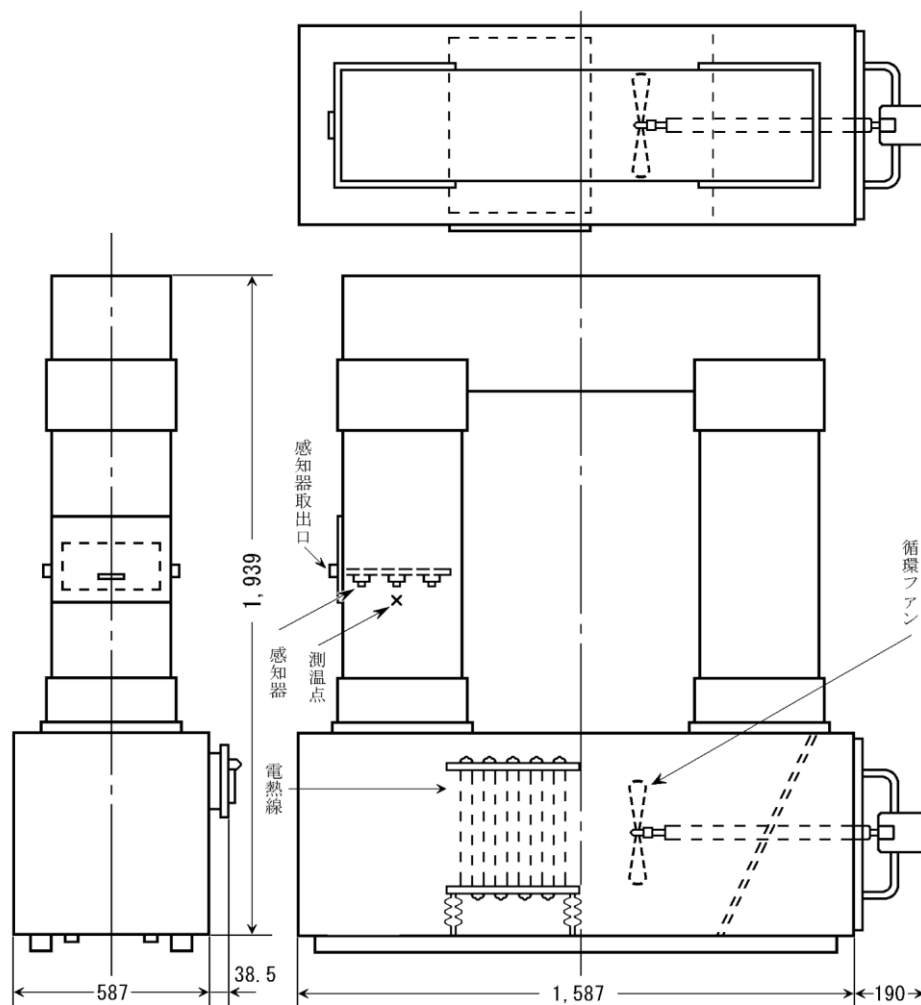
(例) $\phi 0.4 \text{ mm} \times 7 \text{ m}$ のニクロム線を $\phi 4 \text{ mm}$ の心棒に巻いて作ったもの 12 本を 2 組に分け上下 6 本ずつを並列接続する。

- 2 風速は自然対流とすること。
- 3 電熱線を支持する部分は、鉄板等で作り本試験器を焼損しないようにすること。
- 4 所要電力 (例) 温度差 67.5 deg のとき $2 \text{ kW} \sim 2.5 \text{ kW}$

附図第 7

定温式感度試験器 (例図)

(単位 mm)



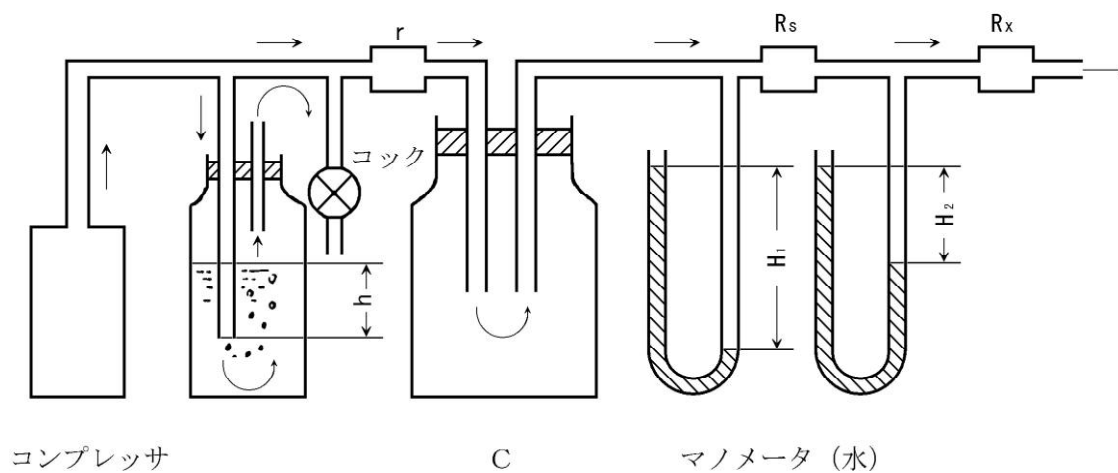
備考 1 電熱線は赤熱させないこと。

(例) $\phi 1.0 \text{ mm} \times 7 \text{ m}$ のニクロム線を $\phi 4 \text{ mm}$ の心棒に巻いて作ったもの 100 本を 10 本ずつ平行に張った板をさらに 10 面平行に垂直に並べ 1 面 1 面電氣的に独立させ作動させる。

- 2 風速は循環ファンにより調整する。
- 3 電熱線を支持する部分は鉄板等で作り本試験器を焼損しないようにすること。
- 4 所要電力 (例) 75°C のときヒータ 3 面使用して約 3 kW (1 面 1 kW)

附図第 8

リーク抵抗試験器（差動式分布型感知器（空気管式））（例図）



備考 1 R_x ---- 試料のリーク抵抗 [k Ω]
 R_s ---- 標準抵抗 [k Ω]

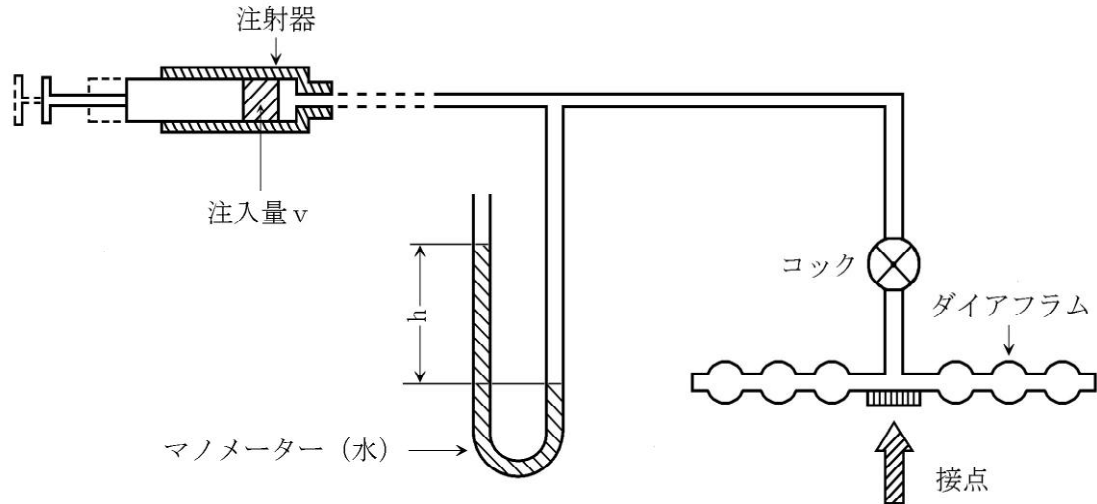
$$R_x = R_s \frac{H_2}{H_1 - H_2}$$

- 2 水柱H₁ は、h 及びコックにより適当な一定の値とすること。
- 3 C 及び r は、H₁ の変動を少なくするための平滑装置であって、C は 5 リットル入の空びん、r は適当長の銅パイプを用い、 $r \approx R_s / 50$ とする。
- 4 標準抵抗R_s は、別途検査されたものとする。

附図第 9

等価容量試験器及び接点間隔試験器（差動式分布型感知器（空気管式））（例図）

1 等価容量試験器



備考 0.5cc 用注射器で v [cc]（接点が閉じない程度の量、普通 0.1cc）の空気を注入したときの水柱が h [mm] のとき、試料の等価容量 C_0 は、次式により求める。

$$C_0 = 10,200 \frac{v}{h} - C_m \quad [10^{-6} \text{cc}/\mu \text{bar}]$$

C_m はマンメーター自体の等価容量で、この測定法はコックを閉じて注射器で v' [cc] 注入したときの水柱を h' [mm] とし、次式により求める。

$$C_m = 10,200 \frac{v'}{h'} \quad [10^{-6} \text{cc}/\mu \text{bar}]$$

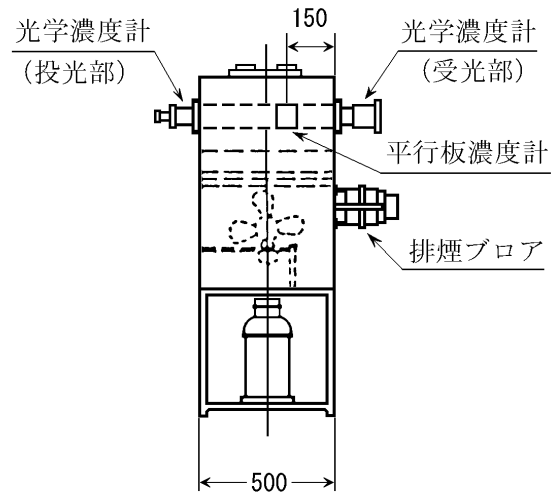
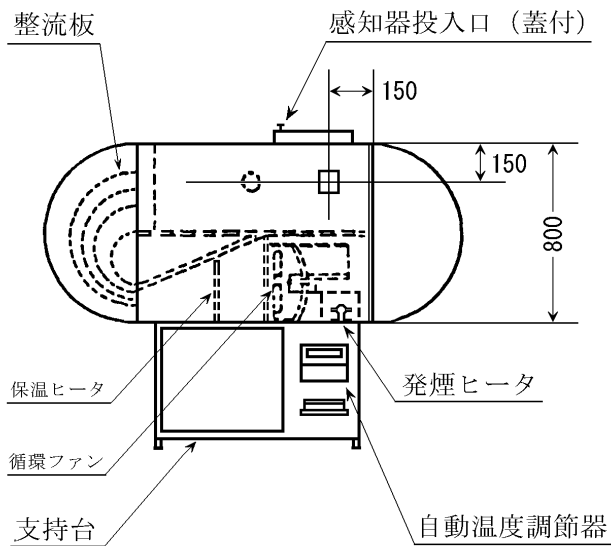
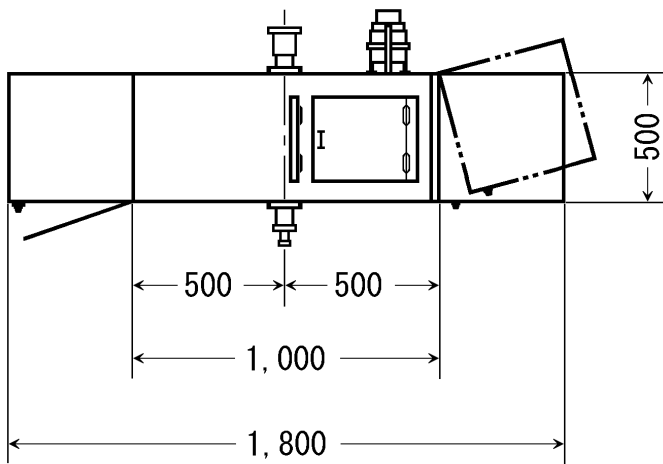
2 接点間隔試験器

- (1) 試験器は、等価容量試験器と同一のものを使用する。ただし、注射器の容量を適当なものに変え、接点が閉じたとき継電器を動作させ、これによってランプが点灯するようにする。
- (2) h の目盛範囲は、当該接点間隔の設計値の 2 倍が読み取れるものであること。

附図第10 (j)

煙感知器感度試験器 (例図)

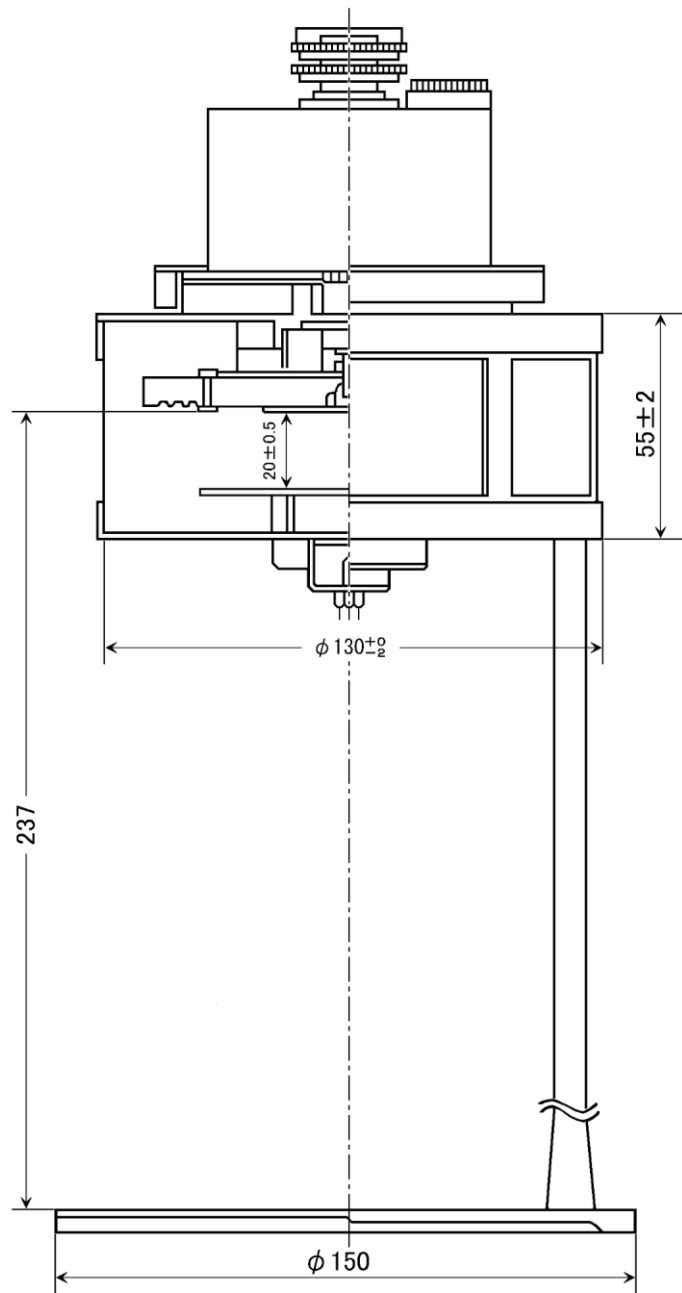
(単位 mm)



- 備考1 発煙ヒータは、ポット型ヒータを2個向い合わせに用いて温度は400℃±10℃とすること。
- 2 発煙材料は、東洋ろ紙No.2 とすること。
- 3 風速 20～70cm/s (循環ファンの回転数を変えて風速を調整する。)
- 4 寸法は、内法寸法とする。

平行板濃度計 (例図)

(単位 mm)

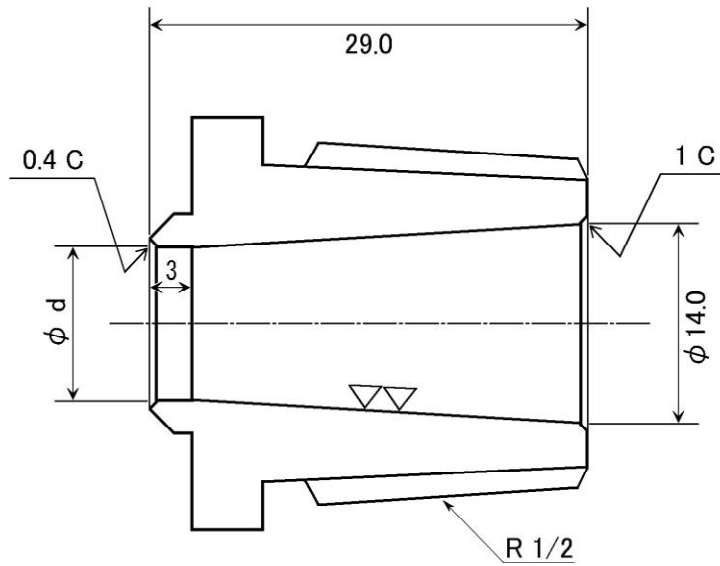


- 備考 1 線源 $A m^{241}$ $3.034 \times 10^5 Bq$
平常電離電流 $220 pA \pm 10\%$
2 コネクター M型
3 電極板 $\phi 50mm$

附図第 1 2

作動用放水口 又は 制御入力用放水口

(単位 mm)

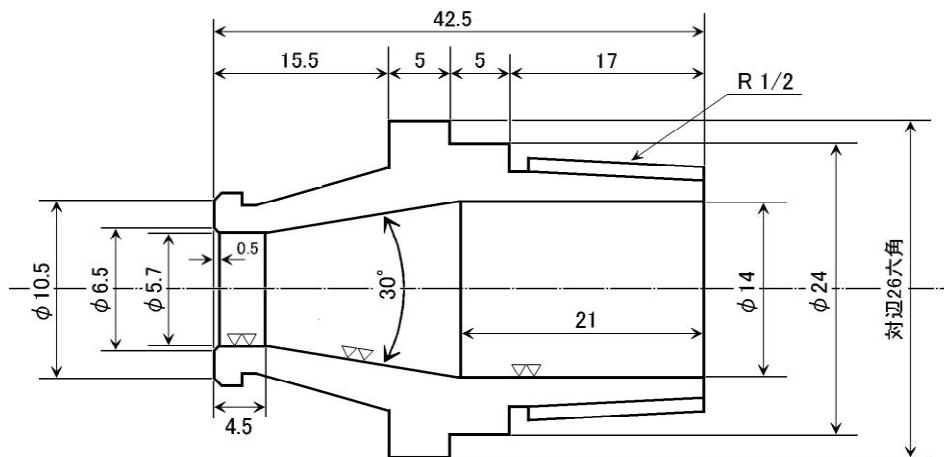


	検知流量定数 50 用	検知流量定数 60 用	検知流量定数 80 用
内径 d	9.0 mm	9.8 mm	11.3 mm

附図第 1 3

不作動用放水口

(単位 mm)



$$Q = 21.99 \sqrt{P/0.098}$$

Q : 放水量 l/min

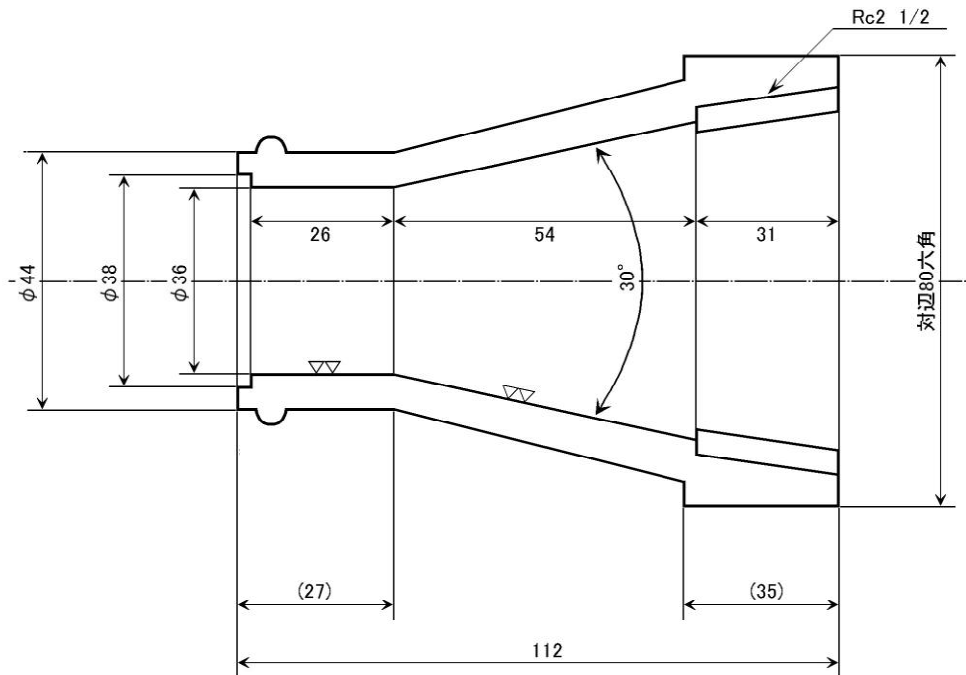
P : 放水圧力 Mpa

不作動流量が 10 l/min 以下の場合、放出口径を変更することができる。

附図第 1 4

大流量用放水口 又は 流量測定用放水口

(単位 mm)

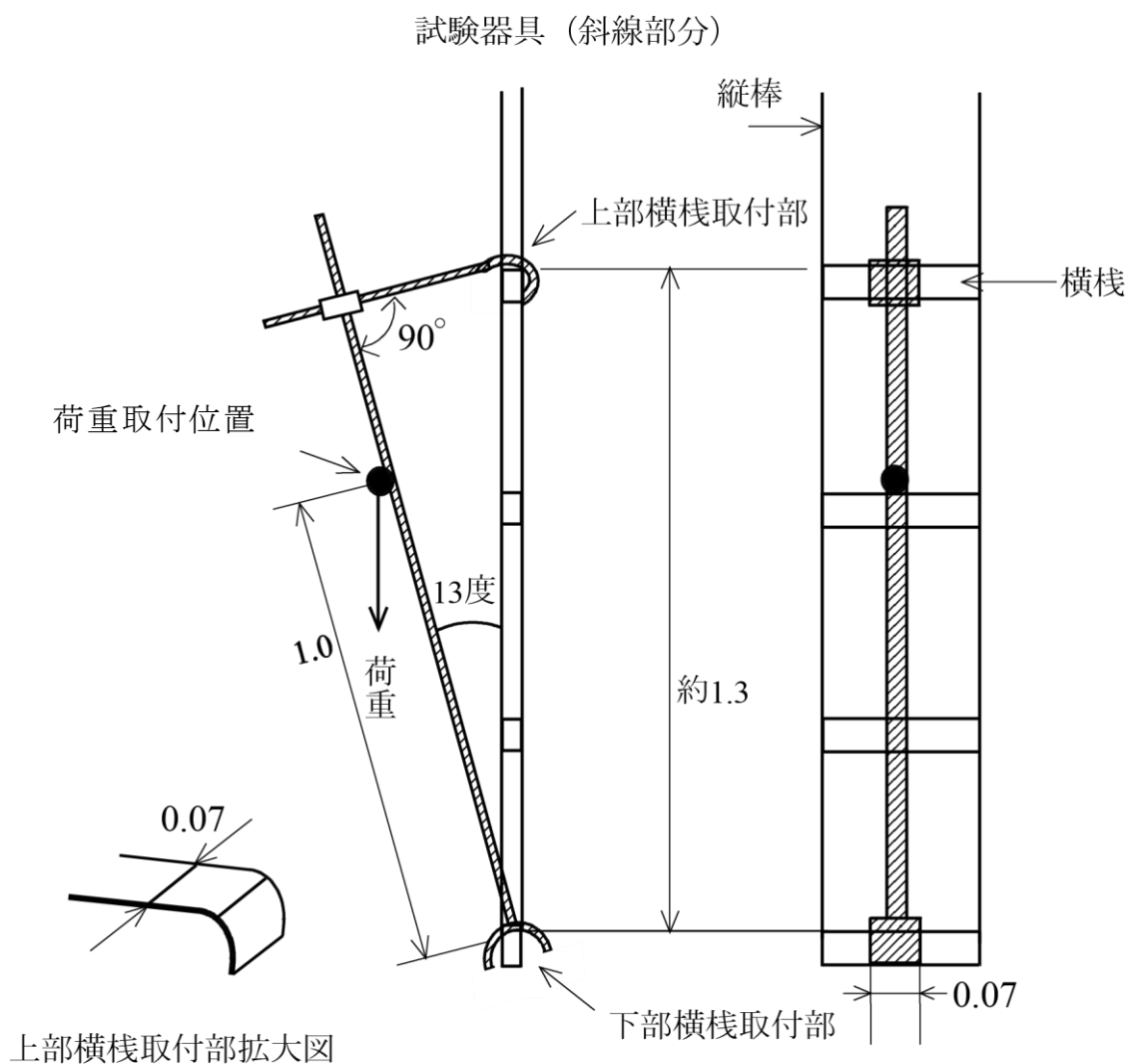


$$Q = 846.8 \sqrt{P/0.098}$$

Q : 放水量 l/min

P : 放水圧力 Mpa

流水検知装置の内径が 40 mm 以下の場合には放水口径等を変更することができる。



- 備考 1： 避難はしごと試験器具とのなす角が 13° になり、かつ、上部横棧取付部から下部横棧取付部間の距離が約 1.3 m になるように上下方向及び前後方向に調整できること。
- 2： 荷重取付位置が概ね試験器具の重心となること。
- 3： 試験器具の質量は、できるだけ軽いものとする事。（ $10\text{ kg} \sim 20\text{ kg}$ が好ましい。）

別記様式第 1 号（第 2 条関係）（j）

委託型式に係る消防法施行規則第 3 5 条第 4 項関係書類		
委託型式に関する事項	申請者名	
	種別	
	型式	
	設計図	表示に関する事項を除き、受託型式番号のものに同じ
	明細書	受託型式番号のものに同じ
	工場設備概要調書	受託型式番号のものに同じ
	製造工程概要調書	受託型式番号のものに同じ
	社内検査体制等概要調書	受託型式番号のものに同じ
	社内試験成績表	受託型式番号のものに同じ
受託型式に関する事項	申請者名	
	種別	
	型式	
	型式番号	

備考 1 設計図のうち表示に関する事項は、別途提出を要す。

2 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

別記様式第2号の1（第2条関係）

(消火器) 明 細 書	
(申請者)	
項 目	明 細
種 別	
型 式	
消 化 能 力 単 位 又 は 適 応 火 災	
申 請 単 位 組 合 せ	
使 用 温 度 範 囲	
試 験 圧 力	
容 器	上 鏡 板 ・ 材 質 ・ 厚 さ
	胴 体 ・ 材 質 ・ 厚 さ
	下 鏡 板 ・ 材 質 ・ 厚 さ
	全 高 及 び 外 径
	内 容 積
	耐 食 及 び 防 錆 加 工
	接 合 方 法
バ ル ブ	材 質 構 造
キ ャ ッ プ	材 質
口 金	材 質
ノ ズ ル	材 質
	口 径 構 造
空 気 吸 入 口	口 径 と 数
ホ ー ス	材 質 ・ 内 径 ・ 肉 厚 ・ 長 さ 又 は 有 効 長
ホ ー ン	材 質
ガ ス 導 入 館	材 質 ・ 内 径 ・ 肉 厚 ・ 長 さ
加 圧 用 ガ ス 容 器	ガ ス の 種 類
	材 質 ・ 外 径 ・ 長 さ
	容 積 ・ ガ ス 量 ・ 質 量
圧 力 調 整 器	調 整 圧 力
蓄 圧 式	ガ ス の 種 類 ・ ガ ス 量
充 て ん 薬 剤	充 て ん 量 ・ 型 式 番 号
	放 射 能
放 射 時 間 (2 0 ℃)	
放 射 距 離 (2 0 ℃)	
蓄 圧 式 に お け る 使 用 圧 力 範 囲	～MPa(ﾌﾞﾙﾄﾞﾝ管の材質：)
総 質 量	
安 全 装 置	
安 全 弁 の 作 動 範 囲	
交 換 式 消 火 器 の 適 合 消 火 器 の 型 式 番 号	

- 備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。
 2 該当しない欄は、省略することができる。
 3 必要に応じ、設計書及び参考資料を添付すること。

別記様式第2号の2の1（第2条関係）

(消火器用消火薬剤) 明細書	
(申請者)	
項 目	明 細
種 別	消火器用消火薬剤
型 式	消火器用
組 成	詳細に記入すること。
性 状	外 観 毒 性 腐 食 性
容 器 の 形 状 、 材 質 等	
備 考	

備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4とすること。

2 性状欄は、外観、毒性、及び腐食性のほか型式により次の例示に従い記載すること。

- (1) 酸アルカリ消火薬剤 比重、p H
- (2) 強化液消火薬剤 凝固点、p H、比重
- (3) 化学泡消火薬剤 腐敗試験、不溶解分
- (4) 機械泡消火薬剤 凝固点、比重、p H、粘度、沈殿量、表面張力
- (5) ハロゲン化物消火薬剤
 - ア（液体）比重、純分、含有水分、蒸発残分、金属腐食、定性
 - イ（液化ガス）純分、酸分及び遊離ハロゲン量、蒸発残分、含有水分
- (6) 粉末消火薬剤 粒度、吸湿増加率、沈降、みかけ比重、粒度分布、分粒含有量、含水率
- (7) 水（浸潤剤等入り）消火薬剤 強化液及び機械泡消火薬剤に準ずる。

3 原料の確認を行うことができる図書を添付すること。

別記様式第2号の2の2（第2条関係）

（泡消火薬剤）明細書				
（申請者）				
項 目		明 細		
型	式	%（℃～℃）		
組	成			
性	外 観			
	比 重			
	※ 粘 度 c S t 又は c P		（30℃）	
			（20℃）	
			下限温度（℃）	
	流 動 点	（℃）		
	水 素 イ オ ン 濃 度			
	沈 殿 量	(ml)	変質試験前	変質試験後
	泡 水 溶 液 の 沈 殿 量	淡水	(ml)	
		合成海水	(ml)	
引 火 点	（沸点℃）			
状	鋼等の腐食によ	鋼（S P C C）		
	る 質 量 損 失	黄銅（C2108P）		
	(mg/20cm ²)/day	アルミニウム（A5052P）		
	金 属 分 の 含 有 量 W %	（金属の種類）		
拡 散 係 数				
容 器				
備 考	※大容量泡放水砲用泡消火薬剤にあっては、設計値を記載する。			

備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

2 該当しない項目欄は削除し、例記以外のものがあれば追加すること。

別記様式第2号の3の1から別記様式第2号の4の3まで 削除 (j)

別記様式第2号の5の1（第2条関係）

(感知器) 明細書 (その1)								
申請者							カタログ名又は番号	
種別								
型式								
項目		明細				製造者 (表示)	備考	
		材質	寸法	取付方法	図面番号			
感知部							()	
検出部							()	
接点	固定部						()	
	可動部						()	
ダイアフラム							()	
リーク							()	
放射線源						放射能の量	()	
						Bq		
基板							()	
外箱							()	
端子							()	
切替コック							()	
引出線		長さ	■				()	
		径	■					

(感知器) 明細書 (その2)

部 品 名	記 号	型 名	用 途	明 細					製 造 者 (表示)	備 考
				定格電圧 使用電圧	定格電圧 使用電圧	パルス順電流	最大許容電力	使用パルス 順電流		
発光素子 電子管 受光素子				V V	mA mA	A	W	mA		
				感度波長	動作電流	放電開始電圧	放電維持電圧	印加電圧	()	
				nm	mA	V	V	V		
継電器				定格電圧 使用電圧	定格電圧 使用電圧	コイル抵抗	最大許容電力	接点材料		
				V V	mA mA	Ω	W			
				定格接点容量	最大使用接 点容量	最低感動電流	不感動電流	開放電流	()	
				V mA	V mA	mA	mA	mA		
音響装置				定格電圧	定格電流	使用電圧	使用電流	最低起動電圧		
				V	mA	V	mA	V		
				短絡電流	接点材料	消去用素子			()	
				mA						
変圧器				一次定格電圧	一次定格電流	二次定格電圧	二次定格電流	巻線		
				V	A	V	A			
				鉄心	巻線絶縁				()	
					種					
電池				公称容量	公称電圧	平均監視電流	動作下限電圧	最大許容電流		
				Ah	V	mA	V	mA	()	
ランプ				定格電圧	定格電流	使用電圧	使用電流	織条材料		
				V	mA	V	mA		()	
焦電素子				定格電圧	感度	応答波長	使用電圧	視野角		
				V	mHzW ⁻¹	μm	V	度		
				ウインド材					()	
半導体				最大定格電圧	最大定格電流	最大コレクタ 損失	最大エミッタ・ベース間電圧			
				V	A	W	V			
				使用電圧	使用電流	作動時コレク タ損失	作動時エミッタ・ベース間電圧			
				V	A	W	V	()		
コンデンサ				容量	耐電圧	使用電圧				
				F	V	V		()		
抵抗				抵抗値	定格電力	使用電流				
				Ω	W	A		()		
スイッチ				定格電圧	定格電流	最大使用電圧	最大使用電流	接点材料		
				V	mA	V	mA		()	
ランプソケット				定格電圧	定格電流	使用電圧	使用電流			
				V	mA	V	mA	()		

(感知器) 明細書 (その3)

防 湿 方 法															
防 水 方 法															
防 塵 方 法															
防 食 方 法															
露出金属部の絶縁方法															
接点間隔、リーク等の調整部の封印方法															
特殊な取扱いを要するものはその注意事項															
公 称 蓄 積 時 間		秒													
三 定 数	C ₀ (等価容量)											作 動 電 圧			
	h _d (接点間隔)											導 体 抵 抗			
	r ₂ (リーク抵抗)														
公 称 監 視 距 離 等	視野角 (度)		-90	-85	-80	-75	-70	-65	-60	-55	-50	-45	-40	-35	
	公称監視距離 (m)														
	視野角 (度)	-30	-25	-20	-15	-10	-5	0	+5	+10	+15	+20	+25	+30	
	公称監視距離 (m)														
	視野角 (度)	+35	+40	+45	+50	+55	+60	+65	+70	+75	+80	+85	+90		
	公称監視距離 (m)														
作動の概要 (試験機能、無線機能及び警報機能の概要を含む。)															
記 事															

- 備考 1 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。
 2 設計書及び取扱説明書を添付すること。
 3 該当しない項目欄は削除し、例記以外のものがあれば追加すること。
 4 特殊部品にあっては、カタログ等協会が指定した書類を添付すること。
 5 製造者欄の (表示) は、部品に記載されている表示を書くこと。

別記様式第2号の5の2（第2条関係）

（発信機・中継器） 明細書（その1）										
申請者							公称蓄積時間		カタログ名 又は番号	
種別										
型式										
部品名	記号	型名	用途	明細					製造者 （表示）	備考
保護板				材質	寸法			()		
継電器				定格電圧	定格電流	コイル抵抗	最大許容電力	接点材料	()	
				使用電圧	使用電流					
				V	mA	Ω	W			
				V	mA					
定格接点容量	最大使用接点容量	最低感動電流	不感動電流	開放電流						
V	V	mA	mA	mA						
mA	mA									
音響装置				定格電圧	定格電流	使用電圧	使用電流	最低起動電圧	()	
				V	mA	V	mA	V		
				短絡電流	接点材料	消去用素子				
				mA						
変圧器				一次定格電圧	一次定格電流	二次定格電圧	二次定格電流	巻線	()	
				V	A	V	A			
				鉄心	巻線絶縁					
					種					
ランプ				定格電圧	定格電流	使用電圧	使用電流	織条材料	()	
				V	mA	V	mA			
ランプソケット				定格電圧	定格電流	使用電圧	使用電流		()	
				V	mA	V	mA			
スイッチ				定格電圧	定格電流	最大使用電圧	最大使用電流	接点材料	()	
				V	mA	V	mA			
半導体				最大定格電圧	最大定格電流	最大コレクタ損失	最大エミッタ・ベース間電圧		()	
				V	A	W	V			
				使用電圧	使用電流	作動時コレクタ損失	作動時エミッタ・ベース間電圧			
				V	A	W	V			
計器				級別		最大目盛	指定パネル		()	

(発信機・中継器) 明細書 (その2)

部 品 名	記 号	型 名	用 途	明 細			製 造 者 (表 示)	備 考
				定 格 電 流				
ヒューズ 保安品				A			()	
ヒューズ ホルダー				定 格 電 圧			()	
				V			()	
コンデン サ				容 量	耐 電 圧	使 用 電 圧	()	
				F	V	V		
抵 抗				抵 抗 値	定 格 電 力	使 用 電 流	()	
				Ω	W	A		
送 受 話 器								
蓄 電 池				公 称 容 量	公 称 電 圧	最 大 許 容 電 流	()	
				Ah	V	A		
端 子 板								
配 線				断 面 積	線 径	()		
				mm ²	mm			
外 箱				材 質	厚 さ	()		
					mm			
そ の 他							()	
作 動 の 概 要 (試 験 機 能 及 び 無 線 機 能 の 概 要 を 含 む)								
記 事								

備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

2 設計書及び取扱説明書を添付すること。

3 該当しない項目欄は削除し、例記以外のものがあれば追加すること。

4 特殊部品にあつては、カタログ等協会が指定した書類を添付すること。

5 備考欄には既承認型式番号、軽補正届の承認年月日又は申請者が希望する部品試験時の電圧、電流（使用電圧、電流を超えて承認を得たい場合）を書くこと。

別記様式第2号の5の3（第2条関係）

(受信機) 明細書 (その1)											
申請者							公称蓄積時間		カタログ名 又は番号		
種別											
型式											
部品名	記号	型名	用途	明細					製造者 (表示)	備考	
継電器				定格電圧	定格電流	コイル抵抗	最大許容電力	接点材料	()		
				使用電圧	使用電流						
				V	mA	Ω	W				
				V	mA						
定格接点容量	最大使用接点容量	最低感動電流	不感動電流	開放電流							
V	V	mA	mA	mA							
mA	mA										
音響装置				定格電圧	定格電流	使用電圧	使用電流	最低感動電圧	()		
				V	mA	V	mA	V			
				短絡電流	接点材料	消去用素子					
				mA							
変圧器				一次定格電圧	一次定格電流	二次定格電圧	二次定格電流	巻線	()		
				V	A	V	A				
				鉄心	巻線絶縁						
					種						
ランプ				定格電圧	定格電流	使用電圧	使用電流	繊維材料	()		
				V	mA	V	mA				
ランプソケット				定格電圧	定格電流	使用電圧	使用電流				
				V	mA	V	mA	()			
スイッチ				定格電圧	定格電流	最大使用電圧	最大使用電流	接点材料	()		
				V	mA	V	mA				
半導体				最大定格電圧	最大定格電流	最大コレクタ損失	最大エミッタ・ベース間電圧				
				V	A	W	V				
				使用電圧	使用電流	作動時コレクタ損失	作動時エミッタ・ベース間電圧				
				V	A	W	V	()			
計器				級別		最大目盛	指定パネル				
								()			

(受信機) 明細書 (その2)

部 品 名	記号	型名	用途	明 細			製 造 者 (表示)	備 考
ヒューズ 保安品				定格電流			()	
				A				
ヒューズ ホルダー				定格電圧			()	
				V				
コンデンサ				容量	耐電圧	使用電圧	()	
				F	V	V		
抵抗				抵抗値	定格電力	使用電流	()	
				Ω	W	A		
送受話器								
蓄電池				公称容量	公称電圧	最大許容電流	()	
				Ah	V	A		
端子板								
配線				断面積	線径			()
				mm^2	mm			
外箱				材質	厚さ			()
					mm			
その他							()	
作動の概要 (試験機能及び無線機能の概要を含む。)								
記事								

- 備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。
- 2 設計書及び取扱説明書を添付すること。
- 3 該当しない項目欄は削除し、例記以外のものがあれば追加すること。
- 4 特殊部品にあつては、カタログ等協会が指定した書類を添付すること。
- 5 備考欄には既承認型式番号、軽補正届の承認年月日又は申請者が希望する部品試験時の電圧、電流（使用電圧、電流を超えて承認を得たい場合）を書くこと。

(住宅用防災警報器) 明細書 (その2)

部品名		記号	型名	用途	仕様				製造者 (表示)	備考 (承認番号)	
半 導 体	発光 ダイ オード				逆耐電圧	順方向パ ルス電流	使用逆方 向電圧	使用順方向 パルス電流			
					V	mA	V	mA			
	ト ラ ン ジ スタ					最大定格 電圧	最大定格 電流	最大コクタ損 失	最大ミツパ ー間電圧		
						V	mA	W	V		
						使用電圧	使用電流	作動時コクタ 損失	作動時ミツパ ー間電圧		
						V	mA	W	V		
	マイ コン					定格電源 電圧	使用電源 電圧				
						V	V				
	ダイ オード					定格逆耐 電圧	定格順方 向電流	使用逆方 向電圧	使用順方 向電流		
						V	mA	V	mA		
	継電器					定格電圧	定格電流	コイル抵抗	接点材料		
						V	mA	Ω			
使用電圧						使用電流	感度電流	開放電流			
V						mA	mA				
スイッ チ					定格電圧	定格電流	使用電圧	使用電流			
					V	mA	V	mA			
					接点材質						
音響装置					定格電圧	定格電流	使用電圧	使用電流			
					V	mA	V	mA			
電池					公称容量	公称電圧	平均監視 電流	動作下限 電圧			
					mA・h	V	mA	V			
抵抗					抵抗値	許容差	定格電力	使用電力			
					Ω	%	W	W			
コン デ ン サ					容量	許容差	耐電圧	使用電圧			
					μF	%	V	V			
電 源 変 圧 器					定格 1 次 電圧	定格 2 次 電圧	定格 2 次 電流	絶縁種別			
					V	V	A	種			
スイッ チ ン グ 電 源 装 置					入力電圧 範囲	定格出力 電圧	定格出力 電流	使用電流			
					V ~ V	V	A ~ A	A ~ A			
					定電圧精度	過電流保護方式		絶縁種別			
							種				

(住宅用防災警報器) 明細書 (その3)

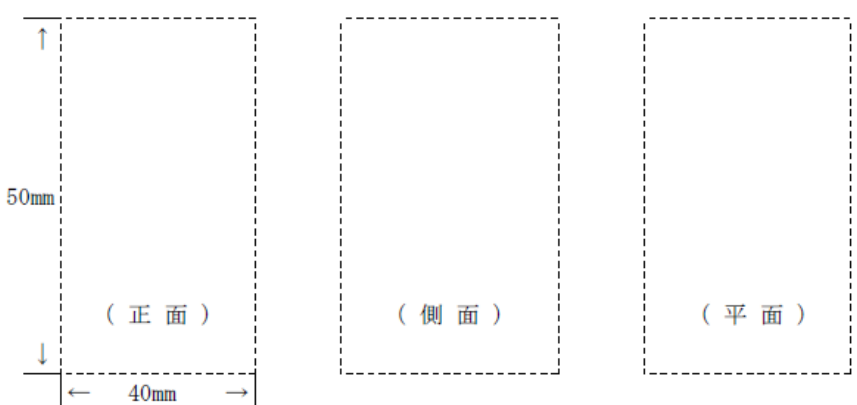
項 目	明 細
防 湿 方 法	
防 塵 方 法	
防 食 方 法	
露出金属部の絶縁方法	
感度の調整方法及び調整後の措置	
特殊な取扱いを要するものは その注意事項	
無線設備の電界強度	
自動試験機能の概要	(フローチャートを用いてもよい)
作動の概要	
連動機能の概要	
記 事	

- 備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。
2 該当しない項目欄は削除し、例記以外のものがあれば追加すること。
3 特殊部品については、カタログ等を添付すること。

別記様式第2号の6の2（第2条関係） 削除（j）

別記様式第2号の7（第2条関係）

（閉鎖型スプリンクラーヘッド）明細書

申請者				
型式				
見本写真貼付欄				
				
項目	明細	項目	明細	
商品名と号 記		ノズル部	ノズルの形状	
			オリフィス径 mm	
総質量	g	設計荷重	daN	
全高	mm	フレームの標準変位	mm	
全長	mm	感熱体	種類	
全幅	mm		負荷区分	
最高周囲温度	℃		作動試験	℃
レバー比			気泡消滅温度	℃

備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。

2 各部品及び材質の明細書ならびに作動機構の説明書を添付すること。

別記様式第2号の8（第2条関係）

(流水検知装置) 明細書 (その1)		
申請者		
型式		
項目	明細	
商品名又は記号		
構成部品の組み合わせ		
使用圧力範囲	MPa ~ MPa	
最大流量における圧力損失値	MPa m	
最小使用圧力における不作動流量	l/min	
二次側圧力設定値	MPa	
弁入口及び弁座口径	弁入口 ± mm ・ 弁座口径 ± mm	
弁リフト	mm	
本体	材質	
	最小肉厚	mm
	面間距離	± mm
フランジ	規格	
	外径	± mm
	厚さ	± mm
	ボルト穴中心円の径	± mm
	ボルト穴径・穴数	径 mm ・ 個
本体接続部のねじ	規格	
	二面幅	± mm
シートリングの材質		
バルブディスクの材質		

(流水検知装置) 明細書 (その2)

項 目		明 細	
バルブパッキンの材質			
パドルの材質			
オリフィスの材質			
オートドリップ型式記号			
リミットスイッチ	型式記号		
	製造名		
	定格電圧・電流	直・交	V・A
	接点材質		
	製造番号の表示方法		
圧力スイッチ	型式記号		
	製造者名		
	最高使用圧力	MPa	
	作動圧力	MPa	
	定格電圧・電流	直・交	V・A
	遅延時間	秒	
	製造番号の表示方法		
リターディングチャンバ	型式記号		
	製造番号の表示方法		
ウォーター・モーター・コング	型式記号		
	最低作動流量	l/min	
	ノズル径	mm	
許容管径・高さ・長さ	径	mm・高さ	m・長さ
			m

(流水検知装置) 明細書 (その3)

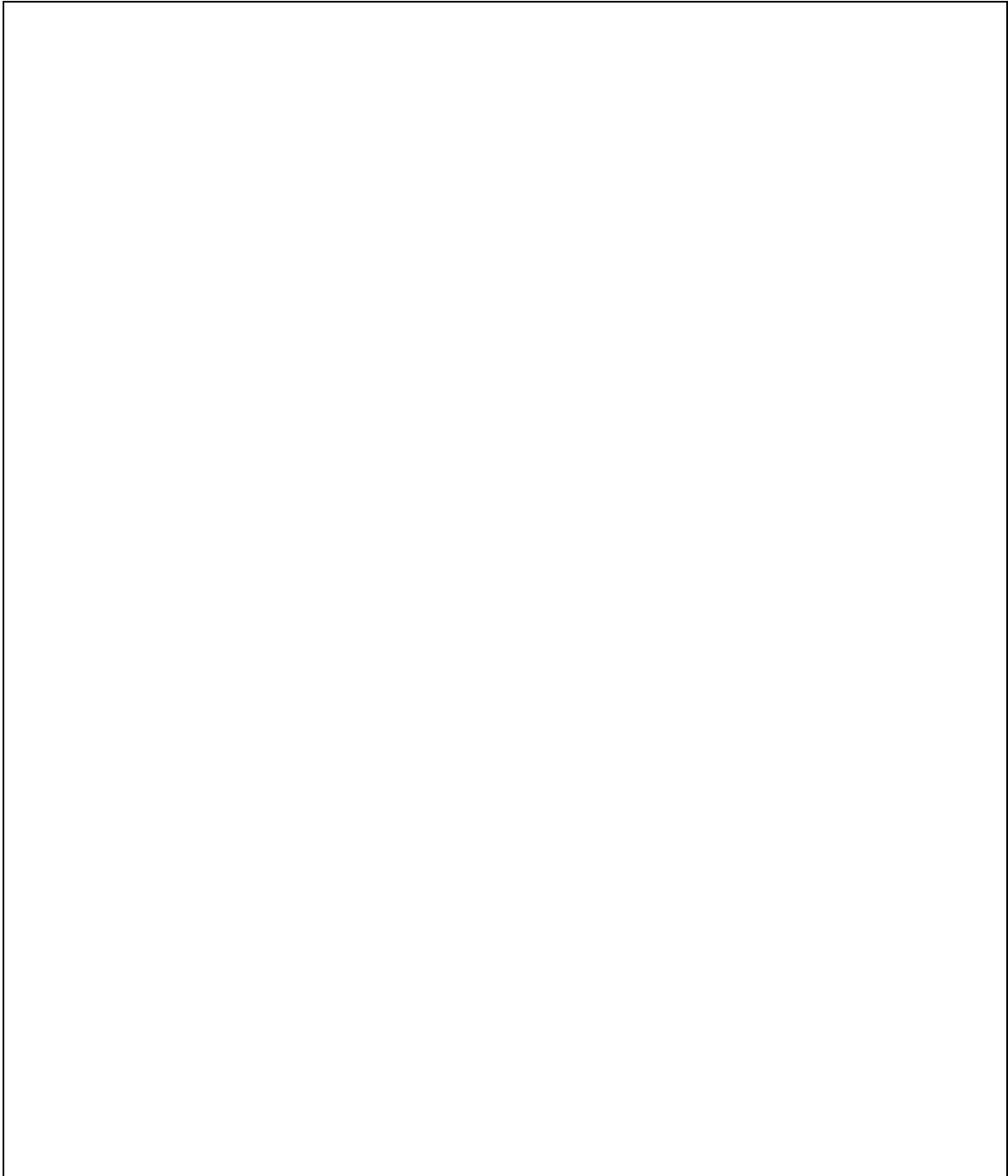
項 目		明 細
ウォータ ー・モー ター・ ゴン グ	製造番号の表示方法	
補助 逆止 弁	型 式 記 号	
	製造番号の表示方法	
信号停止弁型式記号		
急速 開放 装置	型 式 記 号	
	材 質	本体 ダイヤフラム
	最 高 使 用 圧 力	MPa
	作 動 圧 力	MPa
	製造番号の表示方法	
電 磁 弁	型 式 記 号	
	製 造 者 名	
	最 高 使 用 圧 力	MPa
	定 格 電 圧 ・ 電 流	直・交 V・ A
	製造番号の表示方法	

(流水検知装置) 明細書 (その4)

項 目	明 細
流水検知装置の製造番号の表示方法	
乾式流水検知装置の作動圧力比	
作 動 の 概 要	

(流水検知装置) 明細書 (その5)

標準回路図



- 備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4とすること。
- 2 該当しない項目欄は、削除することができる。
- 3 項目欄にない構成部品は、当該欄を追加すること。

別記様式第2号の9（第2条関係）

(一斉開放弁) 明細書 (その1)		
申請者		
型式		
項 目	明 細	
商品名又は記号		
使用圧力範囲	MPa ～ MPa	
二次側設定圧力範囲	MPa ～ MPa± MPa	
最大流量	l/min	
弁開放制御入力	種類	
	大きさ	
弁入口及び弁座口径	弁 ± mm ・ 弁座口径 ± mm	
リフト	mm	
本体	材質	
	最小肉厚	mm
	面間距離	± mm
フランジ	規格	
	外径・厚さ	± mm ・ ± mm
	ボルト穴中心円の径	± mm
	ボルト穴径・穴数	径 mm ・ 個
本体接続部のねじ規格		
シートリングの材質		
バルブディスクの材質		
バルブディスクシートの材質		
シリンダの材質		
ピストンの材質		
ダイヤフラムの材質		
電磁弁の定格電圧・電流	V A	
電動弁の定格電圧・電流	V A	
一斉開放弁の製造番号の表示方法		
作動の概要		

備考1 この用紙の大きさは、J I S A4とすること。

2 該当しない項目欄は、削除することができる。

(一斉開放) 明細書 (その2)

弁 の 作 動 概 要	
標 準 回 路 図	

備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

2 別添でもよい。

別記様式第2号の10（第2条関係）

（金属製避難固定・立てかけ・つり下げはしご）明細書（その1）							
申請者				型式			
長さ	m			質量	kg		
縦棒内法	mm			横棧間隔	mm		
区分項目	収納方法	保安方法		防火対象物固定方法			
固定	短縮・下部折りたたみ	止め金保安装置		ボルト取付			
立てかけ	短縮・折りたたみ	縮梯・折りたたみ防止装置		かぎかけ			
つり下げ	収納バンド・収納箱			丸かん・フック・シャックル			
ハッチ用	取付傾斜角度						
構造材料（固定はしご・立てかけはしごに適用）							
部番	品名	明細		大きさ mm	材料	個数	備考
		部品番号	部品名				
1	縦棒	a					
		b					
		c					
		d					
2	横棒	a					
		b					
		c					
		d					
3	縮梯防止装置・折りたたみ防止装置	a	滑車				
		b	フック				
		c	ボルト				
		d					
		e					
		f					

(金属製避難固定・立てかけ・つり下げはしご) 明細書 (その2)

構造材料 (つり下げはしごに適用)																									
部番	品名	明細		大きさ mm	材料	個数	備考																		
		部品番号	部品名																						
1	縦 棒	a																							
		b																							
		c																							
2	横 棧	a																							
		b																							
		c																							
3	突 子	a																							
		b																							
		c																							
4	つり下げ金具	a																							
		b																							
		c																							
5	収 納 金 具	a																							
		b																							
		c																							
参 考 6	収 納 箱	a																							
		b																							
		c																							
社 銘 板	<p>(例)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>型式番号</td> <td>は第 ~ ~ 号</td> </tr> <tr> <td>種 別</td> <td><input type="text"/></td> <td>型式</td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>製造者名又は商標</td> <td colspan="3"><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>製造年月</td> <td><input type="text"/>年 <input type="text"/>月</td> <td>製造番号</td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>長 さ</td> <td><input type="text"/> m</td> <td>質 量</td> <td><input type="text"/> kg</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-top: 10px;"> 現物大きさ の図面添付 </div> <p style="margin-top: 10px;">固定はしごの 場合は質量の 箇所は削除する。</p>							型式番号	は第 ~ ~ 号	種 別	<input type="text"/>	型式	<input type="text"/>	製造者名又は商標	<input type="text"/>			製造年月	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月	製造番号	<input type="text"/>	長 さ	<input type="text"/> m	質 量	<input type="text"/> kg
型式番号	は第 ~ ~ 号																								
種 別	<input type="text"/>	型式	<input type="text"/>																						
製造者名又は商標	<input type="text"/>																								
製造年月	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月	製造番号	<input type="text"/>																						
長 さ	<input type="text"/> m	質 量	<input type="text"/> kg																						

備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

2 説明書及び設計計算書を添付すること。

別記様式第2号の11（第2条関係）

(緩降機) 明細書					
申 請 者		型 式	<input type="checkbox"/> 可搬式	<input type="checkbox"/> 固定式	
最大使用荷重	N	最大使用者数	人	ロープ長	m
構 造 ・ 材 料					
明 細					
品名	部品名	寸法 (mm)	材料	個数	備考
調 速 器					
調 速 器 の 連 結 部					
着 用 具					
ロ ー プ					
緊 結 金 具					

備考1 この用紙の大きさは、J I S A4とすること。

2 説明書及び設計計算書を添付すること。

別記様式第3号の1（第2条関係）

工場設備概要調書（その1）

年 月 日

申請者
住所
氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）
電話番号

1 検査設備

品名	仕様	数量	備考

2 製造設備

品名	仕様	数量	備考

- 備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。
 2 当該製品に関するものに限る。
 3 検査設備のうち附表第2の品目欄中○印を付したもので、協会が必要と認め
 たものについては、図面1部を添付すること。

別記様式第3号の2（第2条関係）

工場設備概要調書（その2）

3 受検場所案内図

年 月 日

申請者名	
受検場所の 住所・名称 電話番号	

案内図（利用交通機関名、その起終点等を明記のこと。）

備考 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

別記様式第3号の3（第2条関係）

工場設備概要調書（その3）

4 受 検 場 所

年 月 日 現在

工 場 配 置 概 要 図

備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

2 別添図面とすることができる。

受 検 場 詳 細 図

備考 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

別記様式第4号（第2条関係）

製造工程概要調書			
			年 月 日
申請者名			
種別及び型式			
受検場所			
工場名		所在地	
工程名	工程の概要	備考	
添付書類 工程図等			
工場名		所在地	
工程名	工程の概要	備考	
添付書類 工程図等			

- 備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。
- 2 備考欄には、既に協会が確認した工程にあっては当該確認を行った型式番号を記載すること。

別記様式第5号（第2条関係）（あ）（い）

社内検査体制等概要調書		
年 月 日		
申請者名		
種別及び型式		
受検場所		
検査項目	工程名	製品検査の概要
型式適合検定受検日に用意する書類		

- 備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。
- 2 工程名欄には、製造工程概要調書に記載した工程名を記載すること。
- 3 製品検査の概要欄には、検査方法、記録方法、関連基準、検査責任部門名、判断基準（全数・抜取検査の別、ロットの定義、頻度、水準、A Q L 等）、見出す不適合の内容及び不適合製品の処置方法を記載すること。
- 4 型式適合検定受検日に用意する書類欄には、当該書類の概要を記載すること。

別記様式第6号の1 (第2条関係) (j)

(消火器) 社内試験成績表 (その1)										
申請者							試験年月			
種別・型式							試験者			
【放射試験】										
試験温度 (°C)	試料 No.	充てん 薬剂量 (g)	蓄圧力 又は 加圧用 ガス量	作動後 放射ま での時 間(s)	放射 時間 (s)	放射 距離 (m)	Rの値 (MPa)	残量 (g)	効率 (%)	備考
20	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	7									
	8									
	9									
	平均									
上限 ()	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	7									
	8									
	9									
	平均									
下限 ()	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	7									
	8									
	9									
	平均									
(注) : 温度-放射時間線図を添付すること。										

(消火器) 社内試験成績表 (その2)

【 消 火 試 験 】

消火模型 の種類 又は 模型の 大きさ	試験 温度 (°C)	回 数	消火時間 (s)	充てん 薬剂量 (g)	蓄圧力 又は 加圧用 ガス量	作動後 放射 までの 時間 (s)	放射 時間 (s)	備考
	上限 ()	1						
		2						
		3						
	下限 ()	1						
		2						
		3						
	上限 ()	1						
		2						
		3						
	下限 ()	1						
		2						
		3						
	上限 ()	1						
		2						
		3						
	下限 ()	1						
		2						
		3						

(注) : 電気火災を表示する水系消火器は、公的機関の成績を添付すること。

【 閉 そ く 圧 】

試料番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	備考
充てん薬剂量											
ガス量											
内容積											
実測値											
試験条件											

閉そく圧の最大値 P = MPa 調整圧力の最大値 P = MPa

(注) : 蓄圧式消火器は、温度-圧力線図を添付すること。

(消火器) 社内試験成績表 (その3)

項 目		結 果			備 考
耐圧試験	本体容器	MPa			
	ホース	直	MPa		
		曲	MPa		
	その他の部品	MPa			
	永久歪み(%)				
気 密 性					
破壊圧試験	本体容器	MPa			
	樹脂キャップ°	MPa		耐圧力×1.3= MPa	
	そ の 他				
開閉式のノズルの漏れ					
ノズル栓の漏れ					
加圧用ガス容器等の漏れ					
化学泡消火器の内筒の漏れ					
耐食 及び 防錆	内面及び外面目視				
	腐食(本体容器)				
	屈曲性(試験片)				
	衝撃性(試験片)				
	腐食(試験片)				
衝 撃 試 験					生じた現象を記載する。
振 動 試 験					
安全弁の作動圧力		(MPa)	(MPa)	(MPa)	作動圧力の上限值() 作動圧力の下限值() 減圧能力()

(消火器) 社内試験成績表 (その4)

項 目		試験温度 ℃	結 果		
			1	2	3
安全栓	引き抜きに要する力 (N)	上限()			
		20			
		下限()			
	過 荷 重 試 験 (N)	上限()			
		下限()			
	曲 げ 試 験	常温			
落 錘 試 験	常温				
操作等	作 動 力 (N)	上限()			
		下限()			
	封板を10回破った 後の作動力(N)				
	開閉式ノズルの開放力 (N)	上限()			
下限()					
固 定 力(N-cm)					

項 目		結 果	備 考
ホース	300Nの荷重による 変 形		
	150N引張力で伸 長 した 場 合		
携帯・ 運 搬	車 載 式 の 車 輪 等		
	背 負 式 の 背 負 ひ も 等		
据 置 式 消 火 器 の 安 定 性			
ろ 過 網	目の最大径 mm 目の総面積/ノズルの断面積 = 倍		
内 筒	1 ~ 1		
消 火 薬 剤 の 漏 出 防 止			

(消火器) 社内試験成績表 (その5)

項 目		結 果	備 考
外 観			
表 示			
寸 法	本体容器の板厚	上鏡板 mm 胴体 mm 下鏡板 mm 最低板厚 mm	
	ノズル口径	mm ~ mm	
	口金のネジ		
	そ の 他		
加 圧 用 ガ ス 容 器			(品評容第 ~ 号)
指 示 圧 力 計			(品評圧第 ~ 号)
容 器 弁			(品評弁第 ~ 号)
バルブ (容器弁以外のもの)		回転で全開	
圧 力 調 整 器		l/min	
消 火 剤			(薬第 ~ 号)

備

考

備考 この用紙の大きさは、J I S A4とすること。

別記様式第6号の2の1（第2条関係）

酸アルカリ消火薬剤 強化液消火薬剤 泡消火薬剤 水（浸潤剤等入り）消火薬剤		社内試験成績表（その1）					
申請者			試験年月日	～			
種別・型式			試験者				
【 消 火 試 験 】							
模型の種類 又は 模型の大きさ	消火時間 及び 消火状況	蓄圧力 又は 加圧用ガス量	使用消火器 型 式	試験条件			
【耐熱及びベーパーシール試験】							
模型の大きさ	使用消火器 型 式	消火時間 (sec)	放射 時間 (sec)	耐熱試験		ベーパーシール試験	
				燃焼時間			
				皿の内	皿の外		
B—						着火の有無	
【泡の倍率及び還元時間】							
使用 消火器 型 式	試料 No.	蓄圧力 (MPa)	泡の高さ (cm)	泡量 (l)	倍率	15分後の泡量 又は 25%還元時間	水成膜 試験
	1						
	2						
	3						

酸アルカリ消火薬剤
 強化液消火薬剤
 泡消火薬剤
 水（浸潤剤等入り）消火薬剤

社内試験成績表（その2）

【閉そく圧力試験】

項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9
消火器の内容積 (l)									
充てん薬剤量 (g)									
実測値 (MPa)									

【放射後のpHの測定】

試料No.	充てん薬剤量	5秒	10秒	20秒	30秒	秒	最終時
1							
2							
3							

【性状試験】

試験項目	試験結果			備考
	No. 1	No. 2	No. 3	
外觀				
比重 (20℃)				
pH 値				
凝固点 (℃)				
耐腐敗性				
表面張力 ($\mu\text{N}/\text{cm}$)	原液			
	() 倍希釈			
	() 倍希釈			
粘度 (cSt) (20℃)				
変質後の沈殿量 (ml)				
不溶解分 (%)	外筒剤			
	内筒剤			
含有量	性状又は性能に重要な影響を与える物質について分析し、その値を記入する。			(分析方法を別紙に添付すること。)
原料の確認 (再利用薬剤・再利用薬剤以外の薬剤)	明細書に添付された図書のとおり行われているか確認した結果を記入する。			

酸アルカリ消火薬剤
 強化液消火薬剤
 泡消火薬剤
 水（浸潤剤等入り）消火薬剤

社内試験成績表（その3）

【製品試験】

項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9
容量・質量									
気密									
表示	<input type="checkbox"/> 品名 <input type="checkbox"/> 充てんされるべき消火器の区別 <input type="checkbox"/> 充てん方法 <input type="checkbox"/> 消火薬剤の質量又は容量 <input type="checkbox"/> 取り扱い上の注意事項 <input type="checkbox"/> 製造年月 <input type="checkbox"/> 製造者名又は商標 <input type="checkbox"/> 型式番号								

【消火器に使用する材料の消火薬剤による腐食試験】

試験期間：自 _____ 至 _____

材料の種類	表面積	38℃にて21日 浸漬した後の 質量変化	前記終了後の 試料及び消火 薬剤の状況	1年浸漬後 の質量変化	前記終了後 試料及び消火 薬剤の状況

備考 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

別記様式第6号の2の2 (第2条関係)

(ハロゲン化物消火薬剤) 社内試験成績表									
申 請						試 験 年 月 日			
種 別 ・ 型 式						試 験 者			
【 性 状 試 験 】									
試験項目		試 験 結 果						備 考	
		No. 1		No. 2		No. 3			
外 観									
比 重		/ °C		/ °C		/ °C			
腐食	鉄 板								
	銅 板								
含有水分	白 濁 点								
	カールフィッシャー法								
	その他の方法								
定性	ヨードカリでん粉液								
	硝酸銀溶液								
	濃 硫 酸								
蒸 発 残 分 (ppm)									
蒸留	留 出 量 (%)								
	初 留 温 度 (° C)								
	終 点 温 度 (° C)								
	留 出 速 度 (m l / m i n)								
酸 分 及 び 遊 離 ハ ロ ケ ン									
純 分 (%) (ガスクロマトグラフによる方法)								データ(グラフ)を添付すること。	
原 料 の 確 認 (再利用薬剤・再利用薬剤以外の薬剤)		明細書に添付された図書のとおり行われているか確認した結果を記入する。							
【 製 品 検 査 】									
項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9
容量・質量									
容器									
容器の気密									
充てん比									
表 示	<input type="checkbox"/> 品 名 <input type="checkbox"/> 充てんされるべき消火器の区別 <input type="checkbox"/> 充てん方法 <input type="checkbox"/> 消火剤の質量又は容量 <input type="checkbox"/> 取り扱い上の注意事項 <input type="checkbox"/> 製造年月 <input type="checkbox"/> 製造者名又は商標 <input type="checkbox"/> 型式番号								

備考この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

別記様式第6号の2の3（第2条関係）

(粉末消火薬剤) 社内試験成績表									
申請者					試験年月日				
種別・型式					試験者				
【 消 火 試 験 】									
模型の種類 又は 模型の大きさ	消火時間 及び 消火状況	蓄圧力 又は 加圧用ガス量	使用消火器 型式	試験条件					
【 性 状 試 験 】									
試験項目	試験結果						備考		
	No. 1		No. 2		No. 3				
外観									
みかけの比重									
粒度									
吸湿増加率(%)									
沈降									
含有量									
粒度分布 分粒含有量	受け皿	g/	%	g/	%	g/	%		
	38μmのふるい	g/	%	g/	%	g/	%		
	75μmのふるい	g/	%	g/	%	g/	%		
含水率			%			%			
原料の確認 (再利用薬剤・再利用 薬剤以外の薬剤)	明細書に添付された図書のとおり行われているか確認した結果を記入する。								
【 製 品 検 査 】									
項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9
質量									
容器									
容器の気密									
表示	<input type="checkbox"/> 品名 <input type="checkbox"/> 充てんされるべき消火器の区別 <input type="checkbox"/> 充てん方法 <input type="checkbox"/> 消火剤の質量 <input type="checkbox"/> 取り扱い上の注意事項 <input type="checkbox"/> 製造年月 <input type="checkbox"/> 製造者名又は商標 <input type="checkbox"/> 型式番号								

備考 この用紙の大きさは、J I S A4とすること。

別記様式第6号の2の4（第2条関係）

(泡消火薬剤) 社内試験成績表 (その1)							
申請者		型式					
試験年月日		試験者					
試験項目		試料番号		変質試験前		変質試験後	
		1	2	1	2		
外観							
比重 ※1	30℃						
	20℃						
	10℃						
	0℃						
粘度 (cSt 又は cP)	30℃						
	20℃						
	下限温度 (℃)						
流動点 (℃)							
水素イオン濃度 (pH)							
沈殿量 (ml)							
泡水溶液の沈殿量 (ml) ※2	淡水 (20℃)						
	合成海水 (20℃)						
	濁又は浮遊生成物及び80メッシュ						
引火点	沸点 (℃)						
	引火点 (℃)						
拡散係数	シクロヘキサンの表面張力						
	泡水溶液の表面張力						
	シクロヘキサンの泡水溶液の界面張力						
	拡散係数						
金属分の含有量 (%) ※3				—	—		
備考	※1：温度－比重曲線グラフを添付すること。 ※2：泡水溶液の沈殿量は、1試料につき2本を平均値とすること。 ※3：検量線（縦軸に吸光度、横軸に鉄分の含有量）を作成し、そのグラフを添付すること。ただし、0-フェントリナ法及びチオシアン酸カリウム法の場合に限る。						

(泡消火薬剤) 社内試験成績表 (その2)

試料項目		試験番号	変質試験前	
			1	2
※ 鋼等の腐食による質量損失	鋼 SPCC	浸漬前の質量 (mg)		
		浸漬後の質量 (mg)		
		変化量 (mg)		
		試料の表面積 (cm ²)		
		質量損失 (mg/20cm ² /day)		
		孔食の有無		
		外観		
	黄銅 C2801P	浸漬前の質量 (mg)		
		浸漬後の質量 (mg)		
		変化量 (mg)		
		試料の表面積 (cm ²)		
		質量損失 (mg/20cm ² /day)		
		孔食の有無		
		外観		
	アルミニウム A5052P	浸漬前の質量 (mg)		
		浸漬後の質量 (mg)		
		変化量 (mg)		
		試料の表面積 (cm ²)		
		質量損失 (mg/20cm ² /day)		
		孔食の有無		
		外観		

備考※測定値は、試験片4枚の平均値とする。

(泡消火薬剤) 社内試験成績表 (その3)

試験番号		淡 水					
		変質試験前			変質試験後		
		1	2	平均	1	2	平均
試験項目							
低発砲性能	放水圧力 (MPa)						
	放水量 (l/min)						
	液温 (°C)						
	泡収集量 (g)						
	泡の膨脹率 (倍)						
	収集した泡の 1/4 量 (ml)						
	1 分後の還元泡水溶液量 (ml)						
	泡の還元時間 (分:秒)						
低発砲消火性能	油温 (°C)	試験前					
		試験後					
	水温 (°C)	試験前					
		試験後					
	被覆時間						
	抑圧時間						
	消火時間						
	密封性						
耐火性							
泡の厚さ (cm)							
水成膜試験							
備考		気温 °C 湿度 %					

(泡消火薬剤) 社内試験成績表 (その4)

試験番号		合 成 海 水					
		変質試験前			変質試験後		
		1	2	平均	1	2	平均
試料項目							
低発砲 性能	放水圧力 (MPa)						
	放水量 (l/min)						
	液温 (°C)						
	泡収集量 (g)						
	泡の膨脹率 (倍)						
	収集した泡の 1/4 量(ml)						
	1 分後の還元泡水溶液量(ml)						
	泡の還元時間(分:秒)						
低発砲 消火性能	油温 (°C)	試験前					
		試験後					
	水温 (°C)	試験前					
		試験後					
	被覆時間						
	抑圧時間						
	消火時間						
	密封性						
	耐火性						
	泡の厚さ (cm)						
水成膜試験							
備考	気温 °C 湿度 %						

(泡消火薬剤) 社内試験成績表 (その5)

試料項目		試験番号		淡 水					
				変質試験前			変質試験後		
				1	2	平均	1	2	平均
高発泡性能	膨張率	放水圧力 (MPa)							
		放水量 (l/min)							
		風量 (m ³ /min)							
		液温 (°C)							
		泡収集時間 (sec)							
		泡の収量 (l)							
		泡の膨脹率 (倍)							
	還元時間	泡の収集量 (g)							
		収集した泡の 1/4 量 (ml)							
		3 分後の還元泡水溶液量(ml)							
泡の還元時間 (分：秒)									
低発砲消火性能	B 火災	油 温 (°C)	試験前						
			試験後						
		水 温 (°C)	試験前						
			試験後						
	消 火 時 間								
	A 火災	木材の水分含有率 (%)							
5 分後の炎の有無									
備考				気温 °C 湿度 %					

(泡消火薬剤) 社内試験成績表 (その6)

試験番号			合 成 海 水						
			変質試験前			変質試験後			
			1	2	平均	1	2	平均	
試料項目									
高 発 泡 性 能	膨 張 泡 率	放水圧力 (MPa)							
		放水量 (l/min)							
		風量 (m ³ /min)							
		液温 (°C)							
		泡収集時間 (sec)							
		泡の収量 (l)							
		泡の膨脹率 (倍)							
	還 元 時 間	泡の収集量 (g)							
		収集した泡の 1/4 量 (ml)							
		3 分後の還元泡水溶液量(ml)							
		泡の還元時間 (分：秒)							
	低 発 砲 消 火 性 能	B 火 災	油 温 (°C)	試 験 前					
				試 験 後					
			水 温 (°C)	試 験 前					
試 験 後									
消 火 時 間									
A 火 災		木材の水分含有率 (%)							
	5 分後の炎の有無								
備考			気温 °C 湿度 %						

備考1 この用紙の大きさは、J I S A4とすること。

備考2 該当しない項目欄は削除し、例記以外のものがあれば追加すること。

別記様式第6号の3の1から別記様式第6号の4の4まで 削除 (j)

別記様式第6号の5の1（第2条関係）

差動式スポット型感知器

社内試験成績表(その1)

差動式スポット型の性能を有する複合式スポット型感知器

申請者				種別・型式		種	
試験年月日		～		試験者			
試験項目		No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6
初回試験	階段	作動					
		不作動					
	直線	作動					
		不作動					
()機能							
周囲温度試験	低温	階段	作動				
			不作動				
		直線	作動				
	不作動						
	()機能						
	高温	階段	作動				
不作動							
直線		作動					
	不作動						
()機能							
衝撃電圧試験	階段	作動					
		不作動					
	直線	作動					
		不作動					
()機能							
繰返試験	階段	作動					
		不作動					
	直線	作動					
		不作動					
()機能							
構造							
振動試験	監視状態の継続						
	階段	作動					
		不作動					
	直線	作動					
		不作動					
	()機能						
構造							

差動式スポット型感知器

社内試験成績表(その2)

差動式スポット型の性能を有する複合式スポット型感知器

試験項目		No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6
衝撃試験	階段	作動					
		不作動					
	直線	作動					
		不作動					
	()機能						
腐食試験	階段	作動					
		不作動					
	直線	作動					
		不作動					
	()機能						
滴下試験	異常の有無						
再用性試験	作動(階段)						
	()機能						
	構造						
絶縁抵抗試験	端子間		MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
	端子・外箱間		MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
絶縁耐力試験	端子・外箱間V						
その他	接点圧力(g)						
	音圧(dB)						

差動式スポット型感知器

社内試験成績表(その3)

差動式スポット型の性能を有する複合式スポット型感知器

試 験 項 目		No. 7	No. 8	No. 9	No.10	No.11	No.12
初回試験	階段	作動					
		不作動					
	直線	作動					
		不作動					
	()機能						
老化試験	階段	作動					
		不作動					
	直線	作動					
		不作動					
	()機能						
防水試験	絶縁抵抗	端子間	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
		端子外箱間	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
	階段	作動					
		不作動					
	直線	作動					
		不作動					
	()機能						
構造							
湿度試験	監視状態の継続						
粉塵試験	階 段	作動					
		不作動					
	直 線	作動					
		不作動					
	()機能						
その他	接点圧力 (g)						
	音圧 (dB)						
記事							

備考 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

別記様式第6号の5の2（第2条関係）

(差動式分布型感知器) 社内試験成績表 (その1)							
申 請 者		種別・型式	種				
試 験 年 月 日	～	試 験 者					
設計値 等価容量： $C_0 \times 10^{-5} \text{ cm}^3 / \text{Pa}$ 接点水高： $h_d \text{ H} / 2 \text{ mm}$ リーク抵抗： $r_2 \text{ k} \Omega$							
試 験 項 目		No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6
初回試験	C_0						
	h_d						
	r_2						
	()機能						
周 囲 度 試 験	低温	C_0					
		h_d					
		r_2					
		()機能					
	高温	C_0					
		h_d					
		r_2					
		()機能					
衝撃電圧試験	C_0						
	h_d						
	r_2						
	()機能						
繰返試験	C_0						
	h_d						
	r_2						
	()機能						
	構造						
振動試験	監視状態の継続						
	C_0						
	h_d						
	r_2						
	()機能						
	構造						

(差動式分布型感知器) 社内試験成績表 (その2)

試 験 項 目	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6
衝撃試験	C _o					
	h _d					
	r ₂					
	()機能					
腐食試験	C _o					
	h _d					
	r ₂					
	()機能					
滴下試験	異常の有無					
絶縁抵抗試験	端子間	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
	端子・外箱間	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
絶縁耐力試験	端子・外箱間V					
その他	接点圧力(g)					
	音圧(dB)					

試 験 項 目	No. 7	No. 8	No. 9	No.10	No.11	No.12
初回試験	C _o					
	h _d					
	r ₂					
	()機能					
老化試験	C _o					
	h _d					
	r ₂					
	()機能					
	構造					
湿度試験	監視状態の継続					
粉塵試験	C _o					
	h _d					
	r ₂					
	()機能					
その他	接点圧力 (g)					
	音圧(dB)					
記事						

備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

2 空気管式以外の型式に係る C_o、h_d及び r₂の欄は、これに相当するものを記載すること。

別記様式第6号の5の3（第2条関係）

(補償式スポット型感知器) 社内試験成績表 (その1)								
申請者					種別・型式	種 °C		
試験年月日		～			試験者			
試験項目		No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	
初回試験	階段	作動						
		不作動						
	直線	作動						
		不作動						
	定温点							
()機能								
周囲温度試験	低温	階段	作動					
			不作動					
		直線	作動					
			不作動					
		定温点						
	()機能							
	高温	階段	作動					
			不作動					
		直線	作動					
			不作動					
定温点								
()機能								
衝撃電圧試験	階段	作動						
		不作動						
	直線	作動						
		不作動						
	定温点							
()機能								
繰返試験	階段	作動						
		不作動						
	直線	作動						
		不作動						
	定温点							
	()機能							
構造								

(補償式スポット型感知器) 社内試験成績表 (その2)

試験項目		No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6
振動試験	監視状態の継続						
	階段	作動					
		不作動					
	直線	作動					
		不作動					
	定温点						
	()機能						
構造							
衝撃試験	階段	作動					
		不作動					
	直線	作動					
		不作動					
	定温点						
	()機能						
腐食試験	階段	作動					
		不作動					
	直線	作動					
		不作動					
	定温点						
	()機能						
滴下試験	異常の有無						
再用性試験	作動 (階段)						
	定温点						
	()機能						
	構造						
絶縁抵抗試験	端子間		MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
	端子・外箱間		MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
絶縁耐力試験	端子・外箱間 V						
その他	接点圧力 (g)						
	音圧 (dB)						

(補償式スポット型感知器) 社内試験成績表 (その3)

試験項目		No. 7	No. 8	No. 9	No.10	No.11	No.12
初回試験	階段	作動					
		不作動					
	直線	作動					
		不作動					
	定温点 ()機能						
老化試験 ℃	階段	作動					
		不作動					
	直線	作動					
		不作動					
	定温点 ()機能						
	構造						
防水試験	絶縁抵抗	端子間	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
		端子外箱間	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
	階段	作動					
		不作動					
	直線	作動					
		不作動					
	定温点 ()機能						
構造							
湿度試験	監視状態の継続						
粉塵試験	階段	作 動					
		不 作 動					
	直線	作 動					
		不 作 動					
定温点 ()機能							
その他	接点圧力 (g)						
	音圧 (dB)						
記事							

備考 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

別記様式第6号の5の4（第2条関係）

定温式感知線型感知器
 定温式スポット型感知器
 定温式スポット型の性能を有する複合式スポット型感知器

社内試験成績表(その1)

申請者		種別・型式		種 度			
試験年月日		試験者		種 度			
試験項目		No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6
初回試験	作動						
	不作動						
	()機能						
周囲温度試験	低温	作動					
		不作動					
		()機能					
	高温	作動					
		不作動					
		()機能					
衝撃電圧試験	作動						
	不作動						
	()機能						
繰返試験	作動						
	不作動						
	()機能						
	構造						
振動試験	監視状態の継続						
	作動						
	不作動						
	()機能						
衝撃試験	構造						
	作動						
	不作動						
腐食試験	()機能						
	作動						
	不作動						
滴下試験	異常の有無						
再用性試験	作動						
	()機能						
	構造						
絶縁抵抗試験	端子間	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
	端子・外箱間	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
絶縁耐力試験	端子・外箱間V						
その他	接点圧力 (g)						
	音圧 (dB)						

定温式感知線型感知器

定温式スポット型感知器

定温式スポット型の性能を有する複合式スポット型感知器

社内試験成績表(その2)

試験項目		No. 7	No. 8	No. 9	No.10	No.11	No.12
初回試験	作動						
	不作動						
	()機能						
老化試験 ℃	作動						
	不作動						
	()機能						
	構造						
防水試験	絶縁抵抗	端子間	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
		端子外箱間	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
	作動						
	不作動						
	()機能						
湿度試験	監視状態の継続						
粉塵試験	作動						
	不作動						
	()機能						
その他	接点圧力 (g)						
	音圧 (dB)						
記事							

備考 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

別記様式第6号の5の5（第2条関係）（j）

（熱アナログ式スポット型感知器） 社内試験成績表（その1）

申請者				種別・型式	℃				
試験年月日		～		試験者					
試験項目				No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6
初回試験	連続応答性								
	作動	低圧 V	℃						
			℃						
			℃						
			℃						
		高圧 V	℃						
			℃						
			℃						
			℃						
	()機能								
周温試験 困度試験	低温	作動	℃						
			℃						
			℃						
			℃						
			℃						
	()機能								
高温	作動	℃							
		()機能							
衝撃電圧試験	連続応答性								
	作動	℃							
		℃							
		℃							
		℃							
		℃							
()機能									
繰返試験	連続応答性								
	作動	℃							
		℃							
		℃							
		℃							
		℃							
	()機能								
構造									

(熱アナログ式スポット型感知器) 社内試験成績表 (その2)

試験項目		No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6
振動試験	監視状態の継続						
	連続応答性						
	作動	℃					
		℃					
		℃					
		℃					
		℃					
	()機能						
構造							
衝撃試験	連続応答性						
	作動	℃					
		℃					
		℃					
		℃					
		℃					
()機能							
腐食試験	連続応答性						
	作動	℃					
		℃					
		℃					
		℃					
		℃					
()機能							
滴下試験	異常の有無						
再用性試験	作動	℃					
		℃					
		℃					
		℃					
		℃					
	()機能						
構造							
絶縁抵抗試験	端子・外箱間	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
絶縁耐力試験	端子・外箱間 V						
その他	音圧 (dB)						

(熱アナログ式スポット型感知器) 社内試験成績表 (その3)

試験項目		No. 7	No. 8	No. 9	No.10	No.11	No.12	
初回試験	連続応答性							
	作動	低圧 V	℃					
			℃					
			℃					
			℃					
			℃					
	作動	高圧 V	℃					
			℃					
			℃					
			℃					
	()機能							
老化試験 ℃	連続応答性							
	作動	℃						
		℃						
		℃						
		℃						
		℃						
()機能								
防水試験	構造							
	絶縁抵抗 端子外箱間		MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
	連続応答性							
	作動	℃						
		℃						
		℃						
℃								
℃								
()機能								
湿度試験	監視状態の継続							
粉塵試験	連続応答性							
	作動	℃						
		℃						
		℃						
		℃						
		℃						
()機能								
その他	音圧 (dB)							
記事								

備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

2 連続応答性試験は、その結果を作図し、添付すること。

別記様式第6号の5の6（第2条関係）

イオン化式スポット型感知器
 光電式スポット型感知器
 イオン化式スポット型又は光電式スポット型の性能を有する複合式スポット型感知器

社内試験成績表(その1)

申請者				種別・型式		種		
試験年月日		～		試験者				
試験項目			No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6
初回試験	低圧 V	作動						
		不作動						
	高圧 V	作動						
		不作動						
	蓄積時間(秒)							
()機能								
気流試験、外光試験等								
周囲温度試験	低温	作動						
		不作動						
		()機能						
	高温	作動						
		不作動						
		()機能						
衝撃電圧試験		作動						
		不作動						
		()機能						
繰返試験		作動						
		不作動						
		()機能						
		構造						
振動試験		監視状態の継続						
		作動						
		不作動						
		()機能						
		構造						
衝撃試験		作動						
		不作動						
		()機能						

イオン化式スポット型感知器
 光電式スポット型感知器
 イオン化式スポット型又は光電式スポット型の性能を有する複合式スポット型感知器

社内試験成績表(その2)

試験項目		No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6
腐食試験	作動						
	不作動						
	()機能						
滴下試験	異常の有無						
絶縁抵抗試験	端子・外箱間	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
絶縁耐力試験	端子・外箱間 V						
その他	音圧 (dB)						

試験項目			No. 7	No. 8	No. 9	No.10	No.11	No.12
初回試験	低圧 V	作動						
		不作動						
	高圧 V	作動						
		不作動						
	蓄積時間(秒)							
()機能								
老化試験	作動							
	不作動							
	()機能							
	構造							
湿度試験	監視状態の継続							
粉塵試験	作動							
	不作動							
	()機能							
その他	音圧 (dB)							
記事								

備考 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

別記様式第6号の5の7（第2条関係）

（光電式分離型感知器） 社内試験成績表（その1 実監視距離方法）

申請者		種別・型式				種 m	
試験年月日	～	試験者					
試験距離		No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6
m	作動						
	不作動						
m	作動						
	不作動						
m	作動						
	不作動						
m	作動						
	不作動						
m	作動						
	不作動						
m	作動						
	不作動						

備考

試験で使用した減光フィルタの減光率

試験距離 (m)						
作動試験用減光フィルタ (%)						
不作動試験用減光フィルタ (%)						

(光電式分離型感知器) 社内試験成績表 (その2 監視距離換算方法)

試 験 項 目		No.1-1	No.2-1	No.3-1	No.1-n	No.2-n	No.3-n
初回試験	低圧 V	作動					
		不作動					
	高圧 V	作動					
		不作動					
	蓄積時間(秒)						
()機能							
気流試験、外光試験等							
周囲 温度 試験	低温	作動					
		不作動					
		()機能					
	高温	作動					
		不作動					
		()機能					
衝撃電圧試験	作動						
	不作動						
	()機能						
繰返試験	作動						
	不作動						
	()機能						
	構造						
振動試験	監視状態の継続						
	作動						
	不作動						
	()機能						
構造							
	衝撃試験	作動					
		不作動					
()機能							
腐食試験	作動						
	不作動						
	()機能						
滴下試験	異常の有無						
絶縁抵抗試験	端子・外箱間	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	
絶縁耐力試験	端子・外箱間 V						
その他	音圧(dB)						

(光電式分離型感知器) 社内試験成績表 (その3 監視距離換算方法)

試験項目			No.4-1	No.5-1	No.6-1	No.4-n	No.5-n	No.6-n
初回試験	低圧 V	作動						
		不作動						
	高圧 V	作動						
		不作動						
	蓄積時間(秒)							
()機能								
老化試験	作動							
	不作動							
	()機能							
	構造							
湿度試験	監視状態の継続							
粉塵試験	作動							
	不作動							
	()機能							
その他	音圧(dB)							
記事								

備考 監視距離換算：() m で使用した減光フィルタの減光率

距離調整の位置								
試験距離	(m)							
距離換算用減光フィルタ	(%)							
作動試験用減光フィルタ	(%)							
不作動試験用減光フィルタ	(%)							

備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

2 公称監視距離を調整する装置を設けたものについては、当該監視距離区分ごとに感知器番号に添字を付し、区分すること。

別記様式第6号の5の8（第2条関係）（じ）

(イオン化アナログ式スポット型感知器 光電式スポット型感知器)		社内試験成績表(その1)					
申請者					種別・型式	%/m	
試験年月日	～				試験者		
試験項目		No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6
初回試験	連続応答性						
	作動	低圧 V	%/m				
			%/m				
			%/m				
			%/m				
	作動	高圧 V	%/m				
			%/m				
			%/m				
			%/m				
	()機能						
周囲温度試験	低温	作動	%/m				
			%/m				
			%/m				
			%/m				
			%/m				
	()機能						
	高温	作動	%/m				
			%/m				
			%/m				
			%/m				
%/m							
()機能							
衝撃電圧試験	連続応答性						
	作動	%/m					
		%/m					
		%/m					
		%/m					
		%/m					
()機能							

イオン化アナログ式スポット型感知器
光電式スポット型感知器

社内試験成績表(その2)

試験項目		No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	
繰返試験	連続応答性							
	作動	%/m						
		%/m						
		%/m						
		%/m						
		%/m						
	()機能							
構造								
振動試験	監視状態の継続							
	連続応答性							
	作動	%/m						
		%/m						
		%/m						
		%/m						
		%/m						
()機能								
構造								
衝撃試験	連続応答性							
	作動	%/m						
		%/m						
		%/m						
		%/m						
		%/m						
()機能								
腐食試験	連続応答性							
	作動	%/m						
		%/m						
		%/m						
		%/m						
		%/m						
()機能								
滴下試験	異常の有無							
絶縁抵抗試験	端子・外箱間							
絶縁耐力試験	端子・外箱間 V	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ		
その他	音圧 (dB)							

{

 イオン化アナログ式スポット型感知器
 光電式スポット型感知器

}
社内試験成績表(その3)

試験項目			No. 7	No. 8	No. 9	No.10	No.11	No.12	
初回試験	連続応答性								
	作動	低圧 V	%/m						
			%/m						
			%/m						
			%/m						
		高圧 V	%/m						
			%/m						
			%/m						
			%/m						
	()機能								
	老化試験	連続応答性							
作動		%/m							
		%/m							
		%/m							
		%/m							
		%/m							
()機能									
構造									
湿度試験	監視状態の継続								
粉塵試験	連続応答性								
	作動	%/m							
		%/m							
		%/m							
		%/m							
		%/m							
()機能									
その他	音圧 (dB)								
記事									

備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

2 連続応答性試験は、その結果を作図し、添付すること。

別記様式第6号の5の9（第2条関係）（j）

（光電アナログ式分離型感知器） 社内試験成績表（その1 実監視距離方法）							
申 請 者				種 別 ・ 型 式	m		
試 験 年 月 日	～			試 験 者			
試験距離		No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6
m	連続応答性						
	%作動						
	%作動						
	%作動						
	%作動						
	%作動						
m	連続応答性						
	%作動						
	%作動						
	%作動						
	%作動						
	%作動						
m	連続応答性						
	%作動						
	%作動						
	%作動						
	%作動						
	%作動						
m	連続応答性						
	%作動						
	%作動						
	%作動						
	%作動						
	%作動						

備考

試験で使用した減光フィルタの減光率

試験距離 (m)						
作動試験用減光フィルタ (%)						
不作動試験用減光フィルタ (%)						

(光電アナログ式分離型感知器) 社内試験成績表 (その2 監視距離換算方法)

申請者				種別・型式		m			
試験年月日		～		試験者					
試験項目				No.1-1	No.2-1	No.3-1	No.1-n	No.2-n	No.3-n
初回試験	連続応答性								
	作動	低圧 V	%						
			%						
			%						
			%						
		高圧 V	%						
			%						
			%						
			%						
	()機能								
気流試験、外光試験等									
周囲温度試験	低温	連続応答性							
		作動	%						
			%						
			%						
			%						
	()機能								
	高温	連続応答性							
		作動	%						
			%						
			%						
%									
()機能									
衝撃電圧試験	連続応答性								
	作動	%							
		%							
		%							
		%							
	()機能								

(光電アナログ式分離型感知器) 社内試験成績表 (その3 監視距離換算方法)

試験項目		No.1-1	No.2-1	No.3-1	No.1-n	No.2-n	No.3-n
繰返試験	連続応答性						
	作動	%					
		%					
		%					
		%					
		%					
	()機能						
構造							
振動試験	監視状態の継続						
	連続応答性						
	作動	%					
		%					
		%					
		%					
		%					
()機能							
衝撃試験	連続応答性						
	作動	%					
		%					
		%					
		%					
		%					
	()機能						
腐食試験	連続応答性						
	作動	%					
		%					
		%					
		%					
		%					
	()機能						
滴下試験	異常の有無						
絶縁抵抗試験	端子・外箱間						
絶縁耐力試験	端子・外箱間 V	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
その他	音圧 (dB)						
記事							

備考 監視距離換算：() m で使用した減光フィルタの減光率

距離調整装置の位置							
試験距離	(m)						
距離換算用減光フィルタ	(%)						
作動試験用減光フィルタ	(%)						
不作動試験用減光フィルタ	(%)						

(光電アナログ式分離型感知器) 社内試験成績表 (その4 監視距離換算方法)

試験項目			No.4-1	No.5-1	No.6-1	No.4-n	No.5-n	No.6-n
初回試験	連続応答性							
	作動	低圧 V	%					
			%					
			%					
			%					
			%					
	高圧 V	%						
		%						
		%						
		%						
%								
()機能								
老化試験	連続応答性							
	作動	%						
		%						
		%						
		%						
		%						
()機能								
構造								
湿度試験	監視状態の継続							
粉塵試験	連続応答性							
	作動	%						
		%						
		%						
		%						
		%						
()機能								
その他	音圧 (dB)							
記事								

備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4とすること。

2 公称監視距離を調整する装置を設けたものについては、当該監視距離区分ごとに感知器番号に添字を付し、区分すること。

3 連続応答性試験は、その結果を作図し、添付すること。

別記様式第6号の5の10（第2条関係）

紫外線式スポット型感知器 赤外線式スポット型感知器 紫外線赤外線併用式スポット型感知器 炎複合式スポット型感知器					社内試験成績表 （その1 実監視試験等）			
申請者			種別・型式			m 度		
試験年月日		温度 °C		湿度 %		試験者		
方 向		No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	記事
実監視試験	A α _o a (s)							
	A α _o a 不作動							
	A α _m a (s)							
	A α _m b (s)							
	A α _m c (s)							
	A α _m d (s)							
換算監視試験	B α _o a (s)							
	B α _o a 不作動							
	B α _m a (s)							
	B α _m b (s)							
	B α _m c (s)							
	B α _m d (s)							
置換監視試験	C α _o a (s)							
	C α _o a 不作動							
	C α _n a (s)							
	C α _n b (s)							
	C α _n c (s)							
	C α _n d (s)							
備考								
注1 表中の方向の欄の記号例「A○○」は、視野角及び感知器の向きを表し、添字の「α _m 」は最大視野角、「α _n 」は各視野角、「英小文字」は感知器の向きとすること。 2 換算監視試験及び置換監視試験欄は、実施した試験を記載すること。								

紫外線式スポット型感知器
 赤外線式スポット型感知器
 紫外線赤外線併用式スポット型感知器
 炎複合式スポット型感知器

社内試験成績表
 (その2 最大監視距離確認試験)

申請者		種別・型式										m				度
試験年月日		温度 °C				湿度 %				試験者						
方向		No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	平均	記事							
実監視 A (m)	L α ₀															
	L α _m															
換算監視 B (m)	L α ₀													使用火皿の大きさ (cm)		
	L α _m													試験室の大きさ (m)		
置換監視 C (m)	L α ₀													火源の種類 ()		
	L α _m													大きさ等 ()		
公称 監視 距離 等	視野角 (度)		-90	-85	-80	-75	-70	-65	-60	-55	-50	-45	-40	-35		
	最大監視距離(cm)															
	視野角 (度)	-30	-25	-20	-15	-10	-5	0	+5	+10	+15	+20	+25	+30		
	最大監視距離(cm)															
	視野角 (度)	+35	+40	+45	+50	+55	+60	+65	+70	+75	+80	+85	+90			
	最大監視距離(cm)															
備考																

注 表中の方向の欄の記号例「L〇〇」は視野角を表し、添字の「α₀」は視野角0度とし、「α_m」は最大視野角とすること。

紫外線式スポット型感知器
 赤外線式スポット型感知器
 紫外線赤外線併用式スポット型感知器
 炎複合式スポット型感知器

社内試験成績表
 (その3 置換試験方法)

申請者				種別・型式	m 度	
試験年月日		～		試験者		
試験項目				No. 1	No. 2	No. 3
初回試験	低圧 V	作動				
		不作動				
	高圧 V	作動				
		不作動				
() 機能						
気流試験、 外光試験等	外光					
	電磁波					
	衝撃 波 電 圧	作動				
		不作動				
() 機能						
周囲 温度 試験	低温 ℃	作動				
		不作動				
		() 機能				
	高温 ℃	作動				
		不作動				
		() 機能				
衝撃電圧試験	作動					
	不作動					
	() 機能					
繰返試験	作動					
	不作動					
	() 機能					
	構造					

紫外線式スポット型感知器
 赤外線式スポット型感知器
 紫外線赤外線併用式スポット型感知器
 炎複合式スポット型感知器

社内試験成績表
 (その4 置換試験方法)

試験項目		No. 1	No. 2	No. 3	
振動試験	監視状態の継続				
	作動				
	不作動				
	() 機能				
	構造				
衝撃試験	作動				
	不作動				
	() 機能				
塩水腐食試験	絶縁抵抗	端子間	MΩ	MΩ	MΩ
		端子・外箱間	MΩ	MΩ	MΩ
	作動				
	不作動				
	() 機能				
	構造 (さび)				
腐食試験	作動				
	不作動				
	() 機能				
滴下試験	異常の有無				
絶縁抵抗試験	端子間	MΩ	MΩ	MΩ	
	端子・外箱間	MΩ	MΩ	MΩ	
絶縁耐力試験	端子・外箱間 V				
その他	音圧 (dB)				
記事					

紫外線式スポット型感知器
 赤外線式スポット型感知器
 紫外線赤外線併用式スポット型感知器
 炎複合式スポット型感知器

社内試験成績表
 (その5 置換試験方法)

試験項目		No. 1	No. 2	No. 3	
初回試験	低圧 V	作動			
		不作動			
	高圧 V	作動			
		不作動			
() 機能					
老化試験	作動				
	不作動				
	() 機能				
	構造				
防水試験	絶縁 抵抗	端子間	MΩ	MΩ	MΩ
		端子・外箱間	MΩ	MΩ	MΩ
	作動				
	不作動				
	() 機能				
湿度試験	監視状態の継続				
散水試験	絶縁 抵抗	端子間	MΩ	MΩ	MΩ
		端子・外箱間	MΩ	MΩ	MΩ
	作動				
	不作動				
	() 機能				
構造 (溜水)					
粉塵試験	作動				
	不作動				
	() 機能				
その他	音圧 (dB)				
記事					

備考 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

紫外線式スポット型感知器
 赤外線式スポット型感知器
 紫外線赤外線併用式スポット型感知器
 炎複合式スポット型感知器

社内試験成績表（その6）
 標準感知器を用いた監視距離の算出）

申請者				種別・型式		m		度						
試験年月日		温度 ℃		湿度 %		試験者								
1 測定装置（使用する試験装置及び配置図を記載する。）														
2 ミクロバーナー等の光量確認（3以外の箇所で確認する場合に記載する。）														
標準感知器の識別番号			No.	No.	No.	No.	No.	No.	No.					
確認する距離 (m)														
確認する出力値 (V)														
確認する出力値の許容差 (V)														
3 置換（換算）監視距離の算出方法														
標準感知器の識別番号			No.	No.	No.	No.	No.	No.	No.					
最大公称監視距離 (m)														
最大公称監視距離の出力値 (V)														
置換（換算）最大公称監視距離(cm)														
最小公称監視距離 (cm)														
最小公称監視距離の出力値 (V)														
置換（換算）最小公称監視距離(cm)														
公称監視距離等	視野角(度)		-90	-85	-80	-75	-70	-65	-60	-55	-50	-45	-40	-35
	置換（換算）公称監視距離(cm)													
	視野角(度)	-30	-25	-20	-15	-10	-5	0	+5	+10	+15	+20	+25	+30
	置換（換算）公称監視距離(cm)													
	視野角(度)	+35	+40	+45	+50	+55	+60	+65	+70	+75	+80	+85	+90	
	置換（換算）公称監視距離(cm)													
参考	標準感知器の識別番号		No.	No.	No.	No.	No.	No.	No.	No.	No.	No.	No.	No.
	最大公称監視距離×1.2の出力値 (V)													
備考														

別記様式第6号の5の11（第2条関係）

（発信機）社内試験成績表										
申請者					種別・型式					
試験年月日	年	月	日	～	年	月	日	試験者		
試験項目				No.1	No.2	No.3				
機 能	作動試験	低圧	V							
		高圧	V							
	周囲温度試験	低温	℃							
		高温	℃							
	繰返試験									
	腐食試験	絶縁抵抗	端子間		MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
			端子・外箱間		MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
	散水試験	絶縁抵抗	端子間		MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
			端子・外箱間		MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
	振動試験									
	衝撃試験									
	絶縁抵抗試験	端子間			MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
		端子・外箱間			MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ	MΩ
	絶縁耐力試験		端子・外箱間 V							
	保護板									
電話										
構 造	外箱（かん合）									
	部品（容量・寸法・構造）									
	取付（ゆるみ止・位置）									
	配線（はんだ付・色別・束線）									
	表示（銘板・記号）									
その他の										
記事										

備考 この用紙の大きさは、J I S A4とすること。

別記様式第6号の5の12（第2条関係）

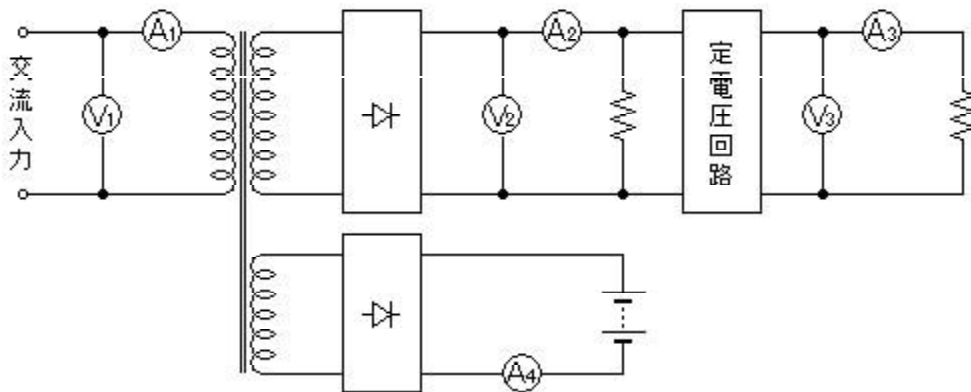
（中継器） 社内試験成績表（その1）

申請者		種別・型式			
試験年月日		試験者			
試験項目		No. 1	No. 2	No. 3	
機能	作動試験	低圧 V			
		高圧 V			
	<input type="checkbox"/> 自動試験	低圧 V			
		高圧 V			
	<input type="checkbox"/> 遠隔試験	低圧 V			
		高圧 V			
	導通・断線検出試験	低圧 V			
		高圧 V			
	周囲温度試験	低温			
		高温			
	衝撃電圧試験				
	繰返試験				
	絶縁抵抗試験	充電部・外箱間	MΩ	MΩ	MΩ
		交流入力・負荷側間	MΩ	MΩ	MΩ
交流入力・外箱間		MΩ	MΩ	MΩ	
絶縁耐力試験	充電部・外箱間 V				
	交流入力・負荷側間 V				
	交流入力・外箱間 V				
電圧・電流測定		社内試験成績表（その2）による			
音響装置	最低起動電圧	V	V	V	
	定格時の電流	mA	mA	mA	
	音量(暗騒音 dB)	dB	dB	dB	
無線機能					
蓄積時間					
遅延時間					
構造	部品(容量・寸法・構造)				
	取付(ゆるみ止・位置)				
	配線(はんだ付・色別・束線)				
	表示(銘板・記号)				
記事					

(中継器) 社内試験成績表 (その2)

定格	交流1次入力電圧	(V_1)	V			
	定格主回路電圧	(V_2)	V			
		(V_3)	V (\pm V)			
	予備電源	容量	A h			
		定格充電電流	mA (1 /) C			
	電源変圧器	1次	V	A	V A	
2次		V	A			
試験結果	交流入力 (定格) V	定格負荷	(A_1)	mA		
		監視状態	(V_2)	V	(A_2)	mA
		定格負荷	(V_2)	V	(A_2)	mA
		充電電流	(監視状態時)	(A_4)	mA (1 /) C	
	交流入力 (低圧) V	監視状態	(V_3)	V	(A_3)	mA
		定格負荷	(V_3)	V	(A_3)	mA
	交流入力 (高圧) V	監視状態	(V_3)	V	(A_3)	mA
		定格負荷	(V_3)	V	(A_3)	mA

測定回路



備考 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

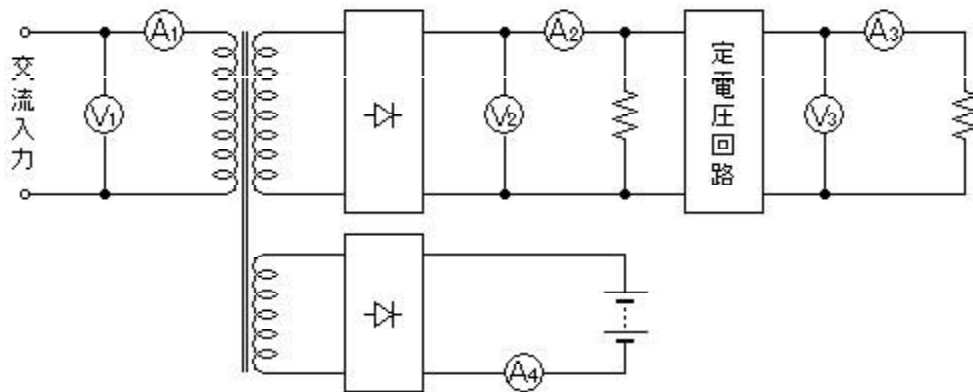
別記様式第6号の5の13（第2条関係）

(受信機) 社内試験成績表 (その1)			
申請者		種別・型式	
試験年月日	～	試験者	
試験項目		結果	
機能	作動試験	低圧	V
		高圧	V
	<input type="checkbox"/> 自動試験 <input type="checkbox"/> 遠隔試験	低圧	V
		高圧	V
	導通・断線検出試験	低圧	V
		高圧	V
	周囲温度試験	低温	
		高温	
	衝撃電圧試験		
	繰返試験		
	絶縁抵抗試験	充電部・外箱間	MΩ
		交流入力・負荷側間	MΩ
		交流入力・外箱間	MΩ
	絶縁耐力試験	充電部・外箱間	V
		交流入力・負荷側間	V
交流入力・外箱間		V	
電圧・電流測定	社内試験成績表 (その2) による		
音響装置	最低起動電圧	V	
	定格時の電流	mA	
	音量 (暗騒音)	dB	
無線機能			
蓄積時間			
遅延時間			
構造	部品 (容量・寸法・構造)		
	取付 (ゆるみ止・位置)		
	配線 (はんだ付・色別・束線)		
	表示 (銘板・記号)		
記事			

(受信機) 社内試験成績表 (その2)

定格	交流1次入力電圧	(V_1)	V			
	定格主回路電圧	(V_2)	V			
		(V_3)	V (\pm V)			
	予備電源	容量	A h			
		定格充電電流	mA ($1 /$) C			
	電源変圧器	1次	V	A	V A	
2次		V	A			
試験結果	交流入力 (定格) V	定格負荷	(A_1)	mA		
		監視状態	(V_2)	V		
		定格負荷	(V_2)	V	(A_2)	mA
		充電電流	(監視状態時)	(A_4)	$\cdot (1 /$) C	
	交流入力 (低圧) V	監視状態	(V_3)	V	(A_3)	mA
		定格負荷	(V_3)	V	(A_3)	mA
	交流入力 (高圧) V	監視状態	(V_3)	V	(A_3)	mA
		定格負荷	(V_3)	V	(A_3)	mA

測定回路



備考 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

別記様式第6号の6の1（第2条関係）（じ）

（イオン化式・光電式住宅用防災警報器） 社内試験成績表								
申請者		型式						
試験年月日		試験者						
試験項目		No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7
初回試験	作動							
	不作動							
	()機能							
	作動点							
	方向性							
警報音	音圧 (dB)							
	火災音響停止							
電池切れ警報	開始電圧 (V)							
	警報の継続							
	警報周期 (秒)							
自動試験機能	試験機能							
	警報の継続							
	警報周期 (秒)							
電源電圧変動								
気流試験、外光試験等								
周囲温度試験	低温	作動						
		不作動						
		()機能						
	高温	作動						
		不作動						
		()機能						
衝撃電圧試験	作動							
	不作動							
	()機能							
振動試験	監視状態の継続							
	作動							
	不作動							

	()機能								
	構造								
衝撃試験	作動								
	不作動								
	()機能								
	構造								
湿度試験	作動								
	不作動								
	()機能								
粉塵試験	監視状態の継続								
	作動								
	不作動								
	()機能								
腐食試験	作動								
	不作動								
	()機能								
滴下試験	監視状態の継続								
絶縁抵抗試験	端子・外箱間								
絶縁耐力試験	端子・外箱間 V								
その他	消費電流測定								
	電界強度測定								
	火災連動時間測定								

- 備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。
- 2 作動の欄には、作動時間（秒）を記入すること。
- 3 初回試験における作動時間の測定は、感度にもっとも影響のある方向で行うこと。
- 4 作動点の欄には、作動する煙濃度を記入すること。
- 5 火災音響停止の欄には、停止時間を記入すること。
- 6 警報の継続の欄は、警報状態が72時間以上継続した場合「良」と記入すること。

別記様式第6号の6の2（第2条関係）（じ）

（定温式住宅用防災警報器） 社内試験成績表									
申請者		型式							
試験年月日		試験者							
試験項目		No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	
初回試験	作動	作動							
		不作動							
		()機能							
		作動点							
	警報音	音圧 (dB)							
		火災音響停止							
	電池切れ警報	開始電圧 (V)							
		警報の継続							
		警報周期 (秒)							
	自動試験機能	試験機能							
		警報の継続							
		警報周期 (秒)							
	電源電圧変動								
	周囲温度試験	低温	作動						
不作動									
()機能									
高温		作動							
		不作動							
		()機能							
衝撃電圧試験	作動								
	不作動								
	()機能								
振動試験	監視状態の継続								
	作動								
	不作動								
	()機能								
	構造								

衝撃試験	作動							
	不作動							
	()機能							
	構造							
湿度試験	作動							
	不作動							
	()機能							
粉塵試験	監視状態の継続							
	作動							
	不作動							
	()機能							
腐食試験	作動							
	不作動							
	()機能							
滴下試験	監視状態の継続							
絶縁抵抗試験	端子・外箱間							
絶縁耐力試験	端子・外箱間 V							
その他	消費電流測定							
	電界強度測定							
	火災連動時間測定							

- 備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。
- 2 作動の欄には、作動時間（秒）を記入すること。
- 3 初回試験における作動時間の測定は、感度にもっとも影響のある方向で行うこと。
- 4 作動点の欄には、作動する煙濃度を記入すること。
- 5 火災音響停止の欄には、停止時間を記入すること。
- 6 警報の継続の欄は、警報状態が72時間以上継続した場合「良」と記入すること。

別記様式第6号の7（第2条関係）（j）

（感知器・発信機・中継器・受信機）部品社内試験成績表（その1）								
1 継電器	用途					型名		
	試験年月日	～				試験者		
	項目	No. 1		No. 2		No. 3		備考
	接点圧力 (mN)							接点材質
2 音響装置	用途					型名		
	試験年月日	～				試験者		
	項目	No. 1		No. 2		No. 3		備考
		前	後	前	後	前	後	
	最低起動電圧 (V)							暗騒音 dB
	定格電流 (mA)							
	短絡電流 (mA)							
	音圧 (dB)	50Hz						
60Hz								
絶縁抵抗 (MΩ)								
絶縁耐力 (V)								
3 電球	用途					型名		
	試験年月日	～				試験者		
	項目	No. 1		No. 2		No. 3		備考
		前	後	前	後	前	後	
	定格電流 (mA)							
	光束変化							
断線・黒化								
電流低下 (%)								
4 指示計器	用途					型名		
	試験年月日	～				試験者		
	項目	No. 1		No. 2		No. 3		備考
	固有誤差							JISC
	絶縁試験							
電圧試験								

(感知器・発信機・中継器・受信機) 部品社内試験成績表(その2)

5 ス イ ッ チ	用途							型名		
	試験年月日	～						試験者		
	項目	No. 1		No. 2		No. 3		備考		
	機能							接点材質		
	構造									
	接点圧力(N)									
6 電 源 変 圧 器	用途							型名		
	試験年月日	～						試験者		
	項目	No. 1		No. 2		No. 3		備考		
	2次定格電圧 (V)							絶縁種別		
	2次定格電流 (A)							種		
	無負荷電圧 (V)							JISC		
	全負荷電圧 (V)									
	電圧偏差 (%)									
	電圧変動率 (%)									
	温度上昇 (deg)									
	絶縁抵抗 (MΩ)	P - S								
		P - E								
		S - E								
		S - S								
	絶縁耐力	P-S V								
		P-E V								
		S-E V								
		S-S V								
	温度上昇試験の時間対温度上昇グラフは別添									
7 保 護 板	用途	押しボタンスイッチ保護用						型名		
	試験年月日	～						試験者		
	項目	No. 1		No. 2		No. 3		備考		
	20N静加重									
	80N静加重									

(感知器・発信機・中継器・受信機) 部品社内試験成績表(その3)

8 蓄 電 池	用途	予備電源		型名					
	試験年月日	～		試験者					
	項目		No.	No.	No.	備考			
	常温 ℃	放電前の電圧(V)	/			放電条件 C			
		10分後の電圧(V)							
	低温 ℃ No.	①放電前の電圧(V)							
		①10分後の電圧(V)							
		②放電前の電圧(V)							
		②10分後の電圧(V)							
	高温 ℃ No.	③放電前の電圧(V)							
		③10分後の電圧(V)							
		④放電前の電圧(V)							
		④10分後の電圧(V)							
	常温 ℃	放電前の電圧(V)							
10分後の電圧(V)									
構造									
安全装置の作動時間() 充電条件等 C									

(感知器・発信機・中継器・受信機) 部品社内試験成績表(その4)

受光素子				型名	
試験年月日		～		試験者	
試験項目		No. 1	No. 2	No. 3	備考
視野角 (度)	α_0				
	α_{ma}				
	α_{mb}				
	α_{mc}				
	α_{md}				
外光曝露	前				
	後				
	感度変化				
熱衝撃	前				
	後				
	感度変化				
記事					

備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

2 視野角欄は、視野角0度の正面方向及び最大視野角の90度回転させた方向それぞれにおける感度を明記すること。

3 外光曝露及び熱衝撃の前後における感度測定は、同一視野角とすること。

別記様式第6号の8（第2条関係）（く）

（閉鎖型スプリンクラーヘッド）社内試験成績表						
申請者			製造者			
型式			試験者			
試験年月日		商品名と記号製造年		製造年		
試験項目	個数	最高	最低	平均	備考	
1	組立荷重	daN	daN	daN	設計荷重 daN	
2	フレームの強度	永久伸び mm	mm	mm	フレームの変位 mm	
		伸び率 %	%	%		
3	作動温度	℃	℃	℃	偏差 %	
4	気泡消滅温度	℃	℃	℃	偏差 %	
5	感度	分 秒	分 秒	分 秒	試験方法	
6	放水量	l/min	l/min	l/min		
		K =	K =	K =		
7	静水圧力	試験方法				
8	衝撃	重力加速度 G				
9	分解部分の強度	荷重 N				
10	ガラスバルブの熱衝撃	衝撃回数 回				
11	感熱体の強度	荷重（引張、圧縮） 破損時間 h		N	試験温度 ℃	
12	環境温度	試験温度 ℃				
13	水撃	圧力 MPa		水撃回数 回		
14	振動	振動時間 h				
15	硝酸水銀応力腐食					
16	亜硫酸ガス腐食					
17	作動	取付角度 度		圧力 MPa		
18	ガラスバルブの加熱冷却	繰り返し回数 回				
19	取付ねじ	適合規格 呼び				
20	散水分布	別紙 に示す。				
21	ワックスヘッドの高温試験	試験温度 ℃				
22	ワックスの蒸発試験	試験温度 ℃				

備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。

2 供試個数は、各項目につき当該品目の検定細則第2章第2、1の表に規定する試料数以上とする。

別記様式第6号の9（第2条関係）

（流水検知装置）社内試験成績表（その1）					
申請者				試験者	
型式					
試験年月日				供試個数 個	
試験項目		結 果			
		最 高	最 低	平 均	
外 観	鑄物の状態				
	機械加工仕上の状態				
	構成部品の結合状態				
構 造 ・ 材 質 ・ 形 状 ・ 寸 法	構造・材質及び形状				
	面間寸法(mm)				
	フランジ外径(mm)				
	ボルト穴中心円の径(mm)				
	フランジの厚さ(mm)				
	ボルト穴径と数(mm×個)				
	管接続部口径				
	本体 接続部	ね じ		規格に適合	
二面幅(mm)					
耐 成 部 品 圧	本 体		水圧 MPa	分間加圧異常	
	構 成	圧力作動スイッチ		水圧 MPa	分間加圧異常
		オートドリップ		水圧 MPa	分間加圧異常
		リターディング・チャンバ		水圧 MPa	分間加圧異常
		ウォーター・モーター・コンク		水圧 MPa	分間加圧異常
	部	補助逆止弁		水圧 MPa	分間加圧異常
		信号停止弁		水圧 MPa	分間加圧異常
		加 速 器		水圧 MPa	分間加圧異常
品	電 磁 弁		水圧 MPa	分間加圧異常	

(流水検知装置) 社内試験成績表 (その2)

試験項目		結 果										
		最 高			最 低			平 均				
機	湿 式	作 動	第 1 作 動 点	信号開 始	s	信号休 止	s	s	s	s	s	
			第 2 作 動 点	s	s	s	s	s	s	s		
			第 3 作 動 点	s	s	s	s	s	s	s		
			第 4 作 動 点	s	s	s	s	s	s	s		
			最 大 流 量	s	s	s	s	s	s	s		
	不 作 動	小 流 量										
		瞬 間 的 圧 力 変 動										
	乾 式	作 動	第 1 作 動 点	弁体開 s	信号開 始	s	s	s	s	s	s	
			第 2 作 動 点	s	s	s	s	s	s	s		
			第 3 作 動 点	s	s	s	s	s	s	s		
			最 大 流 量	s			s			s		
		不 作 動	瞬 間 的 圧 力 変 動									
	予 作 動 式	作 動	第 1 作 動 点	弁体開 s	信号開 始	s	信号 停止	s	s	s	s	s
			第 2 作 動 点	s	s	s	s	s	s	s	s	
			第 3 作 動 点	s	s	s	s	s	s	s	s	
最 大 流 量			s			s			s			
不 作 動		瞬 間 的 圧 力 変 動										
耐 久	最 大 流 量 放 水	30分間流水 異常										
	乾式及び予作動式	逆流強度	異常									
圧 力 損 失 () l / m i n		MPa			MPa			MPa				
構 成 部 品 の 機 能	圧 力 ス イ ッ チ											
	ウオーター ・モーター ・ゴング	連 続 運 転							暗騒音	dB		
		音 量	/ dB			/ dB			/ dB			

(流水検知装置) 社内試験成績表 (その3)

試験項目	内 容
表 示	<input type="checkbox"/> 種 別 <input type="checkbox"/> 型 式 番 号 <input type="checkbox"/> 製 造 者 名 <input type="checkbox"/> 製 造 年 <input type="checkbox"/> 製 造 番 号 <input type="checkbox"/> 内 径 <input type="checkbox"/> 呼 び 圧 力 <input type="checkbox"/> 使 用 圧 力 範 囲 <input type="checkbox"/> 不 作 動 水 量 <input type="checkbox"/> 最 大 流 量 <input type="checkbox"/> 取 付 方 向 <input type="checkbox"/> 流 水 方 向 の 矢 印 <input type="checkbox"/> 湿式、乾式及び予作動式の別 <input type="checkbox"/> 構成部品の名称及び型式記号 <input type="checkbox"/> 構成部品の組み合わせ <input type="checkbox"/> 二次側圧力設定値
流 水 検 知 装 置	作動特性図 (1次側圧力ー流量曲線)
特 性	作動時間特性図 (作動時間ー流量曲線) 1次側圧力の条件は、使用圧力の上限值及び下限値とする。
特 性	リターディングチャンバの遅延特性図 (1次側圧力ー遅延時間曲線)
特 性	乾式流量検知装置の作動時圧力比 (1次側圧力ー2次側圧力曲線)
構 成 部 品	自動警報弁、乾式の2次流水特性図 (1次側圧力ー信号系統流水曲線)
特 性	オートドリップの排水特性図 (圧力ー流量)
特 性	ウォーター・モーター・ゴングの放水特性図 (圧力ー流量)

(流水検知装置) 社内試験成績表 (その4)

試 験 項 目	内 容
	急速開放装置作動特性図 (作動時間 - 2次側圧力曲線)

備考 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

別記様式第6号の10（第2条関係）

（一斉開放弁）社内試験成績表							
申請者			試験者				
型式							
試験年月日			供試個数		個		
試験項目			結果				
外観	鋳物の状態						
	機械加工仕上げの状態						
	表示内容						
構造材質形状寸法	構造・材質及び形状						
	面間寸法 (mm)						
	フランジ外径 (mm)						
	ボルト穴中心円の径 (mm)						
	フランジの厚さ (mm)						
	ボルト穴径と数 (mm×個)						
	管接続部口径						
	本体接続部のねじ		規格に適合				
耐圧	本体		水圧	MPa	分間加圧異常		
	弁開放用制御部		水圧	MPa	分間加圧異常		
	弁座		水圧	MPa	分間加圧異常		
	弁座漏れ		水圧	MPa	分間加圧異常		
作動時間	1次側圧力	2次側圧力	条件		1	2	平均
	最高MPa	最高	最大流量	l/min	S	S	S
			中間流量	l/min	S	S	S
			最低流量	l/min	S	S	S
		中間	最大流量	l/min	S	S	S
			中間流量	l/min	S	S	S
			最低流量	l/min	S	S	S
	最低MPa	最大流量	l/min	S	S	S	
		中間流量	l/min	S	S	S	
		最低流量	l/min	S	S	S	
	最低MPa	最低	最大流量	l/min	S	S	S
			中間流量	l/min	S	S	S
最低流量			l/min	S	S	S	
二次側圧力の安定時間	1次側圧力		2次側圧力				
	最高	MPa	最高	MPa	S	S	S
	最高	MPa	最低	MPa	S	S	S
	最低	MPa	最高	MPa	S	S	S
作時動間	1次側最高圧力		MPa	S	S	S	
	1次側最低圧力		MPa	S	S	S	
	2次側流量		l/min	S	S	S	
圧力損失		流量	l/min	MPa	MPa	MPa	

備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。

2 該当しない項目欄は、削除することができる。

別記様式第6号の11 (第2条関係)

(金属製避難はしご) 社内試験成績表
(金属製避難はしご)

申請者								型式									
試験年月日		年 月 日～年 月 日						試験者									
試験項目		有効長さ(mm)			全長(mm)			質量(kg)									
		N01	N02	N03	N01	N02	N03	N01	N02	N03							
構	段	縦棒内法寸法 (mm)			横棧間隔 (mm)			突子の高さ (mm)			横棧寸法(mm)						
		N01	N02	N03	N01	N02	N03	N01	N02	N03	N01		N02		N03		
											縦	横	縦	横	縦	横	
成	1																
	2																
	3																
	4																
	5																
	6																
	7																
	8																
	9																
	10																
	11																
	12																
	13																
	14																
	15																
	16																
	17																
	18																
	19																
	20																
試験項目		N01			N02			N03			備考						
作動試験																	
衝撃試験																	
強度	縦棒																
	横棧																
度	つり下げ金具																
	横棧トルク																
試験	突子																
	ねじり																
耐	水平支持荷重																
	食試験																

備考 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。

別記様式第6号の12 (第2条関係)

(緩降機) 社内試験成績表 (その1)									
申請者名				型 式					
試験年月日	年 月 日 ~ 年 月 日			試験者					
試 験 項 目		N01		N02		N03			
構 造 検 査	调速器の質量		kg		kg		kg		
	ロープ長		m		m		m		
	その他の構造								
降 下 速 度 試 験	250N		cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	
	650N× 人 = N		cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	
	最大使用荷重 N		cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	
	連 続 降 下	1 回		cm/s		cm/s		cm/s	
		2 回		cm/s		cm/s		cm/s	
		3 回		cm/s		cm/s		cm/s	
		4 回		cm/s		cm/s		cm/s	
		5 回		cm/s		cm/s		cm/s	
		6 回		cm/s		cm/s		cm/s	
		7 回		cm/s		cm/s		cm/s	
		8 回		cm/s		cm/s		cm/s	
		9 回		cm/s		cm/s		cm/s	
		10 回		cm/s		cm/s		cm/s	
		11 回		cm/s		cm/s		cm/s	
		12 回		cm/s		cm/s		cm/s	
		13 回		cm/s		cm/s		cm/s	
		14 回		cm/s		cm/s		cm/s	
		15 回		cm/s		cm/s		cm/s	
		16 回		cm/s		cm/s		cm/s	
		17 回		cm/s		cm/s		cm/s	
		18 回		cm/s		cm/s		cm/s	
19 回		cm/s		cm/s		cm/s			
20 回		cm/s		cm/s		cm/s			
平均降下速度		cm/s		cm/s		cm/s			
含 水 降 下 試 験		cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s		
低 温 試 験 及 び 高 温 試 験	低 温 試 験	機 能	250N	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s
			* 650N	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s
			max	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s
		構 造							
	高 温 試 験	機 能	250N	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s
			* 650N	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s
			max	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s
構 造									

(緩降機) 社内試験成績表 (その2)

繰り返し試験	1 サイクル目 (min-max)		cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s
	2 サイクル目 (min-max)		cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s
	3 サイクル目 (min-max)		cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s
	4 サイクル目 (min-max)		cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s
	5 サイクル目 (min-max)		cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s
	機 能	250N	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s
		*650N	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s
		max	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s
	構 造							
	腐 食 試 験	機 能	250N	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s
*650N			cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s
max			cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s
構 造								
落 下 衝 撃 緩 降 試 験	機 能	250N	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s
		*650N	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s
		max	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s
	構 造							
落 下 試 験	機 能	250N	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s
		*650N	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s
		max	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s	cm/s
	構 造							
強 度 試 験	調 速 器							
	調速器の連結部							
	着 用 具							
	ロ ー プ							
	緊 結 金 具							
ベルトの引張試験								
備 考								

備考1 この用紙の大きさは、J I S A4とすること。

2 欄中、*650N とは 650N×*人、max とは最大使用荷重とする。

型式適合検定受検業務委託契約書(例)

委託者〇〇会社（以下「甲」という。）は、受託者〇〇会社（以下「乙」という。）の型式と同一型式の製品を受検する事について、乙に対して次のようにその業務を委託する。

第1条 本契約に係る乙の型式は、次に掲げるものとする。

- (1) 種別
- (2) 型式
- (3) 型式番号

第2条 本契約に係る甲の製品は、すべて乙が製造したものとする。

第3条 甲が乙に委託する受検業務の範囲は、当該製品の受検準備から検定業務規程第19条第1項に係る署名又は押印までに係る一切の業務とする。

2 甲及び乙は、本契約に係る甲及び乙の製品を同時に受検する場合、甲及び乙の当該製品について日本消防検定協会が行う一括抜き取り検査を受けるものとする。

3 甲及び乙は、乙が甲以外の者と第1条の型式について型式適合検定受検業務委託契約を行った場合、甲以外の者の当該製品を含めて行う前項の一括抜き取り検査を受けるものとする。

第4条 甲及び乙が有する同一型式について日本消防検定協会に軽微変更届の提出を行う必要が生じた場合は、双方協議のうえ、提出を行うものとする。

第5条 本契約に係る事項について疑義が生じた場合は双方協議して決定するものとする。

第6条 本契約の有効期間は、双方が別に定める有効期間とする。ただし、本契約事項に変更を生じたために有効期間を変更しなければならないときは、双方協議して決定するものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 住所
名称及び代表者氏名

乙 住所
名称及び代表者氏名

備考 この用紙の大きさは、J I S A4とすること。

<h2 style="margin: 0;">手数料内訳書</h2> <p style="margin: 0;">(振込票添付欄)</p>				No
<p>(型式試験・型式変更試験・型式適合検定) 手数料内訳書</p>				
種別	型式番号	申請数量	金額	備考
			円	
計				
※受付年月日				

- 備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4とすること。
- 2 1社の申請件数が同時に5以上の場合は、申請手数料を振込票1葉にまとめて振込むことができ（大阪支所は、型式適合検定に限る。）、その振込票を本様式の手数料内訳書にはり付けて一括された当該申請書に添付すること。
- 3 型式試験、型式変更試験又は型式適合検定ごとに別葉にすること。
- 4 内訳書が2枚以上の場合は、必ず総計を記入すること。
- 5 総計の金額は、型式試験、型式変更試験及び型式適合検定のすべての金額の合計で内訳書の各葉すべてに記入すること。
- 6 ※印欄は記入しないこと。

第2次試験の試験期限延期届

年 月 日

日本消防検定協会 殿

申請者
住 所
氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

1 種 別

2 型 式

3 申請受付 年 月 日（第 号）

4 通知された試験期限 年 月 日

上記について 年 月 日まで、下記の理由により試験期限の延期をお願いします。

記

（理由）

備考 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

〇〇月中型式適合検定受検日希望表

年 月 日

日本消防検定協会 殿

申請者

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

受検日	型式番号	種別	型式	受検数量		備考
日						
日						
日						
日						

備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4とすること。

2 受検数量欄には、前回の申請残について当日受検しようとする場合は、当該数量を記入して、その旨を備考欄に記入すること。

受検場所変更届
(移転・増設・廃止)

年 月 日

日本消防検定協会 殿

申請者

住 所

氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)

電話番号

- | | | |
|--------|---|--|
| 1 種 別 |] | (2以上の型式番号について届出のときには、適当な一括表とするか
又は「従来受検していたすべての型式」とし、いずれの場合も型式番
号は、○第○号ほか○件と略記することができる。) |
| 2 型 式 | | |
| 3 型式番号 | | |

上記型式について、検定業務規程第 11 条の規定に基づき変更を届け出ます。

記

変更内容	旧	
	新	
変更の理由		
変更予定日	年 月 日	

添付書類

工場設備概要調書	部
製造工程概要調書	部
社内検査体制等概要調書	部
受検できる検査項目表	部
未処理状況明細書	部

備考 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

検査設備変更届
(改良・取替・増設)

年 月 日

日本消防検定協会 殿

申請者

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

- 1 種 別] (2以上の型式番号について届出のときには、適当な一括表とすること。
2 型 式] (なお、当該検査設備がすべての当該型式に併用できるときは、当該型式は、省略することができる。)

記

変更内容	旧	
	新	
変更の理由		
変更予定日	年 月 日	

備考 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

製造工程・社内検査体制等変更届

年 月 日

日本消防検定協会 殿

申請者

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

- 1 種 別 } (2以上の型式番号について届出のときには、適当な一括表とすること。なお、当該製造工程・社内検査体制等がすべての当該型式に併用
2 型 式 } できるときは、当該型式は、省略することができる。)

記

変更内容	旧	
	新	
変更の理由		
変更予定日	年 月 日	

備考 この用紙の大きさは、J I S A 4とすること。

不適合改善方法書

年 月 日

申請者
住 所
氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

検査立会責任者

申請者名 (受検場所名)			
種別・型式			
型式番号			
型式適合検定年月日等	年 月 日	・受検数量	個
型式適合 検定で 見 出 さ れ た 欠 点 内 容 等	検査項目等	検査項目	・検査のきびしさ
	欠点個数等	欠点個数	個・抜取個数 個
	欠点区分等	欠点区分	欠点・内容
	発生原因		
発生原因 の調 査結 果	調査内容		
	調査日	月 日 時から	月 日 時まで
	調査結果		
再発防止対策等			

備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

2 調査内容欄には、原因を特定するために実施した試験、検証等の調査内容を記載すること。

不合格改善方法書

年 月 日

申請者
住 所
氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

検査立会責任者

申請者名 (受検場所名)			
種別・型式			
型式番号			
型式適合検定年月日等	年 月 日	・受検数量	個
型式適合 検定で不 合格にな った欠点 内容等	検査項目	検査項目	・検査のきびしさ
	欠点個数等	欠点個数	個・抜取個数 個
	欠点内容		
	発生原因		
発生原因の調査結果	調査内容		
	調査日	月 日 時から	月 日 時まで
	調査結果		
不良事項に対する改良措置			
不合格となったロットへの 処置方法及びその個数			
再発防止対策			

備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4とすること。

2 調査内容欄には、原因を特定するために実施した試験、検証等の調査内容を記載すること。

別記様式第16号（第13条、第15条の2及び第19条関係） (あ) (い) (じ)

No.

型式適合検定申請整理表・受検成績履歴表

受検日 年 月 日

											検定員		型式適合検定申請者 又は検定立会責任者	
種別		受検場所					ロット番号				ロットの 大きさ			
申請者名	申請年月日 受付番号	申請数	受検済数	型式 型式番号	受検数	受験品製造番号 合格証票記号	合格数	不合格数	保留数	申請残数	申請残数の 処理		備考	
				～ ～		～					月 合、不 日 個			
				～ ～		～								
				～ ～		～								
				～ ～		～								
				～ ～		～								
				～ ～		～								
合計											<input type="checkbox"/> 保留 年 月 日 <input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格 個			
抜 取 検 査	検査のきびしさ	検査 区分	欠点の区分	試料の 大きさ	A c	R e	不良品 の数	切替え スコア	備 考					
	<input type="checkbox"/> 高水準品質Ⅱ <input type="checkbox"/> 高水準品質Ⅰ <input type="checkbox"/> 標準品質 <input type="checkbox"/> 品質水準強化Ⅰ <input type="checkbox"/> 品質水準強化Ⅱ	致命欠点		全試料	0	1			<input type="checkbox"/> 社内検査等の結果確認					
		通常	第1欠点											
			第2欠点											
			第3欠点											
		少数	第1欠点											
			第2欠点											
第3欠点														

- 備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。
 2 欄の段数及び抜取検査欄は、必要に応じて変えること。

データ審査型式適合検定責任者選任届
(新規・変更)

私は

(会社名)

(役職名)

(氏名)

(登録番号)

(型式適合検定実務経験 年 月)

を検定業務規程第15条の2第1項第4号に規定する「データ審査型式適合検定責任者」として選任します。

(変更の場合、旧データ審査型式適合検定責任者氏名：)

受検場所の住所

受検場所の名称

当該受検場所で受検する種別 (該当するものすべて記載)

- 1
- 2
- 3

年 月 日

(住所)

(氏名) (法人の場合は、名称及び代表者氏名)

備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。

2 データ審査型式適合検定責任者を複数名選任する場合は、職名、氏名及び型式適合検定実務経験を一覧表にまとめることができるものとする。

3 「登録番号」欄は、データ審査型式適合検定責任者講習の修了証に記載されている登録番号を記入すること。

軽微変更届

年 月 日

日本消防検定協会 殿

氏名（法人の場合は、名称）
 受検場所責任者
 設計責任者
 電話番号

1 種 別
 2 型 式
 3 型式番号 第 号

（2以上の型式番号について届出の場合、
 適切な一括表とすることができる。）

上記について、軽微変更を下記のとおりお届けします。

製品も引き続き製造します。

なお、軽微変更後は、従来の型式による

製品は、年 月 日から製造しません。

添付：設計図等 部
 記

軽微変更事項	明細		理由
	旧	新	

注 適用日 年 月 日

協会審査結果欄	
<input type="checkbox"/> 承認する	年 月 日
<input type="checkbox"/> 承認しない	

備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4とすること。

2 1項から3項までの（）内による場合、この届出書については当該型式番号の合計数に相当した件数とし、添付設計図等については1件として提出することができる。この場合において設計図等添付の届出書をファイルしようとする当該型式番号をファイル型式番号として注記すること。

取下届

年 月 日

日本消防検定協会 殿

届出者

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

下記について取り下げたくお届けします。ついては、当該手数料 円は、
銀行 支店（普通預金・当座預金口座、口座番号 名義 ）
振込みにより還付してください。

記

- 1 区 分 （型式試験・型式変更試験・軽微変更・型式適合検定）
- 2 申請書受付 年 月 日（第 号）
- 3 種 別
- 4 型 式
- 5 型 式 番 号 （型式変更試験、軽微変更又は型式適合検定の場合に限る。）
- 6 取り下げ数量 （型式適合検定の場合に限る。記入方法は、○個中○個とし、取り下げに係る合格証票の記号番号をかつこ書きし、P型1級受信機にあっては、取り下げようとするものの回線数内訳を付記する。）
- 7 取り下げ理由

備考 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

取下届
(振替申請用)

年 月 日

日本消防検定協会 殿

届出者
住 所
氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

下記について取り下げたくお届けします。ついては、当該手数料 円は、下記のとおり振替申請に充当してください。

記

- 1 区 分 （型式試験・型式変更試験・型式適合検定）
- 2 申請書受付 年 月 日（第 号）
- 3 種 別
- 4 型 式 を に振り替え
- 5 型式番号 号を 号に振り替え
- 6 取り下げ（振り替え）数量 （型式適合検定の場合に限る。）
- 7 合格証票記号 （型式適合検定の場合に限る。）
- 8 取り下げ（振り替え）理由

備考 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

委任状

私は
（住 所）
（氏 名）（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 消防法第21条の3第2項に規定する試験の申請
- 2 消防法第21条の7に規定する次表に掲げるものの型式適合検定の申請

受検場所の住所及び名称	当該受検場所で受検する種別

年 月 日

（住 所）
（氏 名）（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

- 備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4とすること。
- 2 代理人を法人内部の者とする場合は、代理人の役職を記載すること。
 - 3 委任事項が検定手数料を納付し又は還付を受けることである場合は、その旨を記入すること。

過誤納金還付届

年 月 日

日本消防検定協会 殿

申請者

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

下記の申請に伴い 年 月 日に 銀行 支店から振り込みました
手数料 円は、過誤納でしたので、過誤納金 円を 銀行
支店（普通預金・当座預金口座、口座番号 名義 ）
振り込みにより還付してください。

記

- 1 区 分 （型式試験・型式変更試験・型式適合検定）
- 2 申請書受付 年 月 日（第 号）
- 3 種 別
- 4 型 式
- 5 型 式 番 号 （型式変更試験又は型式適合検定の場合に限る。）
- 6 数 量 （型式適合検定の場合に限る。）

備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4とすること。

2 この様式は、協会に申請を行った場合に用いること。

過誤納金還付届

年 月 日

日本消防検定協会 殿

申請者

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

年 月 日に 銀行 支店から別添の振込票のとおり振り込みました
円は、過誤納でしたので、下記により還付してください。

記

1 取引銀行 銀行 支店

2 口 座 普通預金・当座預金口座、口座番号 、名義

備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

2 この様式は、協会に申請を行っていない場合に用いること。

3 振込票を添付すること。

不足金振込届

年 月 日

日本消防検定協会 殿

申請者
住 所
氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）
振込責任者
住 所
氏 名（法人の場合は、名称及び氏名）

電話番号

年 月 日に 銀行 支店から別添の振込票のとおり不足金を振り込みましたので、下記のとおり不足のあった申請に充当してください。

記

- 1 区 分 （型式試験・型式変更試験・型式適合検定）
- 2 申請書受付 年 月 日（第 号）
- 3 不 足 金 円

備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

2 振込票を添付すること。

外国における型式適合検定等の実施に係る契約書（例）

収入印紙

日本消防検定協会（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、外国における試験、調査、型式適合検定等の実施に係る旅費その他必要な事項に関して、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、甲が定める受託検定業務規程（以下「業務規程」という。）第50条（及び合格証票類取扱特例規程第3条第2項）の規定に基づき、本邦の地域内の場所以外の場所で行う型式検定、検査設備等の調査及び型式適合検定（並びに合格証票に係る調査）（以下「検定等」という。）に係る旅費、その他必要な事項を定める。

（契約の対象となる種別及び型式）

第2条 本契約の対象となる製品の種別及び型式は、次に掲げるものとする。

- (1) 種 別：〇〇〇〇
- (2) 型 式：別紙による

※ なお、別紙の型式等の変更等がある場合は、第7条第2項に基づく甲の通知までに行うこと。

2 本契約の対象とする前項に定める製品は、本邦への輸出を目的としたものに限る。

（検定等を行う場所）

第3条 本契約の対象となる検定等を実施する場所は、次の住所に定める事業所等とする。

- (1) 住 所
〇〇〇〇
- (2) 法人名
〇〇〇〇

（検定等実施の保証）

第4条 乙は、前条に定める実施場所において、甲職員による各号に掲げる行為（以下「検定等の行為」と総称する。）が適正に実施できることを保証する。

- (1) 第1条に定める検定等
- (2) 業務規程、検定細則等で定める検定等
- (3) 検査設備、製造工程及び社内検査体制等の調査（並びに合格証票類に係る調査）行為

2 乙は、前条で定める実施場所における甲職員による検定等の行為が、〇〇〇〇国の法令又はその他の規制に抵触しないものであることを確認及び保証する。また、本契約の締結後、同国において規制内容に変更があり、検定等の行為の実施が不可能となった場合、検定等の行為は中止する。

3 乙は、前項の確認結果を甲に対して、乙の記名押印ある書面で、遅くとも本契約による第1回目の検定等実施日の1か月前までに提出しなければならない。

4 乙は、甲職員が本邦出国後に最初に入国する国の入国手続時（甲が認めた場合は入国した空港の集合場所）から、甲職員が日本に向けて出国する空港出発までの間、甲職員と同行するとともに、甲職員の安全を保証する。

5 乙は、実施場所の所在する国の官公署その他の規制、指示、要望により、甲職員の行動制限や携行物等への一定の措置を求められた場合、乙において代行、代替するなど最大限の協力をを行い、甲職員に迷惑をかけてはならない。

（検定等で使用する言語）

第5条 検定等で使用する言語は、日本語とする。

2 検定等を実施するにあたり日本語通訳を必要とする場合、当該通訳の確保作業、費用、その他生じる全ての負担は、乙が負うものとする。

3 前項の日本語通訳は、検定等の行為における技術的なやりとりについても適切な通訳をなしうる者でなければならない。

(検定等に係る責任者の選任)

第6条 乙は、第2条で定める〇〇〇〇の検定等において必要な知識を有し、かつ、技術的対応、品質管理に責任を有する者（以下「検定等の責任者」という。）を選任し、本契約締結後速やかに甲に書面で通知しなければならない。

2 検定等の責任者は乙の役員または従業員でなければならない。

3 乙は、検定等の開始から終了に至るまで、検定等の責任者を立ち合わせなければならない。

4 乙は、検定等の責任者を変更する場合、甲に対して速やかにその旨を書面で通知しなければならない。

5 乙は、甲職員が、検定等の行為の実施前後を問わず、必要に応じて検定等の責任者と連絡が取れるように連絡体制について事前に整備し、書面で通知しなければならない。

(検定等の実施計画)

第7条 乙は、検定等の行為が滞りなく終了するよう時間に十分な余裕を持って日程を計画し、当該計画を遅くとも検定等実施日の45日前までに甲に申し出なければならない。

なお、1日の検定等実施時間は、現地時刻の午前9時から午後5時（途中1時間の昼食休憩を含む。）までとする。

2 甲は、乙より前項の申出があった場合、当該計画の安全性、妥当性等を考慮した上で、検定等を実施する期間（以下「実施期間」という。）を決定し、派遣する甲職員、人数等の必要な情報を乙に通知する。また、変更があった場合も同じとする。

3 甲は、第1項により申出た計画について安全性、妥当性の確保が難しいと判断した場合、乙の申出を断ることができる。

4 甲が、1回の検定等の実施につき派遣する甲職員の数は、原則として2人とする。ただし、検定等の内容により甲が必要と認める場合には、乙と協議の上、派遣する甲職員を増員することができる。

(検定等の保留)

第8条 甲は、実施期間内で検定等を終了することが困難と判断した場合、原則として型式適合検定の判定は業務規程第29条を準用し、保留の扱いとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙の申出により、甲が実施期間の延長が可能であると認めた場合には、当該期間を延長することができる。

3 乙は、第1項で保留とした製品のロットについて、改めて受検することができる。ただし、保留となった日から6か月以内に受検をしない場合、甲は、保留となったロットの判定を不合格とする。

4 前項の再受検のための費用は、すべて乙の負担とする。その他、再受検の実施に伴う準備、保証、費用負担は、初回の受検について本契約書が定めるとおりとする。

(費用の負担及び宿泊施設等の手配)

第9条 乙は、甲が定める試験及び型式適合検定の手数料とは別に、次の各号に定める費用（以下「負担額」という。）について、第7条第2項の規定に基づき派遣される甲職員分を負担するものとする。

(1) 第3条に規定する実施場所への派遣で、甲職員1人あたり消費税込みで〇〇〇〇〇〇〇円とする。また、前条第2項の規定により実施期間を延長する場合には、1日につき甲職員1人あたり消費税込みで〇〇〇〇〇〇円を加算した額とする。

(2) 航空賃は、原則として日系航空会社が定める直行便の正規運賃とする。ただし、やむを得ず、日系航空会社以外の航空会社を選定・選択する場合、事前に甲と協議の上、使用する航空会社を決定するものとする。

(3) 船賃、鉄道賃、車賃等は、いずれも安全確保可能であり、移動時間及び移動距離の点で最も利便性が高いと考えられるルートでの正規運賃とする。この場合において乙は、当該ルートが複数あるとき、甲と協議の上決定するものとする。

(4) 出入国税、空港施設使用料、税関審査料、査証費用、燃油サーチャージ及びその他支払いが義務付けられている費用並びに身体検査費用、ワクチン接種費用、行動履歴記録アプリケーションソフト使用のための費用及びその他出入国のために必要であると合理的に考えられる費用。

2 甲は、前項各号に掲げる費用のうち第2号及び第3号に規定する費用について、乙から領収書及び航空券の半券の提示を求められた場合、これに応じるものとする。

- 3 第1項各号に掲げる費用のうち第2号及び第3号に規定する費用を航空券、乗車券、特急券等（以下「航空券等」という。）により甲に直接支給する方法を用いる場合にあっては、航空券においては日系航空会社の直行便、その他についてはいずれも安全確保可能であり、移動時間及び移動距離の点で最も利便性が高いと考えられるルートを原則とし、事前に甲と協議の上、決定すること。この場合において、第7条第2項に規定する変更が生じた場合又は実施期間中に交通機関等の運行中止等の交通障害が発生した場合、乙は、航空券等の変更の手続の全てを請け負い、かつ、変更に伴う追加費用の負担が生じたときは、乙がこの全てを負担しなければならない。
- 4 乙は、前条第2項に規定する実施期間の延長が行われた場合、当該検定等終了後、追加の負担額として、1日につき甲職員1人あたり消費税込みで〇〇〇〇〇〇〇円を負担しなければならない。ただし、実施期間の延長の理由が、交通機関等の運行中止等の交通障害に限り、追加の負担額を1日につき甲職員1人あたり消費税込みで〇〇〇〇〇〇〇円とする。
- 5 乙は、次の各号に掲げる甲の宿泊施設を手配すること。この場合において、乙は宿泊施設を手配する前に、甲に対し宿泊施設の概要を通知し、宿泊施設及び宿泊場所について協議しなければならない。
 - (1) 甲職員1人につき、1部屋とすること。
 - (2) 原則として乙が宿泊する施設と甲が宿泊する施設は、同一の施設とすること。ただし、甲が認める場合に限り近隣の場所とすることができる。

（支払い方法）

- 第10条 乙は、業務規程に規定する型式適合検定手数料を振り込むほか、前条第1項に規定する負担額を検定等実施日の10日前までに甲の指定する銀行に振り込む方法により支払う。
- 2 乙は、前条第3項及び第4項に規定する追加の負担額を支払う必要がある場合、検定等実施日から30日以内に甲の指定する銀行に振り込む方法により支払う。
 - 3 甲が前条第3項の規定を適用すると認めた場合、乙は、航空券等を遅くとも甲職員出国日の10日前までに甲に到達させなければならない。ただし、第7条第2項に規定する変更が生じた場合は、この限りでない。

（検定等の中止等）

- 第11条 甲は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、航空会社・宿泊施設等の業務停止、その他やむを得ない事由が生じ検定等の実施が困難となった場合においては、これらの事由が解消するまでの間、検定等を中止することができる。
- 2 甲は、外務省が公表する海外安全情報において、安全対策の目安（カテゴリー）がレベル1以上の情報が公表されている場合又は入国しようとする国において入国制限措置若しくは入国後の行動制限措置を行っている場合、当該情報、措置が解除されるまでの間、検定等を中止することができる。ただし、海外安全情報のうち、危険情報の安全対策の目安がレベル1に該当する場合に限り、宿泊施設、実施場所、その他甲職員の安全が保障されると甲が認めるときは、この限りでない。
 - 3 甲は、前条第1項の支払い又は第3項の航空券等の到達がない場合、検定等を中止することができる。
 - 4 甲は、乙において第4条から第6条まで及び第9条の規定に反する行為があったと認めるとき、公正な検定をなしえない状況が生じたと認めるとき、又は検定等実施期間中に本邦において、入国制限措置若しくは入国後の行動制限措置を発動する旨の公表が外務省より行われたとき、甲は検定等の責任者に対し必要な説明を行った上で、検定等を即時中止するとともに、予定していた実施期間を切上げるものとする。
 - 5 第7条第2項に基づき通知した甲職員が事故、病気等で検定等が実施できない事態が生じるなど、甲の責に帰すべき事由により検定等を中止する場合、甲は検定等の再度の実施について乙と協議するものとする。
 - 6 乙が、検定等の中止を希望する場合、甲に対し中止する理由を説明した上で検定等を中止することができる。

（免責、納入した負担額の返還等）

- 第12条 甲は、第4条第2項の規定により検定等を中止した場合、乙に生じる一切の損害につき、その責を免れる。また、乙が甲に対し納入した負担額のうち、航空賃、宿泊料等のキャンセル料を控除した残額を乙に返還する。ただし、甲職員が、本契約に基づき、本邦を出国した後に、中止が決定したときは、甲は負担額を返還しない。

- 2 甲は、第8条第1項の規定により検定等を保留とした場合、乙に生じる一切の損害につき、その責を免れる。また、乙が甲に対し納入した負担額は返還しない。
- 3 甲は、前条第1項から第3項までの規定により検定等を中止した場合、乙に生じる一切の損害につき、その責を免れる。また、乙が甲に対し納入した負担額のうち、運賃、宿泊料等のキャンセル料を控除した残額を乙に返還する。ただし、甲職員が、本契約に基づき、本邦を出国した後に、中止が決定したときは、甲は負担額を返還しない。
- 4 甲は、前条第4項の規定により検定等を中止した場合、乙に生じる一切の損害につき、その責を免れる。また、乙が甲に対し納入した負担額を返還しない。ただし、入国制限措置又は入国後の行動制限措置が発動された場合に限り、負担額又は追加の負担額の取扱いについて甲及び乙で協議する。
- 5 前条第5項の規定により検定等を中止した場合、乙は、甲に対し第9条第1項に規定する負担額の全額並びに第7条第2項に規定する実施期間に甲と同行する乙従業員に係る交通費及び宿泊費に限り請求することができる。ただし、第9条第2項の規定により支給された航空券等が同条第1項第2号及び第3号に規定する正規運賃で購入したもので無い場合、甲は支給された航空券等に係る一切の損害につき、その責を免れる。
- 6 甲は、前条第6項の規定により検定等を中止した場合、甲に生じる損害を乙に請求することができる。また、乙が甲に対し納入した負担額のうち、運賃、宿泊料等のキャンセル料を控除した残額を乙に返還する。ただし、甲職員が、本契約に基づき、本邦を出国した後に、中止が決定したときは、甲は負担額を返還しない。

(損害の賠償)

第13条 乙が業務規程、その他関連規程又は本契約の条項を守らなかったことにより、甲が損害を被った場合は、甲は乙に対して損害の賠償を請求することができる。

(譲渡禁止)

第14条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約上の地位を他に譲渡し、若しくは承継し、又は本契約に基づく権利義務を他に譲渡し、承継し、若しくは担保に供してはならない。

(契約の有効期間及び再契約の申出)

第15条 本契約は、契約締結日から2年を経過する迄の間効力を有するものとする。

- 2 乙が本契約の有効期間経過後、引き続き外国における検定等の実施にかかる契約を再度締結することを希望する場合は、乙は本契約締結日から2年を経過する2か月前までに文書(正副各1部)で甲に申し出るものとする。

なお、乙が文書を提出する際には、第4条第2項の規定による確認結果を添付するものとする。

- 3 甲は、日本国又は〇〇〇〇国及び〇〇市における法令又はその他の規則等の変更により、今後も継続して検定等を実施することが困難と判断されるときは、再契約を受諾しないものとする。

(契約の解除)

第16条 乙において本契約条項の一つにでも違反(保証した内容についての相違、違反も含む)したときは、甲はなんらの催告の手續を要せず本契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、催告その他の手續を要することなく直ちに、本契約を解除することができる。
 - (1) 乙の資産につき、仮差押、仮処分、差押、保全差押、滞納処分又はこれに類する法的手続(本邦以外における同様の手續を含む。)が開始されたとき。
 - (2) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形若しくは小切手が不渡りとなったとき。
 - (3) 自らの申立てであるか第三者による申立てであるかを問わず、破産、民事再生、会社更生、特別清算の各手續開始の申立てがあったとき、特定調停の申立てがあったとき、その他これに類する法的手続(本邦以外における同様の手續を含む。)の開始申立があったとき。
 - (4) 事業を廃止し若しくは所轄政府機関等から営業の許可取り消し、業務停止等の処分を受けたとき、又は解散の決議を行い若しくは裁判所の解散命令を受けたとき。
 - (5) 事前の書面による承諾なく合併、会社分割、事業譲渡その他会社の組織又は事業に重大な影響を及ぼす行為を行ったとき。
 - (6) 本店又は代表者が連絡不能になったとき。

- (7) 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき。
- (8) 乙の責に帰する事由により本契約を履行する見込がないと明らかに認められるとき。
- (9) 甲が行う検定等の行為に際し、乙、乙の使用人、代理人、乙が委託した第三者等がその作業を妨げ、又は詐欺その他不正行為に及んだと認められるとき。
- (10) その他、前各号に準じる事由が生じたとき。

(反社会的勢力の排除)

第17条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずるものをいう。）が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 甲は、乙が次のいずれかに該当した場合には、乙に対し何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。
- (1) 前項(1)又は(2)の確約に反する表明をしたことが判明した場合
 - (2) 前項(3)の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - (3) 前項(4)の確約に反した行為をした場合
- 3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は甲に対して、甲の被った損害を賠償する。
- 4 第2項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、解除により生じる損害について、甲に対し一切の請求を行わない。

(契約条項の変更)

第18条 この契約条項の変更は、甲及び乙の記名押印ある書面によつてのみなされるものとする。

(準拠法)

第19条 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。ただし法の抵触のルールは適用しない。

(疑義の解釈)

第20条 この契約に定めない事項その他この契約に関し生じた疑義については、甲及び乙は誠意をもって協議の上、決定するものとする。

(合意管轄)

第21条 この契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続を含む）は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

前記契約締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 東京都調布市深大寺東町4丁目35番地16
日本消防検定協会
理 事 長 ○○○○ 印

乙 ○○○○○
○○○○株式会社
代表取締役 ○○○○ 印